スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領

農　林　水　産　省　農　産　局　長　通　知
制定　令和７年１月 15 日付け６農産第 3572 号

第１　対象事業

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和７年１月15日付け６農産第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　事業の構成

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業は次の事業メニューにより構成され、事業メニューごとの事業内容、事業実施主体、補助率等は事業メニューごとに定める別記のとおりとする。

１　スマート農業技術と産地の橋渡し支援（別記１）
２　農業支援サービスの先進モデル支援
　（１）モデル的取組支援
　　ア　需要主導産地育成タイプ（別記２－１）
　　イ　複数産地連携タイプ（別記２－２）
　　ウ　機械多用途利用タイプ（別記２－３）
　（２）モデル的取組等の立上げ（別記２－４）
　　ア　広域モデル
　　イ　地域モデル
３　農業支援サービスの立上げ支援
　（１）農業支援サービス事業育成対策（別記３－１）
　　ア　広域型サービス支援タイプ
　　イ　地域型サービス支援タイプ
　（２）スマート農業機械等の導入支援（別記３－２）
　　ア　広域型サービス支援タイプ
　　イ　地域型サービス支援タイプ

附則

この通知は、令和７年１月 15 日から施行する。

別記１　スマート農業技術と産地の橋渡し支援

第１　総則

交付等要綱に定めるスマート農業技術と産地の橋渡し支援（以下別記１において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

１　スマート農業技術

次の（１）から（３）までに適合した技術のことをいう。

（１）農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。

（２）情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。

（３）農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

２　農業支援サービス事業

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

３　農業支援サービス事業体

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第３　事業内容等

１　目的

人口減少に伴い、基幹的農業従事者が急激に減少することが見込まれる中、農産物の供給機能が持続的に発揮されるよう、農業の生産性の向上を図ることが急務となっている。これに対しては、農業の生産性の飛躍的な向上を可能とするスマート農業技術の活用が有効であるが、スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した農産物の新たな生産の方式の導入（以下「生産方式の革新」という。）を図りながら、その現場導入の加速化を図る必要がある。

他方で、現行のスマート農業技術が実用化されている品目が限られていることや、地域によっては、気候条件等の栽培上の課題により、生産方式の革新のみではスマート農業技術の導入が難しい場合もある。これらを踏まえて、本事業においては、スマート農業技術の他品目等への適応等の、生産方式の革新では解決で

きない課題への対応に向けた改良を支援することで、スマート農業技術の現場導入を加速化させることを目的とする。

2　事業内容

本事業においては、スマート農業技術が組み込まれた農業機械等（以下「スマート農業機械等」という。）を当該機械の所期の対象品目と異なる品目へ適応させる等、特定の産地における栽培方式等へ適応させるための改良を行うこととする。また、必要に応じて関係者による検討会、改良したスマート農業機械等の有効性の検証等を行うこととする。

3　実施要件

本事業において対象となる取組は、以下に定める要件を満たすものであることとする。

①　改良の目的が生産方式の革新では対応できない課題の解決に必要なものであること。

②　改良するスマート農業機械等は、市販されているものであること。

第３　実施要件等

1　事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げるいずれかの者とする。

（1）農業者（農業者の組織する団体も含む。）

（2）農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

（3）民間団体

（4）協議会

2　事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者とする。

（1）共通

①　本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

②　事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。

③　法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

④　本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

⑤　法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力

団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（２）農業者及びサービス事業体

次に掲げる要件を全て満たすものに限ること。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会はこの限りではない。

① 改良したスマート農業機械等を自身の営農又は農業支援サービス事業において活用すること。

② 本事業終了後は、スマート農業機械等を活用した経営に取り組み、生産性の向上を目指す意欲を有すること。

③ 後継者が確保されている等、経営の継続性が担保されていること。

（３）民間団体

本事業で改良するスマート農業機械等を製造し、又は販売する者であって、当該スマート農業機械等の改良や利用における助言を行うことができる者であること。

（４）協議会

以下の①から④までに定める要件を満たすものをいう。

① 第３の１の（１）から（３）までのいずれかの者を必須構成員とすること。

② 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

③ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

④ 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

３ 事業の実施体制

以下の者が事業実施主体又は協力者として実施体制に位置付けられていること。

① 本事業で改良するスマート農業機械等を利用する農業者又はサービス事業体

② スマート農業機械等の改良や利用（作業上の安全性を含む。）における助言を行うことができる民間企業又は整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者

４ その他

様式第１号別添の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組を実施すること。

第４ 補助対象経費等

１ 補助対象経費

交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表２

に掲げるとおりとする。

２　補助上限額及び補助率

事業実施主体当たり 500 万円を補助上限とし、定額補助とする。

３　補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としない。

（１）国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

（２）特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費

（３）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（４）別表２に掲げる経費のうち、汎用性の高いものの導入（例：パソコン等）に係る経費

（５）本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

第５　募集方法

農林水産省のウェブサイトにおいて農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が公募するものとし、その詳細は農産局長が別に定める公募要領によるものとする。

第６　採択基準

１　選定審査方法

地方農政局長等（事業実施主体の事務所又は事業実施主体による補助事業の実施場所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、事業実施主体の事務所又は事業実施主体による補助事業の実施場所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の事務所又は事業実施主体による補助事業の実施場所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が、応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点及び評価し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

２　採択方法

（１）応募者から提出された事業実施計画の採点は、別紙に定める審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、審査ポイントの合計が高い順に事業実施計画を採択するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

（２）農産局長は、前項の規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査ポイントの加算は行わないものとする。

３　審査結果の通知等

（１）農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、申請を受けた地方農政局長等に対し通知するものとする。

（２）地方農政局長等は、前号の規定に基づく通知を受けた場合には、応募者に対して審査結果を通知するものとする。

第７　成果目標及び目標年度

１　成果目標

本事業に供したスマート農業機械等が、農業者又はサービス事業体によって活用されること。

２　目標年度

事業実施年度の翌年度とする。

第８　事業実施手続等

１　交付申請書及び事業実施計画書の作成等

（１）事業実施主体は、交付等要綱第８に定める交付申請において様式第１号により作成した事業実施計画及び様式第１号別添の環境負荷低減のチェックシートを添付の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

（２）地方農政局長等は、前号の規定により提出された交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱、この要領及び農産局長が別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

２　事業の交付決定等

地方農政局長等は、１の（１）の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、取組内容等を変更することができる。ただし、本事業において改良するスマート農業機械等の種類の変更、成果目標の変更又は交付等要綱別表２に定める重要な変更に伴う事業実施計画の変更を行う場合には、あらかじめ同要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書を提出の上、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

３　事業の着手

（１）事業の着手は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を地方農政局長等に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（２）（１）のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、

事業実施主体は、様式第２号により交付決定前着手届を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

４　報告

事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況について、目標年度の翌年度の７月末日までに様式第３号により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。あわせて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて自己点検に努めること。

第９　安全性への配慮

事業実施主体は、スマート農業機械等の改良に取り組むにあたっては、当該スマート農業機械等の使用上の安全性について十分に配慮すること。また、農業機械の自動走行に関しては、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」（令和５年３月 29 日付け４農産第 4842 号農林水産省農産局長通知）等を遵守すること。

第 10　その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、スマート農業技術の普及に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別表１（第２関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表２（第４関係）

費目	細目	内　容	注意点
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を行う場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	・事業を実施するために直接必要な会議等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	広告・宣伝費	・事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布等に係る経費	
	情報発信費	・事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる費用	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEB コンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・本事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の改良等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・実証試験において利用するスマート農業機械等で行う作業に必要なものに限る。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
人件費		・事業を実施するために直接従事する事業実施主体又は取組主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知。）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。

旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	委員等謝金	・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。また、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし、事業実施主体が農業者、サービス事業体又は協議会の場合についてはこの限りではない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則３社以上（該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。））、カタログ等を添付すること。

			・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。

（注１）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注２）上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

1　事業実施に直接関連のない経費

2　事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

3　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

4　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

5　傷害保険等任意保険の加入に要する経費

6　補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費

7　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

8　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

（別紙）

審査基準

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援の審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第１項又は第２項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 審査項目のうち、（1）から（4）までのいずれかにおいて審査委員の過半から３点以下の採点を受けた場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1　事業の効果	（1）課題の妥当性 課題は、本事業の目的、趣旨と合致しているものとなっているか。	・合致する：10 点　～　合致しない：０点
	（2）スマート農業機械等の改良により見込まれる効果 改良により、生産性の向上に向けた十分な効果の発揮が期待できるか。	・十分な効果の発揮が期待できる 10 点　～　効果の発揮が期待できない：0 点
	（3）取組の普及性 改良されたスマート農業機械等が、将来的に多くの農業者に対して活用される見込みがあるか。	・多い：10 点　～　少ない：0 点
2　事業費の算定	（4）事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。	・なされている：10 点　～　なされていない：0 点
3　加算ポイント	（5）スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定（※1） 以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。なお、事業実施主体が協議会にあっては、以下のうちいずれかの者が構成員となっている場合ポイント加算する。 ①　本事業の事業実施主体が農業者にあっては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以	・２点

	下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ②　本事業の事業実施主体がサービス事業体にあっては、以下のいずれかに該当する場合。 ア　採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること イ　開発供給実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ③　本事業の事業実施主体が民間団体にあっては、採択決定日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、開発供給実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	
	（6）みどり投資税制との関連 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	・１点
	（7）みどりの食料システム法の基盤確立実施計画の認定 本事業の事業実施主体が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	・１点

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

様式第１号（第８関係）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
スマート農業技術と産地の橋渡し支援　事業実施計画

１　事業実施主体の名称

２　事業実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
事業実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
主たる業務の内容		

３　実施体制

（１）協力者（又は協議会構成員）

①協力者情報【〇〇】（「農業者」、「サービス事業体」、「メーカー」、「農機販売店」等を記載） 事業者名： 役割等：
②協力者情報【〇〇】（「農業者」、「サービス事業体」、「メーカー」、「農機販売店」等を記載） 事業者名： 役割等：
③協力者情報【〇〇】（「農業者」、「サービス事業体」、「メーカー」、「農機販売店」等を記載） 事業者名： 役割等：

※協力者情報は適宜追加すること。①本事業で改良するスマート農業機械等を利用する農業者又はサービス事業体及び②スマート農業機械等の改良や利用（作業上の安全性を含む。）における助言を行うことができる民間企業又は整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者を記載すること。

（２）実施体制図※

※実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

4　事業内容

（1）改良するスマート農業機械等

スマート農業機械等の名称	メーカー名	型式	改良内容	対象機械等の所期の対象品目	改良により対象機械等を適応させる品目	改良を行う者の名称	左記の者が有する農業機械等に関する技能や知見等の詳細

（2）スマート農業機械等の導入における課題

※具体的な産地等名、品目、栽培方法に関して、生産方式の革新では対応できない課題を含めること。

（3）本事業における取組内容

※具体的なスケジュールを含めて記載すること。

5　成果目標

本事業に供したスマート農業機械等の活用（スマート農業機械等の活用方法、活用面積及び活用農業者数を含めて記載すること）

6　事業に要する経費及び負担区分

取組の種類		総事業費（円、税込）	負担区分		備考欄
			国庫補助金（円）	自己資金（円）	
費目					
合　計					

7　事業完了（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

8　収支予算書

（1）収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
合計					

9　加算ポイント

①スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定（※） ア　本事業の事業実施主体が農業者にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 イ　本事業の事業実施主体がサービス事業体にあっては、以下のいずれかに該当する場合。 ・採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ・開発供給実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ウ　本事業の事業実施主体が民間団体にあっては、採択決定日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、開発供給実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	－
②みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	－
③みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	－

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に開発供給実施計画又は生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

10　添付書類

1．定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）

2．新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）

3．協議会の場合は、運営、会計等の規約（案）（又は写し）

4．事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）

5．その他地方農政局長等が必要と認める資料

6．環境負荷低減のクロスコンプライアンス　チェックシート

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第１号別添

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□ 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第２号（第８関係）

交付決定前着手届
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援）

申請先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　事業実施主体名

２　交付決定前着手に係る条件

以下２点の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。
・交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担する。
・交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はない。

３　事業内容

４　事業費

５　着手予定年月日及び完了予定年月日

着手予定年月日		完了予定年月日	

６　理由

様式第３号（第８関係）

事業実施状況報告書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援）

提出先：

１　事業実施主体名

２　成果目標の達成状況

成果目標	改良したスマート農業機械等の活用状況
本事業に供したスマート農業機械等が、農業者又は農業支援サービス事業によって活用されること	

（注１）活用による労働生産性の効果について記載すること。
（注２）活用している写真を添付すること。

３　成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等）

４　今後の取組方針

別記２－１　農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ

第１　総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　定義

本事業における次の用語は、用語ごとに以下のとおりとする。

１　農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

２　農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第３　事業の内容等

１　目的

本事業は、食品事業者等の需要を背景に、サービス事業体が食品事業者等と連携して、産地における加工品種への転換や鉄コンテナ流通への転換等の生産・流通・販売方式の転換を図ることにより、需要を起点としてサービス事業の受託面積を大幅に拡大するとともに、サービス事業体の持続的な事業展開に資する取組を支援する。

２　事業メニュー

本事業における事業メニューは次のとおりとし、事業内容及び補助率は、別表２に掲げるとおりとし、事業メニュー別の上下限事業費は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところによる。なお、（２）に取り組む場合にあっては（１）に必ず取り組むものとする。

（１）推進事業

（２）整備事業

第４　実施要件等

１　事業実施主体

本事業における事業実施主体は、次に掲げる者とする。なお、事業実施に当たっては（１）及び（２）は事業実施主体として必ず一体で取り組むものとし（（１）又は（２）が双方の役割を兼ねることができる場合には、１者のみでの事業実施を可能とする。）、（３）から（５）までに掲げる事業実施主体と共同で事業を実施しようとする場合にあって、国庫補助金の交付を受けて、事業を実施する場合は、事業実施計画の申請を共同で行う（以下「共同申請」という。）

ものとする。なお、共同申請を行う場合には、共同申請を行う者のうちから、代表して事業実施計画等の取りまとめを行う事業実施主体（以下「代表事業実施主体」という。）を定めるものとする。

（１）サービス事業体

（２）実需者

（３）農業者（農業者の組織する団体を含む。）

（４）地方公共団体

（５）民間団体

２　事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者とする。

（１）共通

ア　本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

イ　事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。

ウ　法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

エ　法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

オ　法人等の役員等が暴力団員でないこと。

（２）サービス事業体

本事業の成果を踏まえてサービス事業の事業展開が見込まれる者であること。

（３）農業者（農業者の組織する団体も含む。）

本事業におけるサービス事業体が提供するサービスを利用する者であること。

３　事業の補助要件

以下の要件を満たすものとする。

（１）サービス事業体と実需者が連携して、生産・流通・販売方式を転換することでサービス事業の提供側・利用者側双方の効果を高める取組を行うこと。

（２）本事業で開始したサービス事業の受託面積を拡大すること。

（３）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組を実施すること。

（４）農作業従事者の安全の確保を推進するため、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて自己点検に努めること。

（５）第３の２の（２）を実施する場合は、別紙１の費用対効果分析指針（整備事業）より、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する

施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施するものとする。

（６）複数のサービス利用者にサービスを提供すること。

第５　補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりとする。

１　推進事業

（１）交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表３に掲げるとおりとする。ただし、スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合にあっては、以下の要件を満たすものとする。

ア　サービス事業体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。

イ　本体価格が 50 万円以上（税別）であること。

ウ　新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、中古農業機械（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ　スマート農業機械等の導入先の選定に当たっては、当該農業機械の希望小売価格を確認するとともに、サービス事業体おいて、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則３者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

オ　動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。

カ　本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、サービス事業体（サービス事業体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ　本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機等メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

※　API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※　なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、スマート農機等データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。

（２）スマート農業機械等を導入する場合、利用期間は、法定耐用年数以上とする。

（３）スマート農業機械等をリース導入する場合

ア　申請方式については、サービス事業体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、サービス事業体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

イ　スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

ウ　リースによる導入に対する補助額（以下「リース料補助額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×補助率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×補助率（１／２以内） 「リース料補助額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）×補助率（１／２以内）

エ　スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

２　整備事業

（１）整備事業の施設別の上限事業費は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記１のⅡ－１の第２の４の（２）に掲げるものとし、その額を超える部分については、補助対象としないものとする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超えて施工する必要があると農産局長が特に認

めた場合にあっては、予算の範囲内においてこの額を超えて補助対象とすることができるものとする。

（２）次に掲げる基準を満たすものとする。

ア　事業実施主体が、自己資金若しくは他の補助により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

イ　補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

　また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

ウ　施設の整備に当たっては、農産局長は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

エ　事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね５年以上のものとする。

　ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、サービス提供地域の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐採の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

　なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

　このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

オ　施設の整備に対する補助については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

カ　施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

キ　施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

ク　事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、あらかじめ事業実施計画書において明らかにするものとする。なお、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等について変更する場合にあっては、農産局長と協議するものとする。また、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

（イ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（ウ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ケ　対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

コ　乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

サ　土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、農産局長は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。

シ　本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

ス　成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に補助対象とすることができるものとする。

（ア）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

（イ）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

（ウ）交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

第６　採択基準

１　選定審査方法

事業実施主体の選定に当たっては、農産局長が応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

２　採択方法

（１）応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表４に示す審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、審査ポイントの合計が高い順に事業実施計画を採択するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

（２）農産局長は、前項の規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査ポイントの加算は行わないものとする。

３　審査結果の通知等

農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、応募者に対し、通知するものとする。

第７　成果目標及び目標年度

１　成果目標

次に掲げる成果目標を設定するものとする。

（１）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立（成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）

（２）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大

２　目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第８　事業実施手続等

１　交付申請書及び事業実施計画の作成等

（１）代表事業実施主体は、事業の実施体制、実施スケジュール、成果目標等を含む総合事業実施計画を様式第 1-1 号及び様式第 2-2 号により作成するものとする。また、事業実施主体は、総合事業実施計画に位置づけられた取組内容について、様式第２－３号から様式第２－７号までにより個別事業実施計画を作成するものとする（国庫補助金を活用しない場合を除く。）。なお、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第 1-1-1 号を併せて作成し、第３の２の（２）を実施する場合は、第４の３の（５）で定める費用対効果分析を実施し、別紙１の別添を作成するものとする。

（２）事業実施主体は、交付等要綱第８に定める交付申請書と併せて、（１）の規定により作成した総合事業実施計画及び個別事業実施計画等（以下「事業実施計画」という。）を添付の上、農産局長へ提出するものとする（国庫補助金を活用しない場合を除く。）。

（３）農産局長は、前号の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱、この要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

（４）農産局長は、（２）の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表２に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及び（１）から（３）までに準じた手続を行い、その承認を受けるものとする。

（５）事業の着手

ア　事業の着手は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を農産局長に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

イ　アのただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、様式第１－２号により交付決定前着手届を作成し、農産局長に提出するものとする。

（６）報告

ア　実施状況報告

（ア）事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、様式第１－３号により事業の実施状況に係る報告を作成し、翌年度の７月末日までに農産局長に提出するものとする。

（イ）農産局長は、（ア）により報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成等が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

イ　評価報告

代表事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標の達成状況等について、目標年度の翌年度の７月末日までに様式第１－３号により評価報告を作成し、農産局長に提出するものとする。

（７）農産局長は事業実施主体に対し、（６）に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

２　整備事業

補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについては、別紙２のとおりとする。

第９　評価等

１　事業成果の評価及び改善措置の指導等

（１）農産局長は、代表事業実施主体から第８の１の（６）イの規定による評価報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を取りまとめるものとする。

（２）農産局長は、農産局長が設置する評価検討委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

（３）農産局長は、前号の規定により取りまとめた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、農産局長は、総合事業実施計画に定めた成果目標の達成が困難もしくは成果目標年度において成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第４号による改善計画を様式第１－３号と併せて提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第 14 において定める計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

２　報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 10　その他

第３の２の事業を実施するに当たっては、次のことについて留意するものとする。

１　園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

２　周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

３　管理運営

（１）管理運営

事業実施主体は、本対策により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（２）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、農産局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

（３）指導監督

農産局長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

（４）事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

４　ＧＡＰへの対応

本対策において施設等を整備し、ＧＡＰ認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

５　作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

別表１（第２関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表２（第３関係）

需要主導産地育成タイプ	１　推進事業 次の事業内容のうち、（２）及び（３）は必須とする。 （１）スマート農業機械等の導入 サービス事業体がサービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援するものとする。 （２）需要主導の産地育成 事業実施主体が需要主導の産地を育成するために必要な取組（検討会の開催、生産・流通・販売方式を転換する取組、専門人材の育成、情報発信等）を支援するものとする。 （３）利用者の新規開拓 （１）及び（２）を実施する事業実施主体が、当該事業実施産地以外の産地に事業展開を図る場合に必要となる、事業開拓に必要な取組（ニーズ調査、広告宣伝、農業者へのコンサルタント活動等）を支援するものとする。 ２　整備事業 需要主導の産地を育成するために必要な次の施設の整備を支援するものとする。ただし、生産・流通・販売方式の転換をするために必要となる施設であることを要件とする。 （１）育苗施設 （２）乾燥調製施設 （３）穀類乾燥調製貯蔵施設 （４）農産物処理加工施設 （５）集出荷貯蔵施設 （６）産地管理施設 （７）生産技術高度化施設 （８）種子種苗関連施設	1/2 以内 定額 定額 1/2 以内

別表３　推進事業の補助対象経費（第５関係）

費目	細目	対象となる事業の種類及びメニュー	内　容	注意点
事業費	会場借料	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議・イベント等の開催する場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議・イベント等の開催等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等、スマート農業機械等の改良に必要な機械等、農業施設、バックホーや木材等破砕機等の実証ほ場の確保に必要な機械、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。 ・バックホーや木材等破砕機等の機械の借上げ経費は、実証ほ場の確保に必要なものに限る。
	改良費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業実施に当たって必要なスマート農業機械等の改良、果樹等の樹形の変更等に係る経費	・必要な個所、範囲に限る。
	印刷製本費	１　推進事業	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	

		（２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓		
	広告・宣伝費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要なポスター、チラシ等の作成、配布等に係る経費	
	情報発信費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる費用	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEB コンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。
	資料購入費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な試作品の製造や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	資材費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・本事業においてスマート農業機械等で行う作業に必要なものに限る。

		（３）利用者の新規開拓		
	消耗品費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	研修受講費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与		１　推進事業 （２）需要主導の産地育成	・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成 29 年５月 17 日法律第 29 号。以下「改正法」とい

		（３）利用者の新規開拓		う。）による改正後の地方公務員法第 22 条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

			謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	
賃金等		1　推進事業 （2）需要主導の産地育成 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年9月27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		1　推進事業 （2）需要主導の産地育成 （3）利用者の新規開拓	・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		1　推進事業	・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果と	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限

		（２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	は成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	るものとする。
雑役務費	手数料	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
備品費		１　推進事業 （２）需要主導の産地育成 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則３社以上（該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。））、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
機械費		１　推進事業 （１）スマート農業機械等の導入	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・別記２－１の第５の１に掲げるとおり。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、サービス事業の実施に必要であって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。なお、農業機械専用運

				搬車とは、セーフティローダー、ユニック等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

（注１）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注２）上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

１　事業実施に直接関連のない経費

２　事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

３　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

４　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

５　傷害保険等任意保険の加入に要する経費

６　補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費

７　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

８　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

（注３）補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

１　適正な管理のため車体に本補助金の名称（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」）を明示すること

２　運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること

３　保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること

４　当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別表４（第６関係）

農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち

需要主導産地育成タイプ審査基準

需要主導産地育成タイプの審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

１　過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合

２　審査項目１の①から④までのいずれかの項目で、審査委員の過半から０点との評価を受けた場合

３　２の総合評価において、審査委員の点数の平均点が５点未満の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分（０～10 点で採択）
１　基本的事項	①成果目標の妥当性 ・事業の取組内容に対して適切な成果目標を設定しているか。	おおむね認められる…10 点 一部認められる…5 点 認められない…0 点
	②事業の実現可能性 事業実施主体が導入するスマート農業機械等、施設等の能力とサービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断	実現可能性 ある…10 点 おおむねある…5 点 ない…0 点
	③生産・流通・販売方式の転換内容の困難性	困難性：10 点～０点
	④実施体制 効果検証、情報発信等を行う体制として妥当なものとなっているか。	妥当：10 点～妥当でない：０点
	⑤事業化と普及性	可能性がある：10 点～ない：０点

	サービス事業として事業化が見込まれ、高い波及効果を持つものであるか。	
2　総合評価	①～⑤からの視点、経費の妥当性等、総合的な評価	実現可能性の有無 ・ある：10 点　～　ない：０点
【加点要素】 3　農業現場への貢献	⑥サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	（３－１）サービス提供面積の拡大量 300ha 以上…10 点 200ha 以上…６点 100ha 以上…２点 100ha 未満…０点 （３－２）サービス提供面積の拡大量（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） ５ha 以上…10 点 ３ha 以上…６点 １ha 以上…２点 １ha 未満…０点
【加点要素】※ 4　スマート農業技術活用促進法との関係	⑦スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定 以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあっては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	・10 点

	・本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	
【加点要素】 5　スマート農業機械等の導入	⑧事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のものに当てはまる場合 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含む。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・ドローン（センシングドローンを含む。）	・15 点
【加点要素】 6　中山間地域との関係	⑨中山間地域に対するサービス事業の展開 サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地	・15 点

	域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。	
【加点要素】 7　労働集約型作物へのサービス事業の展開可能性	⑩対象作物 本事業で対象とする作物等が労働集約型作物である場合	・５点
【加点要素】 8　事業実施主体が農業競争力強化支援法との関係	⑪農業競争力強化 事業実施主体が農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合	・５点
【加点要素】 9　みどりの食料システム法との関係	⑫対象機械 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合 ⑬環境負荷低減 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合 サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合	・５点 ・５点 ・５点

【加点要素】 10　地域計画との関係	⑭サービス事業体の地域計画への位置付け 本事業の事業実施主体として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	・５点

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

様式第１－１号

番　　号
年　　月　　日

農林水産省農産局長　　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組のうち需要主導産地育成タイプ）事業実施計画の（変更）申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－１の第８の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）申請する。

（注）１　関係書類として、様式第２－２号の事業実施計画を添付すること
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
３　添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第1-1-1号

番　　号
年　　月　　日

農林水産省農産局長　殿

事業実施主体名
所在地
氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－１の第８の１の（１）の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

１．本事業において行うサービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

２．補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

３．導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別（残存年数※）

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

（注）１　当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること（採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合）は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。
２　事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

様式第１－２号

番　　号
年　　月　　日

農林水産省農産局長　　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組のうち需要主導産地育成タイプ）交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－１の第８の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

様式第１－３号

番　　号
年　　月　　日

農林水産省農産局長　　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組のうち需要主導産地育成タイプ）の事業実施状況報告（評価報告）（○○年度）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－１の第○（注３）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　関係書類として、事業実施状況報告の場合は、様式第２－３号又は様式第２－７号、様式第３号、評価報告の場合は、様式第３号を添付すること。
２　別記２－１の第９による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること。
３　（注３）には、事業実施状況報告の場合は「別記２－１の第８」を、評価報告の場合は「別記２－１の第９」を記入すること。

様式第２－１号

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-1の第４の３に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

□	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

□	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
□	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

□	※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
□	資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

□	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める
□	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□	みどりの食料システム戦略の理解
□	関係法令の遵守
□	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
□	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める
□	正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第２－２号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ）総合事業実施計画

事業実施年度：　　年度

代表事業実施主体名：

所　在　地：

様式第２－２号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ）
総合事業実施計画（実施状況報告兼評価報告）

１　事業実施主体名

注：全ての事業実施主体名を記載すること

２　実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
サービス事業体名		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

法人番号（法人の場合）		
実需者名		
実需者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

注：適宜、行を追加して記入すること

３　協力者の概要

協力者名		
協力者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

協力者名		
協力者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

注：適宜、行を追加して記入すること

４（１）実施体制

①サービス事業体情報 サービス事業体名： 役割等：
②実需者情報 実需者名： 役割等：
③協力者情報※ 協力者名： 役割等：

注：協力者情報は適宜追加すること。

（２）実施体制図

注：実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

５　事業実施地域

【需要主導の産地育成】 【利用者の新規開拓】

注：需要主導の産地育成、利用者の新規開拓別に分けて記載

６（１）　事業計画※1

	実施する事業実施主体名又は協力者名※2	具体的な内容※3
推進事業		
スマート農業機械等の導入		
①スマート農業機械等の種類 （スマート農業機械に◎。複数の機械等を用いる場合には全て記載）		例：〇×社による◎ドローン（〇×社、30リッター）の導入
需要主導の産地育成		
②検討会の開催		
③生産・流通・販売方式を転換する取組（必須） （既存の生産・流通・販売方式から、本事業を実施することによって、転換する内容を可能な限り詳細（取り組む技術、手法、期待される効果等）に、分かりやすく記載すること。）		
④専門人材の育成		
⑤情報発信		
⑥その他		
利用者の新規開拓		
⑦ニーズ調査		
⑧広告宣伝		
⑨農業者へのコンサルタント活動		
⑩その他		
整備事業		
⑪施設等の種類 （複数の施設等を用いる場合には全て記載）		例：〇×社による農産物処理加工施設の設置

注１：各項目とも、別添として添付することでも可。
注２：複数の事業実施主体又は協力者で実施する場合は、事業実施主体又は協力者別に分けて記載すること。
注３：自己資金で取り組む内容についても記載すること。

６（２）実施スケジュール

7　成果目標

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※２）
（１）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立 （成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）			〇%の改善	〇%の改善	
（２）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大					

注１：（２）は、事業実施前年度の実績について記入し、記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
注２：目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

8　事業完了（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

9　収支予算書

収入の部※1

区分	事業実施主体名※2	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
国庫補助金						
その他						
合計						

注１：適宜、行を追加して記入すること
注２：複数の事業実施主体で実施する場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

支出の部

区分	事業実施主体名※	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
推進事業						
整備事業						
合計						

注：全ての事業実施主体名を記載すること。

10　加算ポイント

実施要領別表４に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術活用促進法との関係	-	以下のいずれかに該当する場合、その旨を記載。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあっては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ・本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 （事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。）
②スマート農業機械等の導入	-	・事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のものに当てはまる場合にその旨を記載。 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン
③サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	-	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域（※）のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※HP（https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html）掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で　「中間農業地域」＝3、「山間農業地域」＝4と区分されている地域を確認すること。
④労働集約型作物へのサービス事業の展開可能性	-	・本事業で対象とする作物等が労働集約型作物である場合にその旨を記載。
⑤農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	-	・事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。

⑥みどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	－	・本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合にその旨を記載
⑦みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	－	・本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載
⑧環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	－	・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載
⑨サービス事業体の地域計画への位置付け	－	・本事業の事業実施主体として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合にその旨を記載

11　添付書類

環境負荷低減のクロスコンプライアンス　チェックシート

（次の12から14までについては、実施状況報告兼評価報告時に記載するものとする）

12　成果目標の達成状況

	現状（〇年度）（※1）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標値（〇年度）	達成率
（１）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立（成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）			・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・７の目標年度欄の内容を記載すること	
（２）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大	・７の現状欄の内容を記載すること	・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・７の目標年度欄の内容を記載すること	

注：記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。

13　事業の進捗状況

14　成果目標の達成に向けて実施した取組内容（作業の工夫等）

様式第２－３号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ（推進事業））個別事業実施計画兼実施状況報告

事業実施年度：　　年度

事業実施主体名：

所　在　地：

様式第２－３号　　（サービス事業体用）

個別事業実施計画兼実施状況報告
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ（推進事業））

１　事業実施主体名

２　事業実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
過去の国の補助事業の主な取組状況		

３　事業計画

提供サービスの類型		
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択		
作業の種類等による区分		※事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。
サービスの内容		

本事業において、導入するスマート農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

サービスを提供する都道府県数	0

（注）本事業において、導入するスマート農業機械等を**直接用いて**サービスを提供する都道府県に〇を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。

４　売上げの見込み

事業の規模	サービス事業部門における売上見込み（令和〇年度：事業実施年度の翌々年度）	見込みの算定方法
事業実施主体が提供するサービスに係る売上げ	円	

（注）見込みの算定方法については事業規模（経営体数、面積、料金体系）がわかるように記載すること。
（例：サービスを提供する面積（10a）×提供価格（円/10a））

５　需要主導の産地育成、利用者の新規開拓

	具体的な内容
需要主導の産地育成	
①検討会の開催	
②生産・流通・販売方式を転換する取組（既存の生産・流通・販売方式から、本事業を実施することによって、転換する内容を可能な限り詳細（取り組む技術、手法、期待される効果等）に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注１：各項目とも、別添として添付することでも可。
注２：該当する項目のみ記入すること。

６　総括表

取組の種類		総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
			国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
①スマート農業機械等導入の取組				1/2		
費目						
②需要主導の産地育成、利用者の新規開拓				定額		
費目						
合　計						

注１：適宜、行を追加して記入すること
注２：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
注３：リース導入の場合は別添１の機械リース計画書を添付すること。

７　導入するスマート農業機械等（該当のみ記入）

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	１台当たり導入価格（円、税抜）	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費（円）	15ポイント加算の農業機械に該当	みどり投資促進税制の対象機械に該当
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

（注１）見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
（注２）「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記２－１の別表５に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に〇を記載すること。
（注３）適宜、行を追加して記載すること。

８　添付書類

１．定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）
２．総合事業実施計画に記入した成果目標の算定方法及び根拠についての補足資料
３．新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
４．事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
５．その他農産局長が必要と認める資料

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

９　（実施状況報告時に記載）需要主導の産地育成、利用者の新規開拓

	具体的な内容
需要主導の産地育成	
①検討会の開催	
②生産・流通・販売方式を転換する取組（既存の生産・流通・販売方式から、本事業を実施することによって、転換する内容を可能な限り詳細（取り組む技術、手法、期待される効果等）に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注１：各項目とも、別添として添付することでも可。
注２：該当する項目のみ記入すること。

様式第２－４号　　（サービス事業体用）

個別事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ（推進事業））

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなくなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

１　事業実施主体名

２　農業支援サービス利用者一覧（提供を予定している全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス（必ず記載すること）						サービス利用者数	見込み
		内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	（A）サービスを提供している現状地面積（ha）（注5）	（B）サービスを提供する面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－
8						0			－
9						0			－
10						0			－
11						0			－
12						0			－
13						0			－
14						0			－
15						0			－
16						0			－
17						0			－
18						0			－
19						0			－
20						0			－

	（A）合計面積（ha）	（B）合計面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）

（注1）本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「（A）サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入するこ

３　農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	（F）サービスを提供している現状地面積	（G）サービスを提供する面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－

	（F）合計面積（ha）	（G）合計面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）

（注1）本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「（F）サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入するこ

４　サービスを提供している現状地面積合計（A＋F）　計 0 ha

５　サービスを提供する面積合計（B＋G）　計 0 ha

６　サービス利用増加面積合計（C＋H）、平均（（C+H）/（E+J））　計 0 ha　平均 #DIV/0! ha

７　サービス利用時間合計（D＋I）、平均（（D+I）/（E+J））　計 0 （h）　平均 #DIV/0! （h）

８　サービス利用者合計（E＋J）　計 0 者

様式第２－５号　　（サービス事業体用）

事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

１．サービス事業体の概要（※）		
	名称	
	所在地	
	代表者	
	副代表者、役員等	
	事業年度	
	従業員数	
	事業内容	
２．サービスの概要（※）		
	サービス分類	
	サービス内容	
	サービス対象品目	
	サービス対象地域	
	サービス提供期間	
	サービスの最低利用期間	
３．料金・オプション（※）		
	基本料金単価	
	追加料金要件	
	その他サービス利用者が負担する主な料金	
	解約・違約費用等	
４．サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）		
５．サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項		
６．責任範囲・保証内容		
７．保有資格等		
８．問合せ先（※）		
	電話番号	
	受付時間	
	担当部署	
	メール、問合せフォーム等	

（注）　※を付したものは必須事項です。

別添1-1　　（サービス事業体における共同申請者記載）
（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

個別事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ
（推進事業））のスマート農業機械等リース計画書）

年　月　日

農産局長　殿

【サービス事業体名】
フリガナ　　フリガナ
氏名　　代表者氏名

〒　　ー
住所
電話番号

【リース事業者名】
フリガナ
事業者名
代表者名

※導入するスマート農業機械等によってリース事業者が異なる場合はリース事業

〒　　ー
住所
電話番号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ
（推進事業））の機械リース計画書を作成したので提出します。

1　リース計画に基づいて、次の取組を行います。

2　リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）
及び事業中止した場合には、リース事業者が農産局長に補助金を返納します。

3　本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて
合意します。

4　計画額　　円

5　取組の内容
別添個票のとおり。

別添1-2　　（サービス事業体における共同申請者記載）
個票（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

スマート農業機械等リース計画書（№.〇）

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象スマート農業機械等	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機等の有無 （有の場合：能力・取得年月・台数など）			
リース期間	開始日～終了日（※1）	～		（年）
	リース借受日から〇年間（※2）			（年）
リース物件購入価格（税抜き）				（円）
	うちオプション分（税抜き）			（円）
残存価格（リース期間終了後の残価設定）				（円）
リース料補助申請額				（円）
リース諸費用（金利・保険料・消費税）				（円）
	うち税相当分			（円）
スマート農業機械等利用者負担リース料（税込み				（円）
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。
注2：リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。
　A:[リース物件購入価格（税抜き）]×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内
　B:（[リース物件購入価格（税抜き）]－[残存価格]）×１／２以内
注3：複数の機械等をリースする場合には、機械等ごとにそれぞれ作成すること。
注4： 添付書類は、以下のとおり。
　① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
　② その他農産局長が必要と認める資料

様式第２－６号　　（実需者、その他の者用）

個別事業実施計画兼実施状況報告
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ（推進事業））

１　事業実施主体名

２　実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
過去の国の補助事業の主な取組状況		

３　需要主導の産地育成、利用者の新規開拓

	具体的な内容
需要主導の産地育成	
①検討会の開催	
②生産・流通・販売方式を転換する取組（既存の生産・流通・販売方式から、本事業を実施することによって、転換する内容を可能な限り詳細（取り組む技術、手法、期待される効果等）に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注：各項目とも、別添として添付することでも可。

４　実施スケジュール

５　総括表

取組の種類		総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
			国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
需要主導の産地育成、利用者の新規開拓				定額		
費目						
合　計						

注２：適宜、行を追加して記入すること
注１：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

６　事業完了（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

７　添付書類

１．定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）
２．新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
３．事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
４．その他農産局長が必要と認める資料

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

８　（実施状況報告時に記載）需要主導の産地育成、利用者の新規開拓

	具体的な内容
需要主導の産地育成	
①検討会の開催	
②生産・流通・販売方式を転換する取組（既存の生産・流通・販売方式から、本事業を実施することによって、転換する内容を可能な限り詳細（取り組む技術、手法、期待される効果等）に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注：各項目とも、別添として添付することでも可。

様式第２－７号　　（共通様式）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ（整備事業））個別事業実施計画兼実施状況報告

事業実施年度：　　年度

事業実施主体名：

所　在　地：

様式第2-7号

個別事業実施計画兼実施状況報告
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
需要主導産地育成タイプ（整備事業））

1　生産・流通・販売方式の転換をするための施設整備の必要性、効果等

※施設整備により生産・流通・販売方式の転換にどのように繋がるのか具体的に記載すること。
※得られる効果、目標達成にどのように資するか等、具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2　対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3　事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町　　番地 村	㎡		

4　施設利用計画等

ア　施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容（区分、構造、規格、能力等）	現状（〇年度）	取組後					
				事業実施年（〇年度）		２年目（〇年度）		３年目（〇年度）	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

（注１）新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。
（注２）乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
（注３）既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ　施設収支計画

現状（〇年度）				取組後											
				事業実施年（〇年度）				２年目（〇年度）				３年目（〇年度）			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

（注）新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

ウ　施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	サービス利用戸数（受益農家戸数）	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		（例） 〇〇運営組合	（例） 年間通じて貸付 水稲収穫期		（例） 通常の保管場所 整備点検の実施者

（注）貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

5　既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力（出荷量、処理量）	過去３カ年の実績						整備年	事業名（補助事業を活用した場合）
			３年前（〇年度）		２年前（〇年度）		前年度（〇年度）			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

（注１）既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。
（注２）乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
（注３）「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

６（１）総括表

費目		事業費（円）	うち国庫補助金（円）	説明
小計		0	0	

注1：「費目」欄は、別紙2を参照すること。
注2：積算の根拠となる見積もり資料を添付すること。
注3：「説明」欄は、費目の具体的な内容、積算の根拠資料のファイル名等を記載すること。

６（２）事業費

施設名	事業内容 （工種、施設区分、構造、規格、能力等）	総事業費 （円）	国庫補助金	その他	完了（予定） 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考

（注1）設計金額、設計書その他農産局長が必要と認める書類を添付すること。

（注2）費用対効果分析に当たっては、別紙1の費用対効果分析指針（整備事業）に定める方法で行うこと。

7　上限事業費（上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入）

施設名	総　事　業　費 A＋B	うち上限事業費対象事業費 A （上限事業費）	上限事業費対象外事業費 B （上限事業費対象外事業内訳）	備　考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,㎡等 （上限事業費） 千円／ha,t,㎡等	千円	

（注1）施設名は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下、「本要綱」という。）別記1のⅡ－1の4に定める施設とする。

（注2）上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ－1の4の（2）に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

（注3）上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のⅡ－1の4の（2）に定める上限事業費を記入する。

（注4）上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

（注5）上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

（注6）上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

8　補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

9　出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後		
		１年目 （○年度）	２年目 （○年度）	３年目 （○年度）
	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円

○添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程

⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他農産局長が必要と認める資料等

様式第2-7号

個別事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ（整備事業））

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1　事業実施主体名

2　サービス利用者（施設受益者）一覧（サービス利用者（施設受益者）全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	(A)サービスを利用している現状地面積（ha)(注5)	(B)サービスを利用する面積（ha）	(B)－(A)面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－
8						0			－
9						0			－
10						0			－
11						0			－
12						0			－
13						0			－
14						0			－
15						0			－
16						0			－
17						0			－
18						0			－
19						0			－
20						0			－

	(A)合計面積（ha）	(B)合計面積（ha）	(B)－(A)面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

（注1）本事業の施設整備によって受益するサービス利用者を記載すること。
（注2）サービスを利用している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「(A)サービスを利用している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス利用面積の実績を記入すること。

3　農協等を経由してサービスを利用する場合

No	サービスを展開する農協等名	利用サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	(F)サービスを利用している現状地面積	(G)サービスを利用する面積（ha）	(G)－(F)面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－

	(F)合計面積（ha）	(G)合計面積（ha）	(G)－(F)面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

（注1）本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
（注2）サービスを利用している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「(F)サービスを利用している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス利用面積の実績を記入すること。

4　サービスを利用している現状地面積合計（A＋F）　計 0 ha

5　サービスを利用する面積合計（B＋G）　計 0 ha

6　サービス利用増加面積合計（C＋H）、平均（(C+H)／(E+J)）　計 0 ha　平均 #DIV/0! ha

7　サービス利用時間合計（D＋I）、平均（(D+I)／(E+J)）　計 0 (h)　平均 #DIV/0! (h)

8　サービス利用者合計（E＋J）　計 0 者

様式第2-7号　スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
需要主導産地育成タイプ（整備事業））工程表

項目	○年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：適宜、行を追加して記入すること

様式第３号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ）総合事業実施状況報告兼評価報告

事業実施年度：　　年度

代表事業実施主体名：

所　在　地：

注：様式２－２号の２ページ目以降を流用すること。

様式第４号

農林水産省農産局長　殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ）の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施したスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

１．取組の経過

２．当初総合事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

３．改善計画を実施するための推進体制

別記２-２　農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ

第１　総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（以下別記２－２において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

１　農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

２　農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第３　事業の内容等

１　目的

本事業は、サービス事業体が主体となって、産地ごとに作期の異なる品種の導入や栽培方法等の転換を促し、複数産地を連携させることにより、同一スマート農業機械等を用いたサービス事業の長期提供や、年間を通じたサービス事業の利用・提供ができる産地・サービス事業体双方の体制を構築する取組を支援する。

２　事業メニュー

本事業における事業メニューは次のとおりとし、事業内容、補助率は、別表２に掲げるとおりとし、事業メニュー別の上下限事業費は、農産局長が別に定めるところによる。なお、（２）に取り組む場合にあっては（１）に必ず取り組むものとする。

（１）推進事業

（２）整備事業

第４　実施要件等

１　事業実施主体

本事業における事業実施主体は、次に掲げる者とする。なお、事業実施に当たっては（１）は事業実施主体として必ず取り組むものとし、（２）から（４）までに掲げる事業実施主体と共同で事業を実施しようとする場合にあって、国庫補助金の交付を受けて、事業を実施する場合は、事業実施計画の申請を共同で行う（以下「共同申請」という。）ものとする。なお、共同申請を行う場合に

は、共同申請を行う者のうちから、代表して事業実施計画等の取りまとめを行う事業実施主体（以下「代表事業実施主体」という。）を定めるものとする。

（１）サービス事業体

（２）農業者（農業者の組織する団体を含む。）

（３）地方公共団体

（４）民間団体

２　事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者とする。

（１）共通

ア　本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

イ　事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。

ウ　法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

エ　法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

オ　法人等の役員等が暴力団員でないこと。

（２）サービス事業体

本事業の成果を踏まえてサービス事業の事業展開が見込まれる者であること。

（３）農業者（農業者の組織する団体も含む。）

本事業におけるサービス事業体が提供するサービスを利用する者であること。

３　事業の補助要件

以下の要件を満たすものとする。

（１）スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供のための工夫を行うこと。

（２）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組を実施すること。

（３）農作業従事者の安全の確保を推進するため、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて自己点検に努めること。

（４）第３の２の（２）を実施する場合は、別紙１の費用対効果分析指針（整備事業）により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施するものとする。

（５）複数のサービス利用者にサービスを提供すること。

第５　補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりとする。

１　推進事業

（１）交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表３に掲げるとおりとする。ただし、スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合にあっては、以下の要件を満たすものとする。

ア　サービス事業体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。

イ　本体価格が 50 万円以上（税別）であること。

ウ　新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、中古農業機械（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ　スマート農業機械等の導入先の選定に当たっては、当該農業機械の希望小売価格を確認するとともに、サービス事業体おいて、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則３者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

オ　動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。

カ　本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、サービス事業体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ　本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機等メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

※　API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※　なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、スマート農機等データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。

（２）スマート農業機械等を導入する場合、利用期間は、法定耐用年数以上とする。

（３）スマート農業機械等をリース導入する場合

ア　申請方式については、サービス事業体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、サービス事業体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

イ　スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

ウ　リース料補助額については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×補助率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×補助率（１／２以内） 「リース料補助額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）×補助率（１／２以内）

エ　スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

２　整備事業

（１）整備事業の施設別の上限事業費は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記１のⅡ－１の第２の４の（２）に掲げるものとし、その額を超える部分については、補助対象としないものとする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超えて施工する必要があると農産局長が特に認めた場合にあっては、予算の範囲内においてこの額を超えて補助対象とすることができるものとする。

（２）次に掲げる基準を満たすものとする。

ア　事業実施主体が、自己資金若しくは他の補助により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

イ　補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

ウ　施設の整備に当たっては、農産局長は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

エ　事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね５年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、サービス提供地域の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐採の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

オ　施設の整備に対する補助については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

カ　施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

キ　施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

ク　事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、あらかじめ事業実施計画書において明らかにするものとする。なお、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等について変更する場合にあっては、農産局長と協議するものとする。また、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

（イ）事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

（ウ）貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ケ　対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

コ　乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

サ　土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、農産局長は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。

シ　本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

ス　成果目標の達成に必要となる改修等については、以下の条件を全て満たす場合に補助対象とすることができるものとする。

（ア）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

（イ）改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

（ウ）交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

第６　採択基準

１　選定審査方法

事業実施主体の選定に当たって、農産局長が、応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

２　採択方法

（１）応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表４に示す審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、審査ポイントの合計が高い順に事業実施計画を採択するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

（２）農産局長は、前項の規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査ポイントの加算は行わないものとする。

３　審査結果の通知等

農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、応募者に対し、通知するものとする。

第７　成果目標及び目標年度

１　成果目標

次に掲げる成果目標を設定するものとする。

（１）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立（成果目標年度における、サービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）

（２）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大

２　目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第８　事業実施手続等

１　交付申請書及び事業実施計画の作成等

（１）代表事業実施主体は、事業の実施体制、実施スケジュール、成果目標等を含む総合事業実施計画を様式第 1-1 号及び様式第 2-2 号により作成するものとする。また、事業実施主体は、総合事業実施計画に位置づけられた取組内容について、様式第 2-3 号から第 2-7 号までにより個別事業実施計画を作成するものとする（国庫補助金を活用しない場合を除く。）なお、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第 1-1-1 号を併せて作成し、第３の２の（２）を実施する場合は、第４の３の（４）で定める費用対効果分析を実施し、別紙１の別添を作成するものとする。

（２）事業実施主体は、交付等要綱第８に定める交付申請書と併せて、（１）の規定により作成した総合事業実施計画及び個別事業実施計画等（以下「事業実施計画」という。）を添付の上、農産局長へ提出するものとする（国庫補助金を活用しない場合を除く。）。

（３）農産局長は、前号の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱、この要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

（４）農産局長は、（２）の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表２に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及び（１）から（３）までに準じた手続を行い、その承認を受けるものとする。

（５）事業の着手

ア　事業の着手は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を農産局長に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

イ　アのただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、様式第 1-2 号により交付決定前着手届を作成し、農産局長に提出するものとする。

（６）報告

ア　実施状況報告

（ア）事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、様式第 1-3 号により事業の実施状況に係る報告を作成し、翌年度の７月末日までに農産局長に提出するものとする。

（イ）農産局長は、（ア）により報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

イ　評価報告

代表事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標の達成状況等について、目標年度の翌年度の７月末日までに様式第 1-3 号により評価報告を作成し、農産局長に提出するものとする。

（７）農産局長は事業実施主体に対し、（６）に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

２　整備事業

補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについては、別紙２のとおりとする。

第９　評価等

１　事業成果の評価及び改善措置の指導等

（１）農産局長は、代表事業実施主体から第８の１の（６）イの規定による評価報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を取りまとめるものとする。

（２）農産局長は、農産局長が設置する評価検討委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

（３）農産局長は、前号の規定により取りまとめた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、農産局長は、総合事業実施計画に定めた成果目標の達成が困難もしくは成果目標年度において成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第４号による改善計画を様式第 1-3 号と併せて提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第 14 において定める計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

２　報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 10　その他

第３の２の事業を実施するに当たっては、次のことについて留意するものとする。

１　園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

２　周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

３　管理運営

（１）管理運営

事業実施主体は、本対策により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（２）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、農産局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

（３）指導監督

農産局長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

（４）事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

４　ＧＡＰへの対応

本対策において施設等を整備し、ＧＡＰ認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

５　作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

別表１（第２関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表２（第３関係）

複数産地連携タイプ	１　推進事業 次の事業内容のうち（２）及び（３）は必須とする。 （１）スマート農業機械等の導入 サービス事業体がサービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援するものとする。 （２）複数産地の連携 事業実施主体が同一スマート農業機械等を用いたサービス事業の長期提供や、年間を通じたサービス事業の利用・提供ができる産地・サービス事業体双方の体制を構築するために必要な取組（検討会の開催、スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組、専門人材の育成、情報発信等）を支援するものとする。 （３）利用者の新規開拓 （１）及び（２）を実施する事業実施主体が、当該事業実施産地以外の産地に事業展開を図る場合に必要となる、事業開拓に必要な取組（ニーズ調査、広告宣伝、農業者へのコンサルタント活動等）を支援するものとする。 ２　整備事業 複数産地の連携に必要なものに限る次の施設の整備を支援するものとする。 （１）育苗施設 （２）乾燥調製施設 （３）穀類乾燥調製貯蔵施設 （４）農産物処理加工施設 （５）集出荷貯蔵施設 （６）産地管理施設 （７）生産技術高度化施設 （８）種子種苗関連施設	1/2 以内 定額 定額 1/2 以内

	（９）格納庫※ ※　サービス事業に直接必要な、導入したスマート農業機械等を収容する、又は、導入したスマート農業機械等のメンテナンスに必要なものに限る。	

別表３　推進事業の補助対象経費（第５関係）

費目	細目	対象となる事業の種類及びメニュー	内　容	注意点
事業費	会場借料	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議・イベント等の開催する場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議・イベント等の開催等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等、スマート農業機械等の改良に必要な機械等、農業施設、バックホーや木材等破砕機等の実証ほ場の確保に必要な機械、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。 ・バックホーや木材等破砕機等の機械の借上げ経費は、実証ほ場の確保に必要なものに限る。
	改良費	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業実施に当たって必要なスマート農業機械等の改良、果樹等の樹形の変更等に係る経費	・必要な個所、範囲に限る。

	印刷製本費	1　推進事業 （2）複数産地の連携 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	広告・宣伝費	1　推進事業 （2）複数産地の連携 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要なポスター、チラシ等の作成、配布等に係る経費	
	情報発信費	1　推進事業 （2）複数産地の連携 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる費用	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEB コンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。
	資料購入費	1　推進事業 （2）複数産地の連携 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	1　推進事業 （2）複数産地の連携 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な試作品の製造や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	資材費	1　推進事業 （2）複数産地の連携 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	1　推進事業 （2）複数産地の連携	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・本事業においてスマート農業機械等で行う作業に必要なものに限る。

		（３）利用者の新規開拓		
	消耗品費	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	研修受講費	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与		１　推進事業 （２）複数産地の連携	・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・改正法による改正後の地方公務員法第22 条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、

		（３）利用者の新規開拓		「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		１　推進事業	・事業を実施するため直接必要な業務を目的	・賃金については、「補助事業等の実施

		（２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	として、事業実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	１　推進事業 （２）複数産地の連携 （３）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	

	租税公課	1　推進事業 （2）複数産地の連携 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
備品費		1　推進事業 （2）複数産地の連携 （3）利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則３社以上（該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。））、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
機械費		1　推進事業 （1）スマート農業機械等の導入	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・別記２−２の第５の１に掲げるとおり。 ・農業機械運搬車のみ機械費として申請することは認めない。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、サービス事業の実施に必要であって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、ユニック等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

（注１）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。
（注２）上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

１　事業実施に直接関連のない経費
２　事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
３　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
４　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
５　傷害保険等任意保険の加入に要する経費
６　補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
７　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
８　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

（注３）補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

１　適正な管理のため車体に本補助金の名称（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」）を明示すること
２　運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
３　保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
４　当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること
※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別表４（第６関係）

農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち

複数産地連携タイプ審査基準

複数産地連携タイプの審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。
なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

１　過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
２　審査項目１の①から④までのいずれかの項目で、審査委員の過半から０点との評価を受けた場合
３　２の総合評価において、審査委員の点数の平均点が５点未満の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分（０～10 点で採択）
１　基本的事項	①成果目標の妥当性 ・事業の取組内容に対して適切な成果目標を設定しているか。	おおむね認められる…10 点 一部認められる…5 点 認められない…0 点
	②事業の実現可能性 事業実施主体が導入するスマート農業機械等、施設等の能力とサービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断	実現可能性 ある…10 点 おおむねある…5 点 ない…0 点
	③実施体制 効果検証、情報発信等を行う体制として妥当なものとなっているか。	妥当：10 点～妥当でない：０点
	④事業化と普及性 サービス事業として事業化が見込まれ、高い波及効果を持つものであるか。	可能性がある：10 点～ない：０点

2　総合評価	①～④からの視点、経費の妥当性等、総合的な評価	実現可能性の有無 ・ある：10 点　～　ない：０点
【加点要素】 3　農業現場への貢献	⑤サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	（３－１）サービス提供面積の拡大量 300ha 以上…10 点、 200ha 以上…６点 100ha 以上…２点 100ha 未満…０点 （３－２）サービス提供面積の拡大量（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） ５ha 以上…10 点 ３ha 以上…６点 １ha 以上…２点 １ha 未満…０点
【加点要素】※ 4　スマート農業技術活用促進法との関係	⑥スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定 以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあっては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ・本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付	・10 点

	けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	
【加点要素】※ 5　スマート農業機械等の導入	⑦事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のものに当てはまる場合 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含む。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・ドローン（センシングドローンを含む。）	・15 点
【加点要素】 6　中山間地域との関係	⑧中山間地域に対するサービス事業の展開 サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す	・15 点
【加点要素】 7　労働集約型作物へのサービス	⑨対象作物	・５点

事業の展開可能性	本事業で対象とする作物等が労働集約型作物である場合	
【加点要素】 8　事業実施主体が農業競争力強化支援法との関係	⑩農業競争力強化 事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合	・５点
【加点要素】 9　みどりの食料システム法との関係	⑪対象機械 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合 ⑫環境負荷低減 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合 サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合	・５点 ・５点 ・５点
【加点要素】 10　地域計画との関係	⑬サービス事業体の地域計画への位置付け 本事業の事業実施主体として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	・５点

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

様式第１－１号

番　　号
年　　月　　日

農林水産省農産局長　　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）事業実施計画の（変更）申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－２の第８の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）申請する。

（注）１　関係書類として、様式第２－２号の事業実施計画を添付すること
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
３　添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第1-1-1号

番　　号
年　　月　　日

農林水産省農産局長　殿

事業実施主体名
所在地
氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－２の第８の１の（１）の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

１．本事業において行うサービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

２．補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

３．導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別（残存年数※）

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

（注）１　当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること（採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合）は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。
２　事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

様式第１－２号

番　　号
年　　月　　日

農林水産省農産局長　　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

〇〇年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－２の第８の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

様式第１－３号

番　　号
年　　月　　日

農林水産省農産局長　　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）の事業実施状況報告（評価報告）（○○年度）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－２の第○（注３）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　関係書類として、事業実施状況報告の場合は、様式第２－３号又は様式第２－７号、様式第３号、評価報告の場合は、様式第３号を添付すること。
２　別記２－２の第９による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること。
３　（注３）には、事業実施状況報告の場合は「別記２－２の第８」を、評価報告の場合は「別記２－２の第９」を記入すること。

様式第２－１号

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2-2の第４の３に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努め

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□ 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第２－２号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）総合事業実施計画

事業実施年度：　　年度

代表事業実施主体名：

所　在　地：

様式第２－２号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）
総合事業実施計画（実施状況報告兼評価報告）

１　事業実施主体名

注：全ての事業実施主体名を記載すること

２　実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
サービス事業体名		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

注：適宜、行を追加して記入すること

３　協力者の概要

協力者名		
協力者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

注：適宜、行を追加して記入すること

４（１）実施体制

①サービス事業体情報 事業者名： 役割等：
②協力者情報※ 名称： 役割等：

注：協力者情報は適宜追加すること。

４（２）実施体制図

注：実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

５　事業実施地域

【複数産地の連携】 【利用者の新規開拓】

注：複数産地の連携、利用者の新規開拓別に分けて記載

５（１）事業計画※1

	実施する事業実施主体名又は協力者名※2	具体的な内容※3
推進事業		
スマート農業機械等の導入		
①スマート農業機械等の種類 （スマート農業機械に◎。複数の機械等を用いる場合には全て記載）		例：○×社による◎ドローン（○×社、30リッター）の導入
複数産地の連携		
②検討会の開催		
③スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組（必須） （既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。）		
④専門人材の育成		
⑤情報発信		
⑥その他		
利用者の新規開拓		
⑦ニーズ調査		
⑧広告宣伝		
⑨農業者へのコンサルタント活動		
⑩その他		
整備事業		
⑪施設等の種類 （複数の施設等を用いる場合には全て記載）		例：○×社による農産物処理加工施設の設置

注１：各項目とも、別添として添付することでも可。
注２：複数の事業実施主体又は協力者で実施する場合は、事業実施主体又は協力者別に分けて記載すること。
注３：自己資金で取り組む内容についても記載すること。

５（２）実施スケジュール

６　成果目標

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※２）
（１）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立 （成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）			〇%の改善	〇%の改善	
（２）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大					

注１：（２）は、事業実施前年度の実績について記入し、記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
注２：目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

７　事業完了（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

８　収支予算書

収入の部※1

区分	事業実施主体名※2	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
国庫補助金						
その他						
合計						

注１：適宜、行を追加して記入すること
注２：複数の事業実施主体で実施する場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

支出の部

区分	事業実施主体名※	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
推進事業						
整備事業						
合計						

注：全ての事業実施主体名を記載すること。

９　加算ポイント

実施要領別表４に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術活用促進法との関係	－	以下のいずれかに該当する場合、その旨を記載。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあっては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ・本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 （事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。）
②スマート農業機械等の導入	－	・事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のものに当てはまる場合にその旨を記載。 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン
③サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	－	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域（※）のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※HP（https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html）掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で　「中間農業地域」＝3、「山間農業地域」＝4と区分されている地域を確認すること。
④労働集約型作物へのサービス事業の展開可能性	－	・本事業で対象とする作物等が労働集約型作物である場合にその旨を記載。
⑤農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	－	・事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。

⑥みどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	－	・本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合にその旨を記載
⑦環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく基盤確立事業実施計画の認定	－	・本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載
⑧環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	－	・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載
⑨サービス事業体の地域計画への位置付け	－	・本事業の事業実施主体として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合にその旨を記載

10　添付書類

環境負荷低減のクロスコンプライアンス　チェックシート

（次の11から13までについては、実施状況報告兼評価報告時に記載するものとする）

11　成果目標の達成状況

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標値（〇年度）	達成率
（１）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立（成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）			・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・７の目標年度欄の内容を記載すること	
（２）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大	・７の現状欄の内容を記載すること	・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・実績値を記載すること	・７の目標年度欄の内容を記載すること	

注：記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。

12　事業の進捗状況

13　成果目標の達成に向けて実施した取組内容（作業の工夫等）

様式第２－３号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（推進事業））個別事業実施計画兼実施状況報告

事業実施年度：　　年度

事業実施主体名：

所　在　地：

様式第２－３号　　（サービス事業体用）

個別事業実施計画兼実施状況報告
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち（複数産地連携タイプ【推進事業】）

１　事業実施主体名

２　事業実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
過去の国の補助事業の主な取組状況		

３　事業計画

提供サービスの類型		
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択		
作業の種類等による区分		※事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。
サービスの内容		

導入するスマート農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-	サービスを提供する都道府県数	0
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

（注）導入するスマート農業機械等を**直接用いて**サービスを提供する都道府県に〇を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。

４　売上げの見込み

事業の規模	サービス事業部門における売上見込み（令和〇年度：事業実施年度の翌々年度）	見込みの算定方法
事業実施主体が提供するサービスに係る売上げ	円	

（注）見込みの算定方法については事業規模（経営体数、面積、料金体系）がわかるように記載すること。
（例：サービスを提供する面積（10a）×提供価格（円/10a））

５　複数産地の連携、利用者の新規開拓

	具体的な内容
複数産地の連携	
①検討会の開催	
②スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組 （既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注１：各項目とも、別添として添付することでも可。
注２：該当する項目のみ記入すること。

６　総括表

取組の種類		総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
			国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
①スマート農業機械等導入の取組				1/2		
費目						
②複数産地の連携、利用者の新規開拓				定額		
費目						
合　計						

注１：適宜、行を追加して記入すること
注２：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、
　　同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
注３：リース導入の場合は別添１の機械リース計画書を添付すること。

７　導入するスマート農業機械等（該当のみ記入）

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	１台当たり導入価格（円、税抜）	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費（円）	15ポイント加算の農業機械に該当	みどり投資促進税制の対象機械に該当
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

（注１）見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
（注２）「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記２－２の別表５に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に〇を記載すること。
（注３）適宜、行を追加して記載すること。

８　添付書類

１．定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）
２．総合事業実施計画に記入した成果目標の算定方法及び根拠についての補足資料
３．新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
４．事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
５．その他農産局長が必要と認める資料

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

９　（実施状況報告時に記載）複数産地の連携、利用者の新規開拓

	具体的な内容
複数産地の連携	
①検討会の開催	
②スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組 （既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注１：各項目とも、別添として添付することでも可。
注２：該当する項目のみ記入すること。

様式第２－４号　　（サービス事業体用）

個別事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（推進事業））

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなくなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

１　事業実施主体名

２　農業支援サービス利用者一覧（提供を予定している全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス（必ず記載すること）						サービス利用者数	見込み
		内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	（A）サービスを提供している現状地面積（ha）（注5）	（B）サービスを提供する面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－
8						0			－
9						0			－
10						0			－
11						0			－
12						0			－
13						0			－
14						0			－
15						0			－
16						0			－
17						0			－
18						0			－
19						0			－
20						0			－

	（A）合計面積（ha）	（B）合計面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）

（注1）本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「（A）サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入するこ

３　農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	（F）サービスを提供している現状地面積	（G）サービスを提供する面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－

	（F）合計面積（ha）	（G）合計面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）

（注1）本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「（F）サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入するこ

４　サービスを提供している現状地面積合計（A＋F）　計 0 ha

５　サービスを提供する面積合計（B＋G）　計 0 ha

６　サービス利用増加面積合計（C＋H）、平均（（C+H）/（E+J））　計 0 ha　平均 #DIV/0! ha

７　サービス利用時間合計（D＋I）、平均（（D+I）/（E+J））　計 0 （h）　平均 #DIV/0! （h）

８　サービス利用者合計（E＋J）　計 0 者

様式第２－５号　　（サービス事業体用）

事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

１．サービス事業体の概要（※）		
	名称	
	所在地	
	代表者	
	副代表者、役員等	
	事業年度	
	従業員数	
	事業内容	
２．サービスの概要（※）		
	サービス分類	
	サービス内容	
	サービス対象品目	
	サービス対象地域	
	サービス提供期間	
	サービスの最低利用期間	
３．料金・オプション（※）		
	基本料金単価	
	追加料金要件	
	その他サービス利用者が負担する主な料金	
	解約・違約費用等	
４．サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）		
５．サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項		
６．責任範囲・保証内容		
７.保有資格等		
８．問合せ先（※）		
	電話番号	
	受付時間	
	担当部署	
	メール、問合せフォーム等	

（注）　※を付したものは必須事項です。

別添1-1号　　（サービス事業体における共同申請者記載）
（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

個別事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（推進事業））
のスマート農業機械等リース計画書）

年　月　日

農産局長　殿

【事業実施主体名】
フリガナ　　フリガナ
氏名　　代表者氏名

〒　　ー
住所
電話番号

【リース事業者名】
フリガナ
事業者名
代表者名

※導入するスマート農業機械等によってリース事業者が異なる場 合はリース事

〒　　ー
住所
電話番号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組のうち複数産地連携タイプ（推進事業））の機械リース計画書を作成したので提出します。

1　リース計画に基づいて、次の取組を行います。

2　リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、リース事業者が農産局長に補助金を返納します。

3　本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。

4　計画額　　円

5　取組の内容
別添個票のとおり。

別添1-2　　（サービス事業体における共同申請者記載）
個票（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

スマート農業機械等リース計画書（№.〇）

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象スマート農業機械等	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機等の有無 （有の場合：能力・取得年月・台数など）			
リース期間	開始日～終了日（※1）	～		（年）
	リース借受日から〇年間（※2）			（年）
リース物件購入価格（税抜き）				（円）
	うちオプション分（税抜き）			（円）
残存価格（リース期間終了後の残価設定）				（円）
リース料補助申請額				（円）
リース諸費用（金利・保険料・消費税）				（円）
	うち税相当分			（円）
スマート農業機械等利用者負担リース料（税込み				（円）
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。
注2：リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。
　　A:[リース物件購入価格（税抜き）]×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内
　　B:（[リース物件購入価格（税抜き）]－[残存価格]）×1／2以内
注3：複数の機械等をリースする場合には、機械等ごとにそれぞれ作成すること。
注4： 添付書類は、以下のとおり。
　　① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
　　② その他農産局長が必要と認める資料

様式第２－６号　　（サービス事業体以外の者用）

個別事業実施計画兼実施状況報告
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（推進事業））

１　事業実施主体名

２　実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
過去の国の補助事業の主な取組状況		

３　複数産地の連携、利用者の新規開拓

	具体的な内容
複数産地の連携	
①検討会の開催	
②スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組 （既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注：各項目とも、別添として添付することでも可。

４　実施スケジュール

５　総括表

取組の種類		総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
			国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
複数産地の連携、利用者の新規開拓				定額		
費目						
合　計						

注１：適宜、行を追加して記入すること
注２：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

６　事業完了（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

７　添付書類

１．定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）
２．新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
３．事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
４．その他農産局長が必要と認める資料
※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

８　（実施状況報告時に記載）複数産地の連携、利用者の新規開拓

	具体的な内容
複数産地の連携	
①検討会の開催	
②スマート農業機械等の長期利用、サービス事業の長期提供に向けた取組 （既存のサービス提供内容から、どのような工夫をすることで、スマート農業機械等の長期利用や、サービス事業の長期提供に繋がるのか、また、それはどの程度拡大するのか、効果も含めて可能な限り詳細に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注：各項目とも、別添として添付することでも可。

様式第２－７号　　（共通様式）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（整備事業））個別事業実施計画兼実施状況報告

事業実施年度：　　年度

事業実施主体名：

所　在　地：

様式第2-7号

個別事業実施計画兼実施状況報告
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
複数産地連携タイプ（整備事業））

1　複数産地の連携をするための施設整備の必要性、効果等

※施設整備により複数産地の連携にどのように繋がるのか具体的に記載すること。
※得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2　対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（〇年度）		目標（〇年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3　事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町　　番地 村	㎡		

4　施設利用計画等

ア　施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容（区分、構造、規格、能力等）	現状（〇年度）	取組後					
				事業実施年（〇年度）		２年目（〇年度）		３年目（〇年度）	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

（注１）新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。
（注２）乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
（注３）既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ　施設収支計画

現状（〇年度）				取組後											
				事業実施年（〇年度）				２年目（〇年度）				３年目（〇年度）			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

（注）新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

ウ　施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	サービス利用戸数（受益農家戸数）	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		（例） 〇〇運営組合	（例） 年間通じて貸付 水稲収穫期		（例） 通常の保管場所 整備点検の実施者

（注）貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

5　既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力（出荷量、処理量）	過去３カ年の実績						整備年	事業名（補助事業を活用した場合）
			３年前（〇年度）		２年前（〇年度）		前年度（〇年度）			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

（注１）既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。
（注２）乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
（注３）「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

６（１）総括表

費目		事業費（円）	うち国庫補助金（円）	説明
小計		0	0	

注1:「費目」欄は、別紙2を参照すること。
注2:積算の根拠となる見積もり資料を添付すること。
注3:「説明」欄は、費目の具体的な内容、積算の根拠資料のファイル名等を記載すること。

６（２）事業費

施設名	事業内容 （工種、施設区分、構造、規格、能力等）	総事業費 （円）	国庫補助金	その他	完了（予定） 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考

（注1）設計金額、設計書その他農産局長が必要と認める書類を添付すること。

（注2）費用対効果分析に当たっては、別紙1の費用対効果分析指針（整備事業）に定める方法で行うこと。

7　上限事業費（上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入）

施設名	総　事　業　費 A＋B	うち上限事業費対象事業費 A （上限事業費）	上限事業費対象外事業費 B （上限事業費対象外事業内訳）	備　考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,㎡等 （上限事業費） 千円／ha,t,㎡等	千円	

（注1）施設名は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下、「本要綱」という。）別記1のⅡ－1の4に定める施設とする。

（注2）上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ－1の4の（2）に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

（注3）上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のⅡ－1の4の（2）に定める上限事業費を記入する。

（注4）上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

（注5）上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

（注6）上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

8　補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

9　出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後		
		１年目 （〇年度）	２年目 （〇年度）	３年目 （〇年度）
	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円

〇添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程

⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他農産局長が必要と認める資料等

様式第2-7号

個別事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（整備事業））

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

2 サービス利用者（施設受益者）一覧（サービス利用者（施設受益者）全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	(A)サービスを利用している現状地面積（ha)(注5)	(B)サービスを利用する面積（ha）	(B)－(A)面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－
8						0			－
9						0			－
10						0			－
11						0			－
12						0			－
13						0			－
14						0			－
15						0			－
16						0			－
17						0			－
18						0			－
19						0			－
20						0			－

	(A)合計面積（ha）	(B)合計面積（ha）	(B)－(A)面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

（注1）本事業の施設整備によって受益するサービス利用者を記載すること。
（注2）サービスを利用している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「(A)サービスを利用している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス利用面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを利用する場合

No	サービスを展開する農協等名	利用サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	(F)サービスを利用している現状地面積	(G)サービスを利用する面積（ha）	(G)－(F)面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－

	(F)合計面積（ha）	(G)合計面積（ha）	(G)－(F)面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

（注1）本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
（注2）サービスを利用している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「(F)サービスを利用している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス利用面積の実績を記入すること。

4 サービスを利用している現状地面積合計（A＋F） 計 0 ha

5 サービスを利用する面積合計（B＋G） 計 0 ha

6 サービス利用増加面積合計（C＋H）、平均（(C+H)／(E+J)） 計 0 ha 平均 #DIV/0! ha

7 サービス利用時間合計（D＋I）、平均（(D+I)／(E+J)） 計 0 (h) 平均 #DIV/0! (h)

8 サービス利用者合計（E＋J） 計 0 者

様式第2-7号　スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ（整備事業））工程表

項目	○年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：適宜、行を追加して記入すること

様式第３号

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）総合事業実施状況報告兼評価報告

事業実施年度：　　年度

代表事業実施主体名：

所　在　地：

注：様式2-2号の２ページ目以降を流用すること。

様式第４号

農林水産省農産局長　殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち複数産地連携タイプ）の事業実施に関する改善計画について

○○年度において実施したスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業について、当初事業実施計画の成果目標の達成等が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

１．取組の経過

２．当初総合事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

３．改善計画を実施するための推進体制

（別紙１）

費用対効果分析指針（整備事業）

費用対効果分析指針（整備事業）は、農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ及び複数産地連携タイプのうち整備事業を目的とする取組（以下別紙１において「本事業」と総称する。）に係るものとする。なお、本指針に沿って、別紙１の別添を作成するものとする。

１　効果と費用の比較方法

（１）投資効率の算定

ア　本事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる施設の導入を行う場合において、投資効率を算定することとする。

①　育苗施設
②　乾燥調製施設
③　穀類乾燥調製貯蔵施設
④　農産物処理加工施設
⑤　集出荷貯蔵施設
⑥　産地管理施設
⑦　生産技術高度化施設
⑧　種子種苗生産関連施設

イ　投資効率は、次式に示すとおり、総事業費とアに掲げる施設の導入によって得られる年総効果額を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

投資効率＝｛（ 年総効果額÷還元率 ）－廃用損失額 ｝÷総事業費

ウ　鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設での業務に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ　遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

（２）総効果額の算定

ア　施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設ごとに次のイの（ａ）から（ｊ）までの該当効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

（ａ）育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

（ｂ）乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果
＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

（ｃ）農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果
＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋その他の効果
（雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見込むことができるものとする。）

（ｄ）集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果
＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

（ｅ）産地管理施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋被害防止生産安定効果＋その他の効果

（ｆ）生産技術高度化施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

（ｇ）種子種苗生産関連施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

イ　各効果の算定方法

（ａ）生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果とし、その額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額とする。

年効果額＝（事業実施前の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））× 生産規模拡大率
－（事業実施後の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））－サービス利用コスト

ｉ　導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：種子種苗生産関連施設）

年効果額＝事業実施により使用量を減少させる資材の節減額－事業実施により使用量を増加させる資材の増加額

ⅱ　導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。

年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）

規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額

ⅲ　導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、経営規模の拡大によりコスト節減がされる場合、次の算定式を用いる。

年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額

（ｂ）品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果とし、その額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額とする。

年効果額＝事業実施後の生産量×（事業実施後の販売単価－事業実施前の販売単価）

ⅰ　新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における品質向上効果を算定するものとする。

ⅱ　種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者における品質向上効果についても算定するものとする。

ⅲ　処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。

なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むため、以下の算定式において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。

（ⅰ）農産物を処理加工する場合

年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売予定単価－事業実施前の出荷量×事業実施前平均販売単価

（ⅱ）事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売単価－事業実施前加工品販売量×事業実施前加工品販売単価

（ｃ）生産力増加効果

生産力増加効果は、施設の導入により発生する作物の量的増加に関する効果とし、その額は、作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額とする。

年効果額＝事業実施前販売単価×（計画生産量－事業実施前生産量）×所得率－生産コスト節減効果との重複額

ⅰ　営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産力増加効果を算定するものとする。

ⅱ　この場合における効果は、施設の導入による余剰労働力を活用することによって増産が可能となる導入施設対象品目以外の品目に係る生産力増加効果も対象とする。

ⅲ　種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者における生産力増加効果についても算定するものとする。

（ｄ）物流合理化効果

物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することに伴って流通費用が節減される効果とし、その額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額とする。

年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前物流経費－事業実施後物流経費）

ⅰ　集出荷貯蔵施設（品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）の場合は、次の算定式を用いる。

年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前輸送費×生産規模拡大率－事業実施後輸送費）

ⅱ　乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、種子種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。

年効果額＝事業実施後処理量×事業実施後のバラ出荷率×（個袋入出庫経費－バラ出荷に係る入出庫経費）＋事業実施後貯蔵量×倉庫作業経費

（ｅ）副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみがら等の副産物について堆肥等として利用されることにより、新たな価値が生み出される効果とし、その額は、副産物の販売総額の年増減額等とする。

年効果額＝副産物販売予定数量×副産物販売予定単価－事業実施前の副産物販売額

（ｆ）生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果とし、その額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じることにより算定するものとする。

年効果額＝（事業実施前の作付面積－施設を導入しない場合の作付面積）×事業実施前の単収×事業実施前の販売単価×所得率－生産コスト節減効果（労働時間）との重複

（ｇ）被害防止生産安定効果

被害防止生産安定効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果とし、その額は、気象災害等により見込まれる農産物所得減少額とする。

（対象：農産物被害防止施設）

年効果額＝（事業実施前における被害により出荷できなくなった量×事業実施前の販売単価＋事業実施前における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）－（事業実施後における被害により出荷できない量×事業

実施前の販売単価＋事業実施後における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）

ｉ　気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の計算式に事業実施前の 10 年間の気象災害割合を乗ずるものとする。

（ｈ）雇用創出効果

ｉ　農業雇用創出効果

農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果とし、その額は、農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額とする。

なお、農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定するものとする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

ⅱ　雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果とし、農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

なお、雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定し、該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定するものとする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

（ｉ）地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業において収益の増加する効果とし、その額は、当該施設の整備に伴い、関連する産業において増益となる額とする。

なお、地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定するものとする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

（ｊ）その他の効果

（ａ）から（ｉ）までに掲げる効果以外の効果であって、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能なものについて、効果の内容、算定方法等につき農産局長が適当と認めた場合にあっては、当該効果に係る年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

ｉ　（ａ）から（ｉ）までに掲げる効果と重複していないこと。

ⅱ　国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ　廃用損失額(既存施設残存価値)

本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

廃用損失額 ＝ 既存施設の取得価格 × ①残存率

①残存率 ： (耐用年数－使用年数)÷ 耐用年数

エ　還元率

（ア）還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

還元率 ＝ $\{ i \times (1 + i)^{n} \} \div \{ (1 + i)^{n} - 1 \}$

ｉ＝割引率（資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる係数）

ｎ＝総合耐用年数

割引率は 0.04 とする。

（イ）総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数 ＝ ①事業費の合計 ÷ ②年事業費の合計

① 事業費の合計　：各工種(施設、機械)の事業費を合計する。

② 年事業費の合計：年事業費を合計する。

工種名(施設、機械)	事　業　費①	耐用年数③	年事業費②＝①／③
○○	①	③	②
××	：	：	：
△△	：	：	：
○○	：	：	：
××	①’	③’	②’
合　　計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ　耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるところによる。

（３）総事業費の算定

総事業費は、本事業において算定された効果額が、本事業のみにより効果を算定できる場合は、本事業の総事業費とする。

本事業以外の事業、施設の効果が含まれる場合には、他の事業、他の施設に係る事業費を加えた総事業費を計上することとし、事業効果の発生に係る施設の導入のための投下資金の総額とする。

（別紙１の別添）効果と費用の比較表

農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ及び複数産地連携タイプのうち整備事業の各施設について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

（１）年効果総額

ア　生産コスト節減効果

事業対象作目	①事業実施前の作付面積 (ha)	②事業実施後の作付面積 (ha)	③生産規模拡大率 ②／① ｋ＝
			－
			－
			－
			－
合計	0	0	－

（ア）施設の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

ｉ　労働費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削減労働時間 (hr／10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 ①*② (hr)	④労賃単価 (円／hr)	⑤農家での労働費の増減額 ③*④ (千円)	⑦導入施設運営に係る人件費 (千円)	⑧その他サービスの提供によって削減される人件費 (あれば)　(千円)	年効果額 (⑤+⑥)＊ｋ－⑦+⑧ (千円)	備考
			0.0		0				
			0.0		0				
合計			0.0		0.0			0	

③’農家での削減労働時間計　　*⑧がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること

⑥既存共同施設運営に係る人件費（千円）

ⅱ　光熱動力費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削除光熱力費 (円/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減光熱動力費 ①*② (千円)	⑤導入施設運営に係る光熱動力費 (千円)	⑥その他サービスの提供によって削減される光熱動力費 (あれば) (千円)	年効果額 (③’+④)＊ｋ－⑤+⑥ (千円)	備考
			0.00				
			0.00				
合　計			0.00			0	

③’農家での削減光熱動力費計　　*⑥がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること

④既存共同施設運営に係る光熱動力費（千円）

iii　諸資材費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前作付面積	③農家での削減諸資材費 ①*②	⑤導入施設運営に係る諸資材費	⑥その他サービスの提供によって削減される諸資材費（あれば）
		袋・箱代	肥料費	農薬費	その他				
	（円/10a）	（円/10a）	（円/10a）	（円/10a）	（円/10a）	（ha）	（千円）	（千円）	（千円）
							0		
							0		
合　計							0		

③’農家での削減諸資材費計

*⑥がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること

④既存共同施設運営に係る諸資材費　（千円）

年効果額 （③’+④）＊k－⑤+⑥ （千円）
0

iv　維持管理費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費			
	（千円）	維持修繕費（千円）	施設保守経費（千円）	その他（千円）	（千円）	維持修繕費（千円）	施設保守経費（千円）	その他（千円）
	0				0			
	0				0			
合　　計	0	0	0	0	0	0	0	0

②既存共同施設の維持管理費（千円）

年効果額 （①＋②）*k－③ （千円）
0

v　サービス利用コスト
サービス事業の提供を受けることにより、農家が追加で負担する費用

作目又は作業種類・規模階層	①サービスの提供を受ける農家のサービス利用単価（面積当たり、時間当たり等）（千円）	②サービス利用数（面積、時間等）	③農家のサービス利用料 ①*② （千円）	④その他サービスの提供を受ける農家のコスト（あれば）（千円）	年効果額 ③＋④ （千円）	備考
			0			
			0			
合計			0.0		0	

*④がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること
また、これまでもサービスの提供を受けている場合は、
その額を減額し、内訳を備考欄に記載すること

v　施設の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果計

（単位：千円）

i	労働費節減効果	0
ii	光熱動力費節減効果	0
iii	諸資材費節減効果	0
iv	維持管理節減効果	0
	計	0

サービス利用コスト　（単位：千円）

v　サービス利用コスト	0

生産コスト削減効果総計　i ＋ ii ＋ iii ＋ iv － v	0

（イ）導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト節減効果
（種子種苗生産関連施設の場合）

作　目	自家採種種子等削減			購入種子等増加			⑦事業実施後面積	年効果額
	①は種量（ｋｇ／ｈａ）	②自家採種種子等に係る単価（円/ｋｇ）	③削減額 ①*②*⑦（千円）	④は種量（kg／ｈａ）	⑤購入種子等単価（円/kg）	⑥増加額 ④*⑤*⑦（千円）	（ha）	③'-⑥'（千円）
			0			0		
			0			0		
合　計			0			0	0	0

③'削減額計　　⑥'増加額計

（ウ）導入施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	

（土地利用型作物（種子用を除く）に係る施設の場合）

経営（作付）規模階層	①事業実施前各規模階層の作業面積計（ha）	②規模階層別平均作業コスト（円/10a）	③事業実施前の作業コスト計 ①*②（千円）	④作業委託等予定面積（ha）	⑤作業受託等予定面積（ha）	⑥事業実施後の各規模階層の作業面積計 ①-④＋⑤（ha）	⑦事業実施後の作業コスト計 ②*⑥（千円）	⑧その他サービスの提供によって削減される作業コスト（あれば）（千円）	年効果額 ③'＊ｋ－⑦'+⑧（千円）
○ｈａ未満			0.0			0	0		
○～○ｈａ			0.0			0	0		
…			0.0			0	0		
○ｈa以上			0.0			0	0		
合計			0	0	0		0		0

③'事業実施前の作業コスト計　　⑦'事業実施後の作業コスト計　　*⑧がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること

（土地利用型作物以外に係る施設の場合）

経営（作付）規模階層	①事業実施前各規模階層の作業面積計（ha）	②規模階層別平均作業コスト（円/10a）	③事業実施前の生産コスト計 ①*②（千円）	④事業実施後の各規模階層作業面積計（ｈａ）	⑤事業実施後の生産コスト計 ④*②（千円）	⑥その他サービスの提供によって削減される作業コスト（あれば）（千円）	年効果額 ③’＊ｋ－⑤’+⑥（千円）
○ｈａ未満			0.0		0		
○～○ｈａ			0.0		0		
…			0.0		0		
○ｈa以上			0.0		0		
合計			0		0		0

③’事業実施前の作業コスト計　　⑤’事業実施後の作業コスト計　　*⑥がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること

（オ）生産コスト節減効果合計　　単位：千円

（ア）施設の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	0
（イ）導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	0
（ウ）導入施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	0
計	0

イ　品質向上効果

（ア）生産農産物の品質向上効果

作　目	①事業実施後 作付面積 （ｈａ）	②計画単収 (kg. 本. 箱/10a) （いずれかに○）	③事業実施後 生産量 ①*② (kg. 本. 箱) （いずれかに○）	④事業実施前 平均販売単価 （円/kg. 本. 箱） （いずれかに○）	⑤事業実施後 販売予定単価 （円/kg. 本. 箱） （いずれかに○）	⑥販売単価 差額 ⑤-④ （円/kg. 本. 箱） （いずれかに○）	年効果額 ③*⑥ （千円）
			0			0	0
			0			0	0
			0			0	0
合　計	0.00		0			0	0

②の計画単収の具体的な見込み方法	

⑤の事業実施後の販売単価の具体的な見込み方法	

（イ）導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果

（対象：種子種苗生産関連施設の場合）

作　目	①品種転換時 作付面積 （ｈａ）	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①*② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価 差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③×⑥ （千円）
						0	0
						0	0
合　計	0		0			0	0

②の計画単収の具体的な見込み方法	

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	

（ウ）処理加工施設による品質向上効果

ｉ　農作物を処理加工する場合

加工品名	作　目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円／kg)	③加工品販売 額 ①*② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円／kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④*⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
				0			0	0
				0			0	0
合　計				0			0	0

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は次のウ 生産力増加効果では、算定しないものとする。

※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売単価の具体的な見込み方法	

ii　事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作　目	①事業実施後加工品販売量 (kg)	②事業実施後加工品販売予定単価 (円／kg)	③加工品販売額 ①*② (千円)	④事業実施前加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前加工品販売単価 (円／kg)	⑥事業実施前加工品販売額 ④*⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
				0			0	0
				0			0	0
合　計				0			0	0

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は次のウ 生産力増加効果では、算定しないものとする。
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売単価の具体的な見込み方法	

（エ）品質向上効果合計　（単位：千円）

（ア）生産農産物の品質向上効果	0
（イ）導入施設から供給される資材を利用することによる効果	0
（ウ）処理加工施設による効果	0
計	0

ウ　生産力増加効果
（ア）施設の導入による生産力増加効果

作　目	作付面積(ha) ①現況	作付面積(ha) ②計画	単収(kg/10a) ③現況	単収(kg/10a) ④計画(見込)	⑤事業実施前生産量 ①*③ (kg)	⑥事業実施後の生産量 ②*④ (kg)	⑦増加生産量 ⑥－⑤ (kg)	⑧事業実施前平均販売単価 (円／kg)
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
合　計	0.00	0.00	0		0	0	0	

⑨所得率	⑩生産コスト節減効果（労働費）との重複 ⑪重複労働時間 (hr)	⑫労賃単価 (円/hr)	⑪*⑫ (千円)	年効果額 ⑦*⑧*⑨－⑩ (千円)
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	

④の計画単収の具体的な見込み方法	

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	

（イ）導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果
（種子種苗生産関連施設の場合）

作　目	①作付面積 (ha)	単収(kg/10a) ②現況	③計画(見込)	④増減 ③－②	⑤増加生産量 ①*④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 (円／kg)	年効果額 ⑤*⑥ (千円)
				0	0		0
				0	0		0
合　計	0.00				0		0

③の計画単収の具体的な見込み方法	

（ウ）生産力増加効果合計　（単位：千円）

（ア）導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	0
（イ）導入施設により供給される資材を利用することによる生産力増加効果	0
計	0

エ　物流合理化効果
（ア）集出荷貯蔵施設（品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）に係る輸送費の増減

作　目	出荷先	①事業実施前出荷量 (ｹｰｽ・ﾄﾚｰ) (いずれかに○) (単位あたり重量) (　　kg)	②事業実施前輸送費 (円/ｹｰｽ・ﾄﾚｰ) (いずれかに○)	③事業実施後出荷量 (ｹｰｽ・ﾄﾚｰ) (いずれかに○) (単位あたり重量) (　　kg)	④事業実施後輸送費 (円/ｹｰｽ・ﾄﾚｰ) (いずれかに○)	年効果額 (①*②*ｋ-③*④) (千円)
						0
						0
						0
						0
						0
						0
合　計						0

（イ）乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、品質向上物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作　目	①事業実施後処理量 (　ｔ　)	②バラ出荷比率 (%)	③バラ出荷量 ①×② (　ｔ　)	④個袋入出庫賃金単価 (円/ｔ)	⑤フレコン又は純バラ入出庫賃金単価（円/ｔ）	⑥賃金単価差額 ④－⑤ (円/ｔ)	⑦入出庫費低減額 ③*⑥ (千円)	⑧事業実施後貯蔵量 (　ｔ　)
			0			0	0	

⑨倉庫作業賃金単価 (円/ｔ)	⑩倉庫作業経費低減額 ⑧*⑨ (千円)	年効果額 ⑦＋⑩ (千円)
	0	0

（ウ）物流合理化効果合計　（単位：千円）

（ア）輸送費低減効果	0
（イ）乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	0
合　計	0

オ　副産物産出効果

副産物製品名	①事業実施前に同じ副産物を販売していた場合の収益(千円)	②販売予定数量 （ ｔ ）	③販売予定単価 （千円/ｔ）	年効果額 ②*③－① （千円）
				0
				0
合計	0	0	0	0

カ　生産力維持効果

（ア）農業生産を維持する効果

作　目	作付面積(ha)				④事業実施前の単収 (kg/10a)	⑤減少生産量 ③*④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 （円／kg）
	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由	③増減 ①－②			
				0		0	
				0		0	
				0		0	
合　計	0	0		0		0	

⑦所得率	⑧生産コスト節減効果（労働費）との重複			年効果額 (⑤*⑥*⑦－⑧) （千円）
	⑨重複労働時間 (hr)	⑩労賃単価 （円/hr）	⑨*⑩ （千円）	
			0	0
			0	0
			0	0
				0

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	

（イ）土壌生産力を維持する効果
（小規模土地基盤整備の場合）

作　目	①事業実施前作付面積 ｈａ	②事業実施前単収 (kg/10a)	③事業を取り組まない場合の単収 (kg/10a)	④事業実施前販売単価 （円／kg）	⑤事業を取り組まない場合の販売単価 （円／kg）	⑥事業実施前の販売額 ①*②*④ （千円）	⑦事業を取り組まない場合の販売額①*③*⑤ （千円）	年効果額 ⑥－⑦ （千円）
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
合　計	0		0			0	0	0

③の事業を取り組まない場合の単収具体的な見込み方法	

⑤の事業を取り組まない場合の販売単価の具体的な見込み方法	

（ウ）生産力維持効果計　　（単位：千円）

（ア）農業生産を維持する効果	0
（イ）土壌生産力を維持する効果	0
計	0

キ　被害防止生産安定効果

（ア）施設の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果

（産地管理施設、農産物被害防止施設の場合）

作　目	事業実施前の被害の状況					
	①被害により出荷出来なくなった量（ｔ）	②事業実施前の平均販売価格（千円/ｔ）	③被害により品質低下して出荷した量（ｔ/年）	④③の被害による平均販売単価下落額（千円/ｔ）	⑤事業実施前１０年間における気象災害の割合(%)	⑥事業実施前の被害額（①*②+③*④）*⑤　千円
						0
						0
合　計	0					0

事業実施後の被害の見込み			年効果額
⑦被害により出荷できなくなる量（ｔ/年）	⑧被害により品質低下して出荷する量（ｔ/年）	⑨事業実施後の被害額（⑦*②+⑧*④）*⑤　千円	⑥-⑨（千円）
		0	
		0	
0		0	0

（イ）被害防止生産安定効果計

（ア）施設の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果	0
計	0

ク　雇用創出効果

（ア）農家雇用創出効果

施設名	農家雇用人員（人）	①計画賃金（千円／年）	②当該施設での雇用により失われる収入（千円／年）	年効果額（千円）③＝①－②
				0
計				0

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

（イ）雇用機会増加効果

施設名	雇用人員（人）	①計画賃金（千円/人・年）	②当該施設での雇用により失われる収入（千円/人・年）	年効果額 ③＝①－②（千円）
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

（ウ）雇用創出効果計

（ア）農家雇用創出効果	0
（イ）雇用機会増加効果	0
計	0

ケ　地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 （千円）	②計画取引額 （千円）	③利益率 （%）	年効果額（千円） （②－①）×③
					0
					0
計				0	0

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

コ　その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果合計　（単位：千円）

効果名	
合　計	0

年総効果額　（単位：千円）

ア　生産コスト節減効果	0
イ　品質向上効果	0
ウ　生産力増加効果	0
エ　物流合理化効果	0
オ　副産物産出効果	0
カ　生産力維持効果	0
キ　被害防止生産安定効果	0
ク　雇用創出効果	0
ケ　地域関連産業波及効果	
コ　その他効果	0
合　計	

（２）総合耐用年数の算出

設　備　名	①耐用年数 （年）	②工事費 （千円）	③年工事費 ②/① （千円）	備考
			0 0 0 0 0 0	
整備事業小計Ⅰ		0	0	
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他（設計書、工事雑費）Ⅲ				
合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）		0	0	0
②’工事費計　③’年工事費計				
総合耐用年数＝②’／③’＝　年				

（３）廃用損失額

名　称	損失額(千円)
合　計	0

（４）投資効果の総括

区　分	
①総事業費	0　千円
うち整備事業に係るもの	0　千円
うち推進事業に係るもの	0　千円
②年総効果額	千円／年
(増設の場合又は同時に他事業等（自力施行含む。）と一体的に施行する場合の補正)	千円／年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費 +既存施設の残存価格)
③総合耐用年数	年
④還元率	
⑤妥当投資額 ②／④	千円
⑥廃用損失額	0　千円
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①	

割引率	0.04

別紙２

需要主導産地育成タイプ及び複数産地連携支援タイプのうち整備事業に関する
補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

第１　事業の実施

１　実施設計書の作成

（１）事業実施主体は、需要主導産地育成タイプ及び複数産地連携支援タイプのうち整備事業に係る事業（以下別紙２において「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書、工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、農産局長に提出するものとする。

（２）事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする。）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

２　予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業計画案を作成し総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算案及び事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において補助対象経費である旨を明示するとともに、補助対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において補助対象経費を明確に区分しておくものとする。

３　その他関係法規に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認又は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

４　事業の施行

（１）施行方法

整備事業は、次のアからエまでに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、１つの事業については１つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、１つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして２つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

ア　直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ　請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

（ア）請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく 10 者以上指名することとする。また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別添様式第１号により、農産局長に報告するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、a の場合にあっては、競争入札に付し難い理由を、あらかじめ、別添様式第１号により、農産局長に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。

また、b 又は c に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a　競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

b　一般競争入札に付して落札に至らなかった場合

c　指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

（イ）工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

（ウ）工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ　委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行とする場合は、第１の１の（１）に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

委託先の選定に当たっては、イの（ア）の方法に準じて行い、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別添様式第１号により、農産局長に報告するものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ　代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）との間で、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

（ア）代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別添様式第２号により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

（イ）代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に対して落札に至らない場合（入札者

がいない場合を除く。）にあっては、別添様式第１号により、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく 10 者以上指名することとする。また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別添様式第１号により、農産局長に報告するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、ａ又はｂに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

ａ　一般競争入札に付して落札に至らなかった場合

ｂ　指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

（ウ）建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

（エ）施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は、施工業者選定後、速やかにその結果を別添様式第１号により、農産局長に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

（オ）支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工

事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

（カ）工事監督

受託代行者は、（エ）により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、（ウ）の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

（キ）工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

（ク）精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

（２）契約の適正化

ア　整備事業に係る契約については、（１）に定めるもののほか次の事項により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

（ア）契約者の選定に当たっては、その公正性が確保されるよう、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定めるなどの措置を図ること。

（イ）工事に関する契約において、一括下請負の禁止についての契約条項を明記すること。

（ウ）一般競争入札については、公告期間は 10 日間以上（土日祝祭日を含まない。）確保するものとし、公告は当該事業実施主体のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ　整備事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の（ア）から（ウ）までに掲げる場合には、それぞれに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（イ）100％同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等によりそれが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

（エ）社会保険への加入徹底等について

事業実施主体は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

（３）談合等不正行為の防止

ア　事業実施主体（受託代行者を含む。ウからオまでにおいて同じ。）は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成７年10月24日付け７経第1492号農林水産事務次官依命通知）第54条の２（Ａ）を例として、整備事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

イ　整備事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、農産局長は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

ウ　事業実施主体は、整備事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に当たっては、「談合等により

指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成27年1月26日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

エ　事業実施主体は、整備事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度（複数年の場合には初年度）の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札等に参加させないことができる。

オ　事業実施主体は、役職員による秘密情報（役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。）の漏えい防止措置（以下「秘密情報漏えい防止措置」という。）を講ずるものとする。

また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

カ　事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。

また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出させることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていることを確認するものとする。

5　会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

（1）補助対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（補助対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。

（2）事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

（3）金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

（4）領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

6　未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2　事業完了に伴う手続

1　しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別添様式第３号により、農産局長に届け出るものとする。

２　事業の実績報告

事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して農産局長に報告するものとする。

なお、農産局長は、当該報告がなされた場合、交付決定に基づく補助対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

３　その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第３　関係書類の整備

事業実施主体は、補助対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

（１）予算関係書類

ア　事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由（別添様式第３号）

イ　予算書及び決算書

ウ　その他予算関係の事項を示した書類

（２）工事施工関係書類

ア　直営施行の場合

（ア）実施設計書及び出来高設計書

（イ）工事材料検収簿及び同受払簿

（ウ）賃金台帳及び労務者出面簿

（エ）工事日誌及び現場写真

（オ）その他工事関係の事項を示した書類

イ　請負施行、委託施行及び代行施行の場合

（ア）実施設計書及び出来高設計書

（イ）入札てん末書

（ウ）契約書

（エ）工事完了届及び現場写真

（オ）その他工事関係の事項を示した書類

（３）経理関係書類

ア　金銭出納簿

イ　証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

ウ　その他経理関係の事項を示した書類

（４）往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類。交付決定に当たっての書類及び設計書等

（５）施設管理関係書類

ア　管理規程又は利用規程

イ　財産管理台帳

ウ　その他施設管理関係の事項を示した書類

第４　補助対象事業費の内容、構成及び積算

１　補助対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む。）及び工事雑費を補助対象事業費とする。

２　補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、別添様式第４号を標準とする。

３　補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。また、１つの事業が２つ以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

（１）工事費

ア　積算の方法

工事費は、当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費、消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

イ　支給品費

（ア）支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

（イ）支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

（ウ）事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であって、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、支給した工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ　共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別添様式第５号に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ　諸経費

（ア）諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等が、直営施行においては事業実施主体が必要とする、別表第５号に掲げる現場管理費及び別表第５号に掲げる一般管理費等とする。

（イ）諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

オ　消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

（２）測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

（３）実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

（４）工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表５に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事費、測量試験費及び実施設計費の合計額の 3.5 パーセントに相当する額以内とする。

（５）代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の５パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下のアからウまでの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

ア　交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

イ　施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ　各設備の技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第５　補助対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

（１）財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、交付決定者の承認を受けなければならない。

（２）災害の報告

ア　事業実施主体は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を農産局長に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、農産局長は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ　事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、農産局長に報告するものとする。

農産局長は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ　前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、農林水産大臣等に報告を行い、その確認を受けるものとする。

（３）増築等に伴う手続

ア　事業実施主体は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別添様式第６号により、農産局長に届け出るものとする。

イ　農産局長は、アによる届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、必要に応じ指導を行うものとする。

別添様式第１号

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち〇〇タイプ）に関する入札結果報告

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、届け出ます。

記

工事等の契約名	
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約
入札執行年月日	年　　月　　日
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	回
落札業者名(契約業者名)	
契約価格（税抜）	円 （うち〇年度補助対象経費　　円）
契約年月日	年　　月　　日
建築場所	

工事開始日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日
工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備考	年　月　日付け○○第○○○号　交付決定通知

（注）

1　○○には実施要領第２の２の（１）に掲げる事業メニュータイプを記載すること。

2　「施行方法」欄及び「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲む。

3　「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。

4　「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。

5　不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。

6　「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

7　複数年に渡って事業を行う場合であって初年度に一括契約を行う場合は、括弧書き内に当該年度事業分の工事費を記入することとし、毎年度事業着前に提出すること。

8　「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。

9　交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。

10　事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

別添様式第２号

代行施行によることの理由の確認表

事　　業　　名：○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち○○※タイプ）

事業内容（施設名）：

業務内容	検討内容
(１)実施設計書の作成又は検討	・事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(２)業者選定の執行	・事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(３)入札の執行	・事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(４)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	・事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。

（注）○○には実施要領第２の２の（１）に掲げる事業メニュータイプを記載すること。

別添様式第３号

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組のうち〇〇※タイプ）に関するしゅん功届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名	
事業費（円）	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 （または予定日）	
引渡し年月日 （または予定日）	
請負等業者	
工事監理者	

（注）

１　〇〇には実施要領第２の２の（１）に掲げる事業メニュータイプを記載すること。

２　請負人等からの完了届の写しを添付すること。

３　「事業費」欄は、交付対象事業費とする。

４　事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。なお、しゅん功年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

別添様式第４号

事業費構成の標準

１　施設等の整備

ア　直営施行の場合

注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ　請負施行の場合

注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ　代行施行の場合

２　機械等の整備

別添様式第５号

各種経費

１　共通仮設費

費　　目	内　　容
準備費	・　敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	・　仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	・　仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	・　地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	・整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	・　工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	・　共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	・　工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運搬費	・　共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	・　上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

２　現場管理費

費　　目	内　　容
労務管理費	・　現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

租税公課	・　工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保険料	・　火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	・　現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	・　現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	・　現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	・　現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事務用品費	・　事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通信交通費	・　通信費、旅費及び交通費
補償費	・　工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	・　本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	・　会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3　一般管理費等

費　　目	内　　容
役員報酬	・　取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	・　本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	・　本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）

法定福利費	・　本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	・　本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	・　建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	・　事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通信交通費	・　通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	・　電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	・　技術研究及び開発等の費用
広告宣伝費	・　広告又は宣伝に要する費用
地代家賃	・　事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減価償却費	・　建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	・　新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	・　新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	・　不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	・　火災保険その他の損害保険料
契約保証費	・　契約保証に必要な費用
雑費	・　社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4　工事雑費

費　　目	内　　容
報酬	・　土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃金	・　日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）

共済費	・　賃金に係る社会保険料
需用費	・　消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。）
役務費	・　通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委託費	・　測量、設計及び登記等の委託費
旅費	・　事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	・　土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	・　事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公課費	・　租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	・　代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別添様式第６号

番　　号
年　月　日

○○農林水産省農産局長　　殿

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組のうち○○※タイプ）で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（モデル的取組のうち○○タイプ）で取得又は効用の増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

１　増築等の理由

２　増築等に係る施設等の概要
（１）事業実施主体名
（２）施設等の所在地
（３）施設等の構造、規格、規模等
（４）事業費
　　ア　補助金
　　イ　その他の負担額
（５）取得年月日

３　増築等の概要（例）
（１）増築等
　　増築　鉄骨スレート葺　　○○㎡　　事業費　　○○○　　千円
　　増設　○○ライン　○○箱／日処理　事業費　　○○○　　千円
（２）事業費の負担区分
（３）着工予定時期
（４）増築等の効果

［添付資料］
１　当初事業実施計画書の写し
２　処理能力計算書

３　経営収支計画
４　建物平面図及び側面図並びに増設配置図
５　財産管理台帳の写し
６　その他農産局長が必要と認める書類

（注）○○には実施要領第２の２の（１）に掲げる事業メニュータイプを記載すること。

別記２－３　農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
機械多用途利用タイプ

第１　総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組のうち機械多用途利用タイプ（以下別記２－３において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

１　農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

２　農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第３　事業内容

１　目的

サービス事業において利用されるスマート農業機械等の中には、優れた機能を有し、他作物・他品目、他作業への利用（以下「多用途利用」という。）で高い効果を発揮する可能性があるものの、その利用効果が不明であることや、利用上の工夫や構造等の改良が必要であること等により、特定の作物・品目（以下「作物等」という。）や、特定の作業に利用が留まっているものもある。

本事業では、これらの機械の多用途利用を通じて、これまでの対象よりも広く、労働生産性の向上等に資するサービス事業の実現を図るため、実証試験を実施する産地において、課題を有すること等により実証試験に供するスマート農業機械等では対象としていない作物等や作業を対象に行う実証試験等を通じて効果検証する取組等を支援するものとする。

２　事業構成

本事業は次のメニューで構成され、このうち（１）及び（３）は必ず取り組むものとする。

（１）検討会の開催

スマート農業機械等の多用途利用に向けた実証試験の効果的な実施のための検討会の開催。

（２）スマート農業機械等の改良等の取組

多用途利用に向けたスマート農業機械等のレンタル、改良、栽培品種の転換、果樹等における樹形の変更、その他実証試験において必要となる取組。

（３）実証効果等の検証・普及する取組

サービス事業において多用途利用の取組の普及を図るために必要な実証試験や実証試験において得られた課題や効果等を検証し、普及する取組。

第４　実施要件等

１　事業実施主体

本事業における事業実施主体は、次に掲げる者とする。

（１）サービス事業体

（２）都道府県

（３）農業者の組織する団体

（４）民間団体

（５）協議会

２　事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者とする。

（１）共通

ア　本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

イ　事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。

ウ　法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

エ　法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

オ　法人等の役員等が暴力団員でないこと。

（２）サービス事業体

本事業の成果を踏まえてサービス事業の事業展開が見込まれる者であること。

（３）民間団体

本事業で利用するスマート農業機械等を製造し、又は販売する者であって、当該スマート農業機械等の改良や利用における助言を行うことができる者であること。

３　事業の実施体制

本事業の実施に当たっては、農業者が協力者として実施体制に位置付けられていることのほか、事業実施主体ごとに次の体制により実施するものとする。

（１）１の（１）の場合

本事業で実証する技術の検討、効果検証、検証結果の取りまとめ等ができる者が協力者として実施体制に位置付けられること。

（２）１の（２）から（４）までの場合

本事業で実証する技術をサービス事業として提供することが見込まれるサ

ービス事業体が協力者として実施体制に位置付けられていること。

（３）１の（５）の場合

１の（２）から（５）までのいずれかの者が、本事業で実証する技術をサービス事業として提供することが見込まれるサービス事業体と一体となって実施すること。

４　対象地域等

本事業において実証試験の対象とする地域及び技術は、事業実施時点では、実証試験において効果を検証しようとするスマート農業機械等と対象作物等、対象作業との組み合わせでは慣行的に利用されていない産地及び技術であること。

５　その他

（１）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組を実施すること。

（２）農作業従事者の安全の確保を推進するため、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて自己点検に努めること。

第５　補助対象経費等

１　補助対象経費の上限額

取組当たりの国庫補助金額は 1,000 万円を上限とする。

２　補助対象経費

交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表２に掲げるものとする。

なお、次に掲げるものは対象としない。

（１）国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

（２）特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費

（３）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（４）汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

（５）実証試験終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

第６　募集方法

農林水産省のウェブサイトにおいて農産局長が別に定める公募要領により公募するものとする。

第７　採択基準

本事業における事業実施主体は、次の方法により選定するものとする。

１　選定審査方法

地方農政局長等が、応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点し、農

産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

2　採択方法

（1）応募者から提出された事業実施計画の採点は、別紙に示す審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、事業実施計画の審査ポイントの合計が高い順に採択するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

（2）農産局長は、前号の規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査ポイントの加算は行わないものとする。

3　審査結果の通知等

（1）農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、申請を受けた地方農政局長等に対し通知するものとする。

（2）地方農政局長等は、（1）の規定による通知を受けた場合には、応募者に対して審査結果を通知するものとする。

第８　成果目標及び目標年度

1　成果目標

本事業に供したスマート農業機械等と対象作物等、対象作業における利用可能性を明らかにすること。

なお、成果には次の内容を含むものとする。

（1）実証試験に供したスマート農業機械等と対象作物等、対象作業の組み合わせにおける利用効果又は課題（課題にあっては想定される解決方策も含むものとする）

（2）利用に当たって必要となる前提条件（習得技術、その他機械、実施体制等）

（3）サービス事業の展開可能性

（4）その他必要な事項

2　目標年度

事業実施年度の翌年度とする。

第９　事業実施手続等

事業実施手続は次により行うものとする。

1　交付申請書及び事業実施計画の作成等

事業実施主体は、交付等要綱第８に定める交付申請書、様式第１号の事業計画申請書に、別添様式第１号により作成した事業実施計画と別添様式第２号及び環境負荷低減のチェックシートを併せて、地方農政局長等へ提出するものとする。

2　事業の交付決定等

地方農政局長等は、1の規定により提出された交付申請書及び事業実施計画に

ついて、交付等要綱、この要領及び農産局長が別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行い、内容が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、取組内容等を変更することができるものとする。その手続きは前項に準じて行うものとする。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表２に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けるものとする。

３　事業の着手

（１）事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を地方農政局長等に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（２）（１）のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、様式第２号により交付決定前着手届を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

４　報告

（１）実施状況報告

ア　事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、様式第３号により事業の実施状況に係る報告を作成し、別添様式第３号と併せて翌年度の７月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

イ　地方農政局長等は、アにより報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

（２）成果報告

ア　事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況について、目標年度の翌年度の７月末日までに様式第３号により評価報告を作成し、別添様式第４号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

イ　事業実施主体は、当該評価報告書の提出をもってアの規定に定める報告に代えることができるものとする。

第 10　評価等

評価等は次により行うものとする。

１　事業成果の評価及び改善措置の指導等

（１）地方農政局長等が事業実施主体から第９の規定による成果目標等の達成状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を農産局長に報告するものとする。

（２）農産局長は、（１）の規定により受けた報告を取りまとめ、農産局長が設置する評価委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）の規定により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第４号により事業の評価に係る報告を作成し、別添様式第４号と併せて、改善計画を報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第14において定める計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

２　報告又は指導

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第11　その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別表１（第２関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表２（第５関係）

費目	細目	内　容	注意点
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議、イベント等の開催する場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	・事業を実施するために直接必要な会議、イベント等の開催や実証等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等、スマート農業機械等の改良に必要な機械等、農業施設、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。
	改良費	・事業実施に当たって必要なスマート農業機械等の改良、果樹等の樹形の変更等に係る経費	・実証試験の実施において必要な個所、範囲に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	広告・宣伝費	・事業を実施するために直接必要なポスター、チラシ等の作成、配布等に係る経費	
	情報発信費	・事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる費用	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEB コンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の製造や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・実証試験において利用するスマート農業機械等で行う作業に必要なものに限る。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
人件費		・事業を実施するために直接従事する事業実施主体又は取組主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、効果の検証、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額のやむ得ない場合を除き、事業費の 50%未満とする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則３社以上（該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。））、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管

			理についての契約を交わすこと。

（注１）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注２）上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

1　事業実施に直接関連のない経費

2　事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

3　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

4　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

5　傷害保険等任意保険の加入に要する経費

6　補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費

7　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

8　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

（別紙）（第７関係）

審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

１．過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合

２．審査項目のうち、１の①から⑤までのいずれかの項目で、審査委員の過半が０点の場合

３．２の総合評価において、審査委員の点数の平均点が５点未満の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分（０～10 点で採択）
１　基本的事項	①実証課題の妥当性 実証課題は、本事業の目的、趣旨と合致しているものとなっているか。	合致する：10 点 ～合致しない：０点
	②スマート農業機械の利用の有無 スマート農業機械を利用した実証試験である場合（複数の農業機械を利用する場合には、一台以上スマート農業機械が含まれていること）。	実証試験で以下のものに当てはまる場合 ・５点 ○　自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含む。） ○　電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ○　食味・収量センサ付コンバイン ○　収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ○　可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ○　ドローン（センシングドローンを含む。）
	③実施体制 実証試験の実施、効果検証、情報発信等を行う体制として妥当なものとなっているか。	妥当：10 点 ～妥当でない：０点

	④課題の明確化、実証試験の妥当性 　課題が明確であって、その課題に対して実施手法が妥当なものとなっているか。	妥当：10 点 ～妥当でない：０点
	⑤事業化と普及性 　サービス事業として事業化が見込まれ、高い波及効果を持つものであるか。	可能性がある：10 点 ～可能性はない：０点
２　総合評価	①～⑤からの視点、経費の妥当性等、総合的な評価	実現可能性の有無 ・ある：10 点　～　ない：０点
【加点要素】 ３　労働集約型作物へのサービス事業の展開可能性 （５点）	⑥対象作物 　実証試験で対象とする作物等が労働集約型作物である場合	・５点
【加点要素】 ４　スマート農業技術活用促進法との関係※ （２点）	⑦生産方式革新実施計画への位置付け 以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。 ア　本事業の事業実施主体が農業者（農業者の組織する団体を含む）あっては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 イ　本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	・２点

【加点要素】 5　地域計画との関係 （２点）	⑧サービス事業体の地域計画への位置付け 　本事業の事業実施主体又は協力者として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	・２点
【加点要素】 6　みどりの食料システム法との関係 （２点）	⑨対象機械 　本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合 ⑩環境負荷低減 　本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	・１点 ・１点

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

様式第１号（第９の１関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち機械多用途利用タイプにおける事業実施計画の（変更）申請について

事業実施計画の（変更）申請について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－３第９の１の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注）１　関係書類として、別添様式第１号の事業実施計画を添付すること
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
３　添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添様式第１号（第９の１関係）

事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち機械多用途利用タイプ）

１　事業実施主体名

２　事業実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

３　実施体制

（１）構成員の情報（又は協議会構成員の情報）

①サービス事業体情報 事業者名： 役割等：
②農業者情報（複数いる場合には、農業者名は連名で記載可） 農業者名： 役割等：
③協力者情報 名称： 役割等：
④協力者情報 名称： 役割等：
⑤協力者情報※ 名称： 役割等：

※協力者情報は適宜追加すること。

（２）実施体制図※

※実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

４　事業計画

（１）事業計画の内容※

①実証試験で用いるスマート農業機械等の種類 （スマート農業機械に◎を付すこと。複数の機械を用いる場合には全て記載）	例：◎ドローン（○×社、30リッター）
②実証試験で対象とする作物等、対象作業（複数ある場合には全て記載）	
③実証試験を産地において、①、②の組み合わせの取組が進まない理由（課題等を明確に記載）	
④実証試験の内容（取り組む技術、手法、期待される効果等、可能な限り詳細に、分かりやすく記載）	

⑤実証ほ場の設定根拠（設置場所、設置面積等の根拠）	
⑥実証試験から得られた効果等の検証・普及方法	

※各項目とも、別添として添付することでも可。

（２）実施スケジュール

５　成果目標

６　総括表

取組の種類		総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
			国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
①検討会の開催				定額		
費目						
②スマート農業機械等改良の取組				定額		
費目						
③実証効果等の検証・普及する取組				定額		
費目						
合　計						

（注）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

７　事業完了（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

８　収支予算書

収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合計					

支出の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
（１）検討会の開催					
（２）スマート農業機械等改良の取組					
（３）実証効果等の検証・普及する取組					
合計					

７　加算ポイント

①労働集約型作物へのサービス事業の展開可能性 実証試験で対象とする作物等が労働集約型作物である場合	－

②スマート農業技術活用促進法との関係 　本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合	－
③地域計画との関係 　本事業の事業実施主体又は協力者として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている場合又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	－
④みどりの食料システム法との関係 　本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	－
⑤みどりの食料システム法との関係 　本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	－

８　添付書類

１．定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）

２．新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）

３．協議会の場合は、運営、会計等の規約（案）（又は写し）

４．事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）

５．その他地方農政局長等が必要と認める資料

６．環境負荷低減のクロスコンプライアンス　チェックシート

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添様式第2号

ブルダウン
□
■
☑

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

□ ※農産物等の調達を行う場合
環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

□ ※農産物等の調達を行う場合
環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと
（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

□ ※肥料・飼料等の製造を行う場合
悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

□ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
生物多様性に配慮した事業実施に努める

□ ※特定事業場である場合
排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

□ ※機械等を扱う事業者である場合
機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第２号（第９の３関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業うち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち機械多用途利用タイプにおける交付決定前着手の申請について

交付決定前に着手したいので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－３第９の３の規定に基づき、下記条件を了承の上、申請する。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業実施主体名	事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

様式第３号（第９の４関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業うち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち機械多用途利用タイプにおける事業実施状況報告（評価報告）（○○年度）について

事業実施状況報告（評価報告）について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－３第９の４の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　事業実施状況報告の場合には、関係書類として、別添様式第３号を添付すること
　　２　評価報告の場合には、関係書類として、別添様式第４号を添付すること

別添様式第３号（第９の４関係）

事業実施状況報告書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち機械多用途利用タイプ）

１　事業実施主体名

２　事業実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

３　実施体制

（１）構成員の情報（又は協議会構成員の情報）

①サービス事業体情報 事業者名： 役割等：
②農業者情報（複数いる場合には、農業者名は連名で記載可） 農業者名： 役割等：
③協力者情報 名称： 役割等：
④協力者情報 名称： 役割等：
⑤協力者情報※ 名称： 役割等：

※協力者情報は適宜追加すること。

※当初の計画から変更した場合には、変更した理由とともに、変更箇所がわかるように記載すること。

（２）実施体制図※

※実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

※当初の計画から変更した場合には、変更した理由とともに、変更箇所がわかるように記載すること。

４　事業計画

（１）事業計画の内容※

①実証試験で用いるするスマート農業機械等の種類（スマート農業機械に◎。複数の機械を用いる場合には全て記載）	例：◎ドローン（○×社、30リッター）
②実証試験で対象とする作物等、対象作業（複数ある場合には全て記載）	
③実証試験を産地において、①、②の組み合わせの取組が進まない理由（課題等を明確に記載）	
④実証試験の内容（取り組む技術、手法、期待される効果等、可能な限り詳細に、分かりやすく記載）	
⑤実証ほ場の設定根拠（設置場所、設置面積等の根拠）	

⑥実証試験から得られた効果等の検証・普及方法	

※各項目とも、別添として添付することでも可。
※当初の計画から変更した場合には、変更した理由とともに、変更箇所がわかるように記載すること。

（２）〇〇年度の実施スケジュール

※〇〇には、報告対象となる年度を入れること。

５　成果目標達成に向けた取組の進捗状況

※自己評価も含め、分かりやすく、簡潔に記載すること。

６　事業完了年月日　　令和　　年　　月　　日

７　添付書類

上記の他、取組状況の報告を補完するために必要な資料等がある場合には添付すること。

様式第４号（第10の１関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業うち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち機械多用途利用タイプにおける改善計画（○○年度）

改善計画（○○年度）について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－３第10の１の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　未達となった要因及び解決方策

２　解決方策の実施スケジュール

３　実施体制

４　その他成果目標達成に必要な事項

（注）上記のほか、地方農政局長が求める資料がある場合には添付すること

別添様式第４号（第９の４関係）

評価報告書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち機械多用途利用タイプ）

提出先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　事業実施主体

２　成果内容

※別添資料を添付することでも可。

３　自己評価（事業実施主体記載欄）

４　取組の総評（地方農政局等記載欄）

５　添付資料

地方農政局長等が必要と認める資料

（参考）本事業に取り組んだサービス事業体の事業展開状況

別記２－４　農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ

第１　総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立ち上げ（以下別記２－４において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

１　農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

２　農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第３　事業内容等

１　目的

サービス事業におけるモデル的な取組を早期かつ広域に普及するとともに、サービス事業の利用を通じた高い生産性を実現する産地の育成を図るため、この要領本文第２の２の（１）のア及びイにおいて採択した取組（以下「モデル性の高い取組」という。）に類似する取組を支援するものとする。

２　事業メニュー

本事業は次の事業メニューで構成される。

（１）広域モデル

（２）地域モデル

３　取組内容

２に規定する事業メニューごとに次の内容に取り組むものとする。ただし、（２）に取り組む場合には、別に定める場合を除き（１）にも取り組むものとし、事業メニュー、補助率等は別表２に掲げるとおりとする。

（１）推進事業

別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施する取組。

（２）スマート農業機械等導入事業

別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施するサービス事業に必要なスマート農業機械等を導入する取組。

第４　実施要件等

１　事業実施主体

本事業における事業実施主体は、取組内容ごとに次に掲げる者とし、いずれ

の取組においてもサービス事業体は必須とし、それぞれの事業実施主体と共同で事業実施計画の申請（以下「共同申請」という。）を行うことができるものとする。なお、共同申請を行う場合には、共同申請を行う者のうちから、代表して事業実施計画書等の取りまとめる者を定めるものとする。

（１）推進事業

ア　サービス事業体

イ　実需者

ウ　農業者（農業者の組織する団体を含む）

エ　地方公共団体

オ　民間団体

（２）スマート農業機械等導入事業

サービス事業体

２　事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者とする。

（１）共通

ア　本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

イ　事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。

ウ　法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

エ　法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

オ　法人等の役員等が暴力団員でないこと。

（２）サービス事業体

サービス事業の継続的な実施が見込まれる者であること。

３　その他

（１）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組を実施すること。

（２）農作業従事者の安全の確保を推進するため、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて自己点検に努めること。

第５　補助対象経費等

交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表３に掲げるとおりとする。

スマート農業機械等の導入又はリース導入する場合の交付対象基準は以下のと

おりとする。

１　共通

（１）事業実施主体がサービス事業を実施するために必要なスマート農業機械等であること。

（２）本体価格が 50 万円以上（税別）であること。

（３）新品であること。ただし、農産局長又は都道府県知事が必要と認める場合は、中古スマート農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上のスマート農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（４）事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該スマート農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則３者以上）から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

（５）交付の対象となるスマート農業機械等は動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。

（６）本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

（７）本事業ではスマート農業機械等が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を購入し、又はリース導入する場合は､API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

※　API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※　なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。

（８）スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第 26 に定める財産管理台帳の写しを、農産局長又は都道府県知事に対して提出するものとする。農産局長又は都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努

めるものとする。

（９）次に掲げるものは対象としない。

ア　国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ　特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費

ウ　経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

エ　汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

オ　実証試験終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

２　スマート農業機械等を導入する場合

スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

３　スマート農業機械等をリース導入する場合

（１）申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者共同申請者へ支払うこととする。

（２）スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

（３）リース料補助額については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝ 「リース物件購入価格（税抜き）」×補助率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×補助率（１／２以内） 「リース料補助額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）×補助率（１／２以内）

（４）スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長又は都道府県知事は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リ

ース事業者の財務状況や過去の実績等の情報についてリース事業共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

３　推進事務費

交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる推進事務費の範囲は、別表３に掲げるとおりとし、都道府県知事が必要とする経費に限る。

第６　募集方法

広域モデルについては、農林水産省のウェブサイトにおいて農産局長が別に定める公募要領により公募するものとする。

第７　採択基準

本事業における事業実施主体は、次の方法により選定するものとする。

１　広域モデル

（１）選定審査方法

農産局長は、応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

（２）採択方法

ア　農産局長は、応募者から提出された事業実施計画の採点を別紙に示す審査基準に基づき行い、採択は、予算の範囲内で、事業実施計画の審査ポイントの合計が高い順に行うものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

イ　農産局長は、アの規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査ポイントの加算は行わないものとする。

（３）審査結果の通知等

農産局長は審査終了後、審査・評価委員会による審査結果について、応募者に対し通知するものとする。

２　地域モデル

（１）選定審査方法

都道府県知事は、応募者から提出された事業実施計画等を交付等要綱及びこの要領に照らして適正であるものを審査・採点し、取組の実現可能性を有するものについてその結果を取りまとめ、農産局長に提出するものとする。

（２）採択方法

ア　都道府県知事は、応募者から提出された事業実施計画の採点を別紙に示す審査基準に基づき行うものとする。

イ　農産局長は、予算の範囲内で、事業実施計画の審査ポイントの合計が高い

順に採択するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

（３）審査結果の通知等

農産局長は、イにより決定した結果を、提出を受けた都道府県知事に通知するものとする。

第８　成果目標及び目標年度

１　成果目標

本事業を通じてサービス事業が拡大するとともに、サービス事業体の持続的なサービス提供を可能とする体制を構築するものとし、モデル性の高い取組を踏まえ、別に定めるものとする。

２　目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第９　事業実施手続等

１　交付申請書及び事業実施計画の作成等

（１）事業実施主体は、広域モデルにあっては農産局長、地域モデルにあっては都道府県知事に対し、交付等要綱別記様式第１号又は当該様式に準じて都道府県知事が定める交付申請書に、次のとおり事業メニューごと取組内容ごとに事業実施計画書及びその関連資料を添付し、提出するものとする。

ア　広域モデル

（ア）推進事業

別添様式第１号の総合事業実施計画に、別添様式第１－１号及び別添様式第１－３号を添付し、農産局長に提出するものとする。

（イ）スマート農業機械等導入事業

様式第１号の事業実施計画申請書に、別添様式第１号の総合事業実施計画（(ア）により提出する場合は省略)、別添様式第１－２号、別添様式第１－２－１号、別添様式第１－２－２号及び別添様式第１－３号、リース導入を行う場合にあっては別添様式第１－２－３号及び１－２－４号を添付し、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第３号を併せ、農産局長に提出するものとする。

イ　地域モデル

（ア）推進事業

様式第２号の事業実施計画申請書に、別添様式第１号の総合事業実施計画、別添様式第２－１号及び別添様式第２－３号を添付し、都道府県知事に提出するものとする。

（イ）スマート農業機械等導入事業

様式第２号の事業実施計画申請書に、別添様式第 1 号の総合事業実施計画（(ア）により提出する場合は省略)、別添様式第２－２号、別添様式第２－２－１号、別添様式第２－２－２号及び別添様式第２－３号、リース導入を行う場合には別添様式第２－２－３号及び２－２－４号を添付し、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第３号を併せ、都道府県知事に提出するものとする。

（２）都道府県知事は、イの規定により提出された交付申請書及び事業実施計画について、第７の２の（１）を踏まえ、交付等要綱別記様式第１号及び様式第４号に、別添様式第４－１号により作成した都道府県実施計画及び別添様式第４－２号により作成した都道府県推進事務費内訳表を併せ、農産局長に提出するものとする。

２　事業の交付決定等

農産局長は、前項の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができるものとする。その手続は（１）のア又はイにより行うものとする。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表２に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けるものとする。

３　事業の着手

（１）事業の着手は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を、広域モデルにおいては農産局長に、地域モデルにおいては都道府県知事に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（２）前号のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、広域モデルにおいては様式第５号、地域モデルにおいては都道府県知事が様式第５号に準じて定める様式により交付決定前着手届を作成し、広域モデルにおいては農産局長、地域モデルにおいては都道府県知事に提出するものとする。

４　報告

（１）実施状況報告

ア　事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、様式第６号により事業の実施状況に係る報告を作成し、別添様式第６－１号を併せ、広

域モデルにおいては翌年度の７月末日までに農産局長、地域モデルにおいては翌年度の６月末までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　農産局長及び都道府県知事は、アにより報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

また、都道府県知事は、当該報告を様式第７号により取りまとめ、別添様式第７号を併せ、７月末日までに農産局長に提出するものとする。

（２）成果報告

事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況についての報告を次により行うものとする。なお、事業実施主体は、当該評価報告書の提出をもって前号の規定に定める報告に代えることができるものとする。

ア　広域モデル

目標年度の翌年度の７月末日までに様式第６号により評価報告書を作成し、別添様式第６－２号を併せ、農産局長に提出するものとする。

イ　地域モデル

①　目標年度の翌年度の６月末日までに都道府県知事が様式第６号に準じて定める評価報告書により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

②　都道府県知事は、①により提出された評価報告書について、その内容を点検し、同年の７月末日までに様式第８号により都道府県評価報告書を作成し、別添様式第８号を併せ、農産局長に提出するものとする。

第 10　評価等

評価等は次により行うものとする。

１　事業成果の評価及び改善措置の指導等

（１）農産局長は、事業実施主体から第９の規定による成果目標等の達成状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を取りまとめるものとする。

（２）農産局長は、農産局長が設置する評価委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

（３）農産局長は、前号の規定により取りまとめた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、事業実施計画に定めた成果目標の達成が困難もしくは成果目標年度において成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し、直接又は都道府県知事を通じて必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第９号による改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手

続は、交付等要綱第 14 において定める計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

２　報告又は指導

農産局長及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 11　その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別表１

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表２

事業メニュー	取組内容	補助率等
１．広域モデル	原則、複数の都道府県にわたりサービスを提供する事業者（北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、原則、北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者）がモデル性の高いサービス事業を展開するに当たって必要な次の取組を支援するものとする。 １．推進事業 別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施する取組 ２．スマート農業機械等導入事業 別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施するサービス事業に必要なスマート農業機械等を導入する取組。	定額（国庫補助金額は3,000万円を上限とする。） 1/2 以内（国庫補助金額は5,000万円を上限とする。）
２．地域モデル	おおむね都道府県域でサービス事業を提供する事業者（北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供する事業者）がモデル性の高いサービス事業を展開するに当たって必要な次の取組を支援するものとする。 １．推進事業 別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施する取組 ２．スマート農業機械等導入事業 別に定めるモデル性の高い取組等の類似性を踏まえて実施するサービス事業に必要なスマート農業機械等を導入する取組。	定額（国庫補助金額は3,000万円を上限とする。） 定額（間接補助事業者への助成については、補助対象経費の１／２以内。国庫補助金額は5,000万円を上限とする）

別表３（第５関係）

費目	細目	対象となる事業の種類 及び取組内容	内　容	注意点
事業費	会場借料	１　広域モデル （１）推進事業 ２　地域モデル （１）推進事業	・事業を実施するために直接必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費		・事業を実施するために直接必要な会議、イベント等の開催や実証等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費		・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費		・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等、スマート農業機械等の改良に必要な機械等、バックホーや木材等破砕機等の実証ほ場の確保に必要な機械、農業施設、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。 ・バックホーや木材等破砕機等の機械の借上げ経費は、実証ほ場の確保に必要なものに限る。
	改良費		・事業実施に当たって必要なスマート農業機械等の改良等に係る経費	・実証試験の実施において必要な個所、範囲に限る。
	印刷製本費		・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	広告・宣伝費		・事業を実施するために直接必要なポスター、チラシ等の作成、配布等に係る経費	
	情報発信費		・事業を実施するために直接必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）にかかる費用	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEBコンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。
	資料購入費		・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費		・事業を実施するために直接必要な試作品の製造や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向

				上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	資材費		・事業を実施するために直接必要な種苗、農薬、肥料等の資材に係る経費	・資材は物品受払簿で管理すること。
	燃料費		・事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代	・実証試験において利用するスマート農業機械等が行う作業に必要なものに限る。
	消耗品費		・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
人件費			・事業を実施するために直接従事する事業実施主体又は取組主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与			・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等につ

				いて、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費		・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費		・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等			・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費			・本事業の交付目的たる	・委託を行うに当

			事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、効果の検証、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額のやむ得ない場合を除き、事業費の 50%未満とする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費			・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料		・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課		・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
備品費			・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50 万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則 3 社以上（該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。））、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約

				を交わすこと。
機械費 （注３）		１　広域モデル （２）スマート農業機械等導入事業 ２　地域モデル （２）スマート農業機械等導入事業	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・第５に掲げるとおり。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業で実施するサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。 　なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー、ユニック等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

（注１）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注２）上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

１　事業実施に直接関連のない経費

２　事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

３　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

４　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

５　傷害保険等任意保険の加入に要する経費

６　補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費

７　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

８　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

（注３）補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たす必要があります。

１　適正な管理のため車体に本補助金の名称（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」）を明示すること

２　運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること

３　保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること

４　当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登

録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別紙（第６関係）

審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

１．過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合

２．審査項目のうち、１の①から⑤までのいずれかの項目で、審査委員の過半が０点の場合

３．２の総合評価において、審査委員の点数の平均点が５点未満の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分（０～10 点で採点）
基本的事項	①類似性 実施要領本文第２の２の（１）のア及びイにおいて採択したモデル性の高い取組との類似性が高い取組であるか。	（例） ①産地の生産変革の程度 ０～10 点 ②実施体制 ０～10 点 ③ビジネス展望 ０～10 点 ※類似性に係る点数配分の詳細はは、別に定めるものとする。
	②スマート農業機械の利用の有無 スマート農業機械を利用したサービス事業である場合（複数の農業機械を利用する場合には、一台以上スマート農業機械が含まれていること）。	以下のものに当てはまる場合 ・５点 ○　自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含む。） ○　電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ○　食味・収量センサ付コンバイン ○　収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ○　可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ○　ドローン（センシングドローンを含む。）
	③実施体制 モデル性の高い取組の実現に必要な体制となっているか。	妥当：10 点 ～妥当でない：０点

	④相乗効果 　推進事業とスマート農業機械等導入事業が一体的に取り組むことにより高い相乗効果が見込まれるか。	高い効果が見込まれる：10 点 ～見込まれない：０点
	⑤事業化と普及性 サービス事業として事業化が見込まれ、高い波及効果を持つものであるか。	可能性がある：10 点 ～可能性はない：０点
2　総合評価	①～④からの視点、経費の妥当性等、総合的な評価	実現可能性の有無 ・ある：10 点　～　ない：０点
【加点要素】※ 3　スマート農業技術活用促進法との関係 （２点）	⑥生産方式革新実施計画への位置付け 以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。 ア　本事業の事業実施主体が農業者（農業者の組織する団体を含む）あっては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 イ　本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	・２点
【加点要素】 4　地域計画との関係※ （２点）	⑦サービス事業体の地域計画への位置付け 本事業の事業実施主体にサービス事業体が含まれる場合、当該サービス事業体が本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	・２点
【加点要素】 5　みどりの食料システム法との	⑧対象機械	・１点

関係 （２点）	本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合 ⑨環境負荷低減 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	・１点

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

別記様式第１号（第９の１関係）

番　　号
年　　月　　日

農産局長　殿

（代表者）事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者）事業実施主体名
所在地
氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける（総合）事業実施計画の（変更）申請について

（総合）事業実施計画の（変更）申請について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－４第９の１に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注）１　複数の事業実施主体と一体的に実施する場合は、代表者が取りまとめて共同申請することができる。その場合には、代表者、共同申請者名を記載すること。
２　共同申請する場合には、事業実施主体別に必要書類を添付すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
４　添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添様式第１号

総合事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ）

１　事業メニュー

広域モデル	
地域モデル	

２　取組内容

推進事業	
スマート農業機械等導入事業	

３　事業実施主体名

（１）推進事業

（２）スマート農業機械等導入事業

注：複数の事業実施主体で実施する場合には、全ての事業実施主体名を記載すること
注：事業実施計画書の取りまとめ等を行う代表者には◎を付すこと

４　事業実施主体の概要

（１）サービス事業体

法人番号（法人の場合）		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

（２）事業実施主体名（　　）

法人番号（法人の場合）		
実需者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
法人番号（法人の場合）		

注：上記以外にも事業実施主体がある場合には、適宜追加して記入すること

５（１）実施体制

（１）構成員の情報

①サービス事業体情報 氏名・名称： 役割等：
②実需者情報 氏名・名称： 役割等：
③農業者等情報（複数いる場合には、農業者等名は連名で記載可） 氏名・名称： 役割等：
④協力者情報※ 氏名・名称： 役割等：

注：協力者情報は適宜追加すること。

（２）実施体制図※

※実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

６　事業実施地域

７　事業計画

（１）事業計画の内容（推進事業）

推進事業	事業実施主体名※2	概要

注１：各事業実施主体の事業実施計画を添付すること。
注２：複数の事業実施主体が協力して取り組む場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

（２）事業計画の内容（スマート農業機械等導入事業）

スマート農業機械等導入事業	事業実施主体名（サービス事業体名）※2	導入機械

注１：各事業実施主体の事業実施計画を添付すること。
注２：複数の事業実施主体が協力して取り組む場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

（３）実施スケジュール

８　成果目標

（１）推進事業

注：目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について補足する書類を添付すること

（２）スマート農業機械等導入事業

注：目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について補足する書類を添付すること

９　事業完了（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

10　収支予算書

収入の部※1

区分	事業実施主体名※2	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
国庫補助金						
その他						
合計						

注１：適宜、行を追加して記入すること
注２：複数の事業実施主体で実施する場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

支出の部※１

区分	事業実施主体名※２	本年度予算額（円）	前年度予算額（又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
（１）推進事業						

（２）スマート農業機械等導入事業						
合計						

注１：適宜、行を追加して記入すること
注２：複数の事業実施主体で実施する場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

11　加算ポイント

④スマート農業技術活用促進法との関係 　本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、取組内容が当該計画の内容と合致している場合	－
③地域計画との関係 　本事業の事業実施主体にサービス事業体が含まれる場合、当該サービス事業体が本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	－
①みどりの食料システム法との関係 　本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	－
②みどりの食料システム法との関係 　本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	－

※複数で事業実施主体する場合には、１者でも該当すればチェック可能

12　添付書類

共同申請する場合には、全ての事業実施主体の事業実施計画等を添付すること。
その他必要な資料

別添様式第１－１号（第９の１関係）

事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ）
広域モデル・推進事業

※事業実施主体別に記載すること

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・所属・役職	
・担当者氏名	
・連絡先（電話番号）	
・連絡先（メールアドレス）	
事業の目的・内容	

サービス事業の利用拡大につなげるための取組					
サービス事業体と一体的に取り組むことによる期待される効果					
推進事業の対象とする都道府県名		対象都道府県数		北海道の総合振興局・振興局	
サービスの類型					
サービスの内容					
取組・技術の新規性					
利用者の現状					
サービスの展開戦略					
サービス提供先の都道府県名		サービスを提供する都道府県数		北海道の総合振興局・振興局	

注1：本事業で対象とする都道府県を記載すること。併せて具体の地域がわかるよう、対象地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
注2：北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

事業の実施体制	※別添として添付することでも可				
区分	費目細目	国庫補助金（円）	自己負担（円）	消費税区分	備考

	○○費				
	○○費				
	○○費				
	○○費				
合計		0	0		

注1：事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に該当部分の経費、委託先（委託先が未定の場合はその選定方法）と委託する事業の内容が分かるように記載し、委託契約書（案）を添付すること。
注2：「費目細目」の欄には、別表3に掲げる費目細目を記載すること。
注3：備考欄には、積算根拠等（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載すること。
注4：人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賃金等については、その単価の設定根拠が分かる資料を添付すること。
注5：記載内容を別葉とすることも可能とする。
注6：適宜、行を追加して記入すること。
注7：「消費税区分」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

事業完了予定年月日	

①スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、取組内容が当該計画の内容と合致している場合	
②地域計画との関係 本事業の事業実施主体にサービス事業体が含まれる場合、当該サービス事業体が本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	
③みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	
④みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	

	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
成果目標（ha）の拡大量（目標値－現状値）	0				
(2)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

（参考）上記成果目標に付随する計画

	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	目標年度の計画値の根拠（※2）
事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					

・（※1）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・（※2）の欄は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を添付すること。ただし、添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

実施体制のわかる定款及び実施体制図（必須）、財務資料（必須）、経費使用に関する参考資料（必須）、委託契約書、成果目標に係る根拠データ（必須）、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須）、審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、サービスの提供地域がわかる資料（地図等）（必須）、その他別に定める参考資料

書類名	URLの記入欄

別添様式第１－２号（第９の１関係）

事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうち
モデル的取組等の立上げ）
広域モデル・スマート農業機械等導入事業

※事業実施主体別に記載すること

１　実施主体名

２　実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

３　事業計画

提供サービスの類型					
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択					
サービスの内容					
事業完了予定日					

導入する農業用機械を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

サービスを提供する都道府県数	0
北海道の総合振興局・振興局	

・導入する農業機械を**直接用いて**サービスを提供する都道府県に〇を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
・北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を２つ以上記載すること。

４　成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※２）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）（※３）					
成果目標（ha）の拡大量（目標値－現状値）					

（参考）　以下の（１）、（２）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標年度の計画値の根拠（※２）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

・（※１）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・（※２）の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。
・（※３）原則、成果目標の現状欄は利用者一覧の項目４の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は項目５の数値と整合が取れていること。

５　総括表

取組の種類	総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
スマート農業機械等導入の取組	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合　計					

取組の種類	総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金（円）	補助率	自己資金（共同申請者に支払うリース費用総額等）（円、税込）	
スマート農業機械等リース導入の取組	18,000,000	7,000,000	1/2	11,000,000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円
合　計					

・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
・リース導入の場合は別添１の機械リース計画書を添付すること。

６　導入・リース導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	１台当たり導入価格（円、税抜）	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費（円）	審査項目に掲げるスマート農業機械に該当	審査項目に掲げるみどり投資促進税制の対象機械に該当
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

・見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。

・適宜、行を追加して記載すること。

７　その他（行政との整合性等）

実施要領別記２－４別紙に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、取組内容が当該計画の内容と合致している場合	
②地域計画との関係 サービス提供地域において策定された地域計画に本事業に取り組むサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	
③みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	
④みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	

８　添付書類

別添様式第１－２－１号、別添様式第１－２－２号及び別添様式第１－３号を添付するとともに、関係書類を添付すること。
なお、リース導入を行う場合には別添様式第１－２－３号及び１－２－４号を添付すること。
また、農業機械専用運搬車を導入（リース導入含む）場合には、別記様式第３号もあわせて提出すること。
ただし、添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

【関係書類】利用者一覧は利用者との契約内容・状況がわかるもの（契約書等）（必須）、事業実施体制の分かる資料(必須)、財務資料(必須)、見積書(必須)、機械の性能がわかる資料(必須)、計画書に記載している数値に関する根拠データ(現況及び目標年の面積、経営体数及びサービスの売上等）、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(必須)、審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、サービスの提供地域がわかる資料（地図等）(必須)、その他参考資料

書類名	URLの記入欄

別添様式第１－２－１号（第９の１関係）

農業支援サービス事業利用者一覧（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げのうち広域モデル・スマート農業機械等導入事業）

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1　事業実施主体名

2　農業支援サービス利用者一覧（提供を予定している全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス（必ず記載すること）						サービス利用者数	見込み
		内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	(A)サービスを提供している現状地面積（ha）（注5）	(B)サービスを提供する面積（ha）	(B)－(A)面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－
8						0			－
9						0			－
10						0			－
11						0			－
12						0			－
13						0			－
14						0			－
15						0			－
16						0			－
17						0			－
18						0			－
19						0			－
20						0			－

	(A)合計面積（ha）	(B)合計面積（ha）	(B)－(A)面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

（注1）本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「(A)サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3　農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	(F)サービスを提供している現状地面積（ha）	(G)サービスを提供する面積（ha）	(G)－(F)面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－

	(F)合計面積（ha）	(G)合計面積（ha）	(G)－(F)面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

（注1）本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「(F)サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4　サービスを提供している現状値面積合計（A＋F）　計 0 ha

5　サービスを提供する面積合計（B＋G）　計 0 ha

6　サービス利用増加面積合計（C＋H）、平均（(C+H)/(E+J)）　計 0 ha　平均 #DIV/0! ha

7　サービス利用時間合計（D＋I）、平均（(D+I)/(E+J)）　計 0 (h)　平均 #DIV/0! (h)

8　サービス利用者合計（E＋J）　計 0 者

別添様式第１－２－２号（第９の１関係）

事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

１．事業実施主体（サービス事業体）の概要（※）		
	名称	
	所在地	
	代表者	
	副代表者、役員等	
	事業年度	
	従業員数	
	事業内容	
２．サービスの概要（※）		
	サービス分類	
	サービス内容	
	サービス対象品目	
	サービス対象地域	〇〇県〇〇地域
	サービス提供期間	
	サービスの最低利用期間	
３．料金・オプション（※）		
	基本料金単価	
	追加料金要件	
	その他サービス利用者が負担する主な料金	
	解約・違約費用等	
４．サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）		
５．サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項		
６．責任範囲・保証内容		
７．保有資格等		
８．問合せ先（※）		
	電話番号	
	受付時間	
	担当部署	
	メール、問合せフォーム等	

（注）　※を付したものは必須事項です。

別添様式第１－２－３号（様式第９の１関係）　　（リース事業共同申請者記載）
（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

スマート農業機械等導入事業における機械リース計画書

年　月　日

地方農政局長等　殿

【事業実施主体名】

フリガナ　　フリガナ
氏名　　代表者氏名

〒　　－
住所
電話番号

【リース事業者名】

※導入する機械によってリース事業者が異なる場合はリース業者毎に作成してください。

フリガナ
事業者名
代表者名

〒　　－
住所
電話番号

機械リース計画書を作成したので提出します。

1　リース計画に基づいて、次の取組を行います。

2　リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、リース事業者が地方農政局長等に補助金を返納します。

3　本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。

4　リース料補助申請額　　円

5　取組の内容
別添個票のとおり。

別添様式第１－２－４号（様式第１－２－３関係）　　（共同申請者記載）
個票（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

機械リース計画書 （№○）

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日（※１）	～　　（年）		
	リース借受日から○年間（※２）	（年間）		
リース物件購入価格（税抜き）		（円）		
	うちオプション分（税抜き）	（円）		
残存価格（リース期間終了後の残価設定）		（円）		
リース料補助申請額		（円）		
リース諸費用（金利・保険料・消費税）		（円）		
	うち税相当分	（円）		
機械利用者負担リース料（税込み）		（円）		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。
注２：リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。
　　A:[リース物件購入価格（税抜き）]×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内
　　B:（[リース物件購入価格（税抜き）]－[残存価格]）×１／２以内
注３：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。
注４： 添付書類は、以下のとおり。
　　① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
　　② その他地方農政局長等が必要と認める資料

別添様式第１－３号

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□ 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

別記様式第２号（第９の１関係）

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事　殿

（代表者）事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者）事業実施主体名
所在地
氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける（総合）事業実施計画の（変更）申請について

（総合）事業実施計画の（変更）申請について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－４第９の１に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注）１　複数の事業実施主体と一体的に実施する場合は、代表者が取りまとめて共同申請することができる。その場合には、代表者、共同申請者名を記載すること。
２　共同申請する場合には、事業実施主体別に必要書類を添付すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
４　添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添様式第２－１号（第９の１関係）

事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ）
地域モデル・推進事業

※事業実施主体別に記載すること

1. 申請者					
・申請先					
・氏名又は名称					
・代表者（法人・団体の場合）					
・住所又は主たる事務所					
・法人番号					
2. 担当者					
・所属・役職					
・担当者氏名					
・連絡先（電話番号）					
・連絡先（メールアドレス）					
3. 目的等					
事業の目的・内容					
4. 取組内容					
サービス事業の利用拡大につなげるための取組					
サービス事業体と一体的に取り組むことによる期待される効果					
推進事業の対象とする都道府県名		対象都道府県数		北海道の総合振興局・振興局数	
サービス提供先の市町村名		市町村数		北海道の総合振興局・振興局名	
5. サービス事業の内容（サービス事業体の場合に記載すること）					
サービスの類型					
サービスの内容					
取組・技術の新規性					
利用者の現状					
サービスの展開戦略					
サービス提供先の都道府県名		サービスを提供する都道府県数		北海道の総合振興局・振興局	
サービス提供先の市町村名		市町村数		北海道の総合振興局・振興局	

注1：本事業で対象とする都道府県を記載すること。併せて具体の地域がわかるよう、対象地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
注2：北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

6. 事業の実施体制

事業の実施体制	※別添として添付することでも可

経費の配分					
区分	費目細目	国庫補助金（円）	自己負担（円）	消費税区分	備考
	○○費				
	○○費				
	○○費				
	○○費				
合計		0	0		

注1：事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に該当部分の経費、委託先（委託先が未定の場合はその選定方法）と委託する事業の内容が分かるように記載し、委託契約書（案）を添付すること。
注2：「費目細目」の欄には、別表3に掲げる費目細目を記載すること。
注3：備考欄には、積算根拠等（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載すること。
注4：人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賃金等については、その単価の設定根拠が分かる資料を添付すること。
注5：記載内容を別葉とすることも可能とする。
注6：適宜、行を追加して記入すること。
注7：「消費税区分」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

事業完了予定年月日	

7. その他（行政との整合性等、あれば記載）	
①スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合	
②地域計画との関係 サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	
③みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	
④みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	

8. 成果目標及びそれに付随する計画					
	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
成果目標（ha）の拡大量（目標値－現状値）	0				
(2)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

（参考）上記成果目標に付随する計画

	現状（○年度）（※1）	事業実施年度（○年度）	○年度	目標年度（○年度）	目標年度の計画値の根拠（※2）
事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					

・（※1）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・（※2）の欄は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

9. 添付書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を添付すること。ただし、添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

実施体制のわかる定款及び実施体制図（必須）、財務資料（必須）、経費使用に関する参考資料（必須）、委託契約書、成果目標に係る根拠データ（必須）、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須）、審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、サービスの提供地域がわかる資料（地図等）（必須）、その他別に定める参考資料

書類名	URLの記入欄

別添様式第２－２号（第９の１関係）

事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ）
地域モデル・スマート農業機械等導入事業

※事業実施主体別に記載すること

１　実施主体名

２　実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

３　事業計画

提供サービスの類型					
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択					
サービスの内容					
事業完了予定日					

導入する農業用機械を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

サービスを提供する都道府県数	0
北海道の総合振興局・振興局数	

サービス提供先の市町村名等

サービス提供先の市町村名		市町村数		北海道の総合振興局・振興局名	

・導入する農業用機械を**直接用いて**サービスを提供する都道府県に〇を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
・北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を２つ以上記載すること。

４　成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※２）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）（※３）					
成果目標（ha）の拡大量（目標値－現状値）					

（参考）　以下の（１）、（２）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標年度の計画値の根拠（※２）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

・（※１）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・（※２）の欄は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。
・（※３）原則、成果目標の現状欄は利用者一覧の項目４の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は項目５の数値と整合が取れていること。

５　総括表

取組の種類	総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
スマート農業機械等導入の取組	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合　計					

取組の種類	総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金（円）	補助率	自己資金（共同申請者に支払うリース費用総額等）（円、税込）	
スマート農業機械等リース導入の取組	18,000,000	7,000,000	1/2	11,000,000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円
合　計					

・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
・リース導入の場合は別添１の機械リース計画書を添付すること。

６　導入・リース導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	１台当たり導入価格（円、税抜）	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費（円）	審査項目に掲げるスマート農業機械に該当	審査項目に掲げるみどり投資促進税制の対象機械に該当
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

・見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
・適宜、行を追加して記載すること。

７　その他（行政との整合性等）

別記２－４別紙に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術活用促進法との関係 本事業の事業実施主体が、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度中に認定を受けることが確実であって、事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合	
②地域計画との関係 サービス提供地域において策定された地域計画に本事業に取り組むサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。	
③みどりの食料システム法との関係 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	
④みどりの食料システム法との関係 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	

８　添付書類

別添様式第２－２－１号、別添様式第２－２－２号及び別添様式第１－３号を添付するとともに、関係書類を添付すること。
なお、リース導入を行う場合には別添様式第２－２－３号及び２－２－４号を添付すること。
また、農業機械専用運搬車を導入（リース導入含む）場合には、別記様式第３号もあわせて提出すること。
ただし、添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

【関係書類】利用者一覧は利用者との契約内容・状況がわかるもの（契約書等）（必須）、事業実施体制の分かる資料(必須)、財務資料(必須)、見積書(必須)、機械の性能がわかる資料(必須)、計画書に記載している数値に関する根拠データ(現況及び目標年の面積、経営体数及びサービスの売上等）、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(必須)、審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、サービスの提供地域がわかる資料（地図等）(必須)、その他参考資料

書類名	URLの記入欄

別添様式第２－２－１号（第９の１関係）

農業支援サービス事業利用者一覧（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ）

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

2 農業支援サービス利用者一覧（提供を予定している全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス（必ず記載すること）						サービス利用者数	見込み
		内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	（A）サービスを提供している現状地面積（ha）（注5）	（B）サービスを提供する面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－
8						0			－
9						0			－
10						0			－
11						0			－
12						0			－
13						0			－
14						0			－
15						0			－
16						0			－
17						0			－
18						0			－
19						0			－
20						0			－

	（A）合計面積（ha）	（B）合計面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）

（注1）本事業による機械導入によって実施される農業支援サービス事業の利用希望のある者を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
（注5）「（A）サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	（F）サービスを提供している現状地面積（ha）	（G）サービスを提供する面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－

	（F）合計面積（ha）	（G）合計面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）

（注1）本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
（注5）「（F）サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状値面積合計（A＋F）　計 0 ha

5 サービスを提供する面積合計（B＋G）　計 0 ha

6 サービス利用増加面積合計（C＋H）、平均（（C+H）/（E+J））　計 0 ha　平均 #DIV/0! ha

7 サービス利用時間合計（D＋I）、平均（（D+I）/（E+J））　計 0 （h）　平均 #DIV/0! （h）

8 サービス利用者合計（E＋J）　計 0 者

別添様式第２－２－２号（第９の１関係）

事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

１．事業実施主体（サービス事業体）の概要（※）		
	名称	
	所在地	
	代表者	
	副代表者、役員等	
	事業年度	
	従業員数	
	事業内容	
２．サービスの概要（※）		
	サービス分類	
	サービス内容	
	サービス対象品目	
	サービス対象地域	〇〇県〇〇地域
	サービス提供期間	
	サービスの最低利用期間	
３．料金・オプション（※）		
	基本料金単価	
	追加料金要件	
	その他サービス利用者が負担する主な料金	
	解約・違約費用等	
４．サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）		
５．サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項		
６．責任範囲・保証内容		
７．保有資格等		
８．問合せ先（※）		
	電話番号	
	受付時間	
	担当部署	
	メール、問合せフォーム等	

（注）　※を付したものは必須事項です。

別添様式第２－２－３号（様式第９の１関係）　　（リース事業共同申請者記載）
（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

スマート農業機械等導入事業における機械リース計画書

年　月　日

都道府県知事　殿

【実施主体名】

フリガナ　　フリガナ
氏名　　代表者氏名

〒　　－
住所
電話番号

【リース事業者名】

※導入する機械によってリース事業者が異なる場合はリース業者毎に作成してください。

フリガナ
事業者名
代表者名

〒　　－
住所
電話番号

機械リース計画書を作成したので提出します。

1　リース計画に基づいて、次の取組を行います。

2　リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、リース事業者が都道府県知事に補助金を返納します。

3　本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。

4　リース料補助申請額　　円

5　取組の内容
別添個票のとおり。

別添様式第２－２－４号（様式第２－２－３関係）　　（共同申請者記載）
個票（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

機械リース計画書 （№○）

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日（※１）	～　　（年）		
	リース借受日から○年間（※２）	（年間）		
リース物件購入価格（税抜き）		（円）		
	うちオプション分（税抜き）	（円）		
残存価格（リース期間終了後の残価設定）		（円）		
リース料補助申請額		（円）		
リース諸費用（金利・保険料・消費税）		（円）		
	うち税相当分	（円）		
機械利用者負担リース料（税込み）		（円）		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。
注２：リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。
　　A:[リース物件購入価格（税抜き）]×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内
　　B:（[リース物件購入価格（税抜き）]－[残存価格]）×１／２以内
注３：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。
注４： 添付書類は、以下のとおり。
　　① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
　　② その他地方農政局長等が必要と認める資料

別添様式第２－３号

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和６年　月　日付け６農産第　号農林水産事務次官依命通知）別記３の第８に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□　環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□　環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□　オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□　省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□　環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□　悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□　プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□　資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□　生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□　排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□　みどりの食料システム戦略の理解

□　関係法令の遵守

□　環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□　機械等の適切な整備と管理に努める

□　正しい知識に基づく作業安全に努める

別記様式第３号（第９の１関係）

番　　号
年　　月　　日

農産局長　殿
（間接補助事業の場合は、都道府県知事）殿

事業実施主体名
所在地
氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－４第９の１の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

１．本事業において行うサービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

２．補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

３．導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別（残存年数※）

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

（注）１　当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること（採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車車を導入した場合には、補助対象外とする。
２　事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

別記様式第４号（第９の１関係）

番　　号
年　　月　　日

農産局長　　殿

事業実施主体名
所在地
氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける都道府県事業実施計画の提出について

都道府県事業実施計画について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－４第９の１の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注）　　必要に応じて、都道府県推進事務費内訳表を添付する。

別添様式第４－１号（第９の１関係）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ
都道府県事業実施計画

都道府県名：

１　事業計画

事業の目的・内容	
事業完了予定日	

２　申請者内訳

番号（※２）	事業実施主体名	ポイント(※1)										平均点（共同申請の場合に記載）※２	事業完了予定日	総事業費（円、税込）	負担区分		
											合　計				国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）
1	○×	2	2	2	2	4	2	2	2	2	20	32.5					
1	○○	3	4	4	4	6	6	6	6	6	45						
事業費の合計																	

※１．ポイント欄は審査基準より転記すること。

※２．共同申請の場合には、同じ番号で整理すること。

※３．共同申請の場合には、共同申請者の合計の平均点を記載すること。

（注）事業実施主体から提出された様式及び添付資料を添付すること。

別添様式第４－２号（第９の１関係）

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組等の立上げ
都道府県推進事務費内訳表

都道府県名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　概要

推進事務費の額（円）	
国庫補助金の合計額（円）	
推進事務費申請額（円）	

（注）推進事務費申請額は、国庫補助金の合計額の10%を超えないこと。

２　推進事務費の内訳表

費目	細目	金額（円）	内　　容	内　　訳
推進事務費の合計				

（注）「費目」及び「細目」欄には、別表３に掲げる費目及び細目を記載すること。

別記様式第５号（第９の１関係）

番　　号
年　　月　　日

農産局長　　殿

（代表者）事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者）事業実施主体名
所在地
氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける交付決定前着手届について

交付決定前に着手したいので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－４第９の３の規定に基づき、下記条件を了承の上、申請する。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業実施主体名	事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

（注）複数の事業実施主体と一体的に実施する場合は、代表者が取りまとめて共同申請することができる。その場合には、代表者、共同申請者名を記載すること。

別記様式第６号（第９の４関係）

番　　号
年　　月　　日

農産局長　　殿

（代表者）事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者）事業実施主体名
所在地
氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうちモデル的取組等の立上げにおける事業実施状況報告（成果報告）について

事業実施状況報告（成果報告）について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記２－４第９の４の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　複数の事業実施主体と一体的に実施する場合は、代表者が取りまとめて共同申請することができる。その場合には、代表者、共同申請者名を記載すること。
２　共同申請する場合には、事業実施主体別に必要書類を添付すること。
３　事業実施報告の場合には、別添様式第６―１号を添付すること。
４　成果報告の場合には、別添様式第６－２号を添付すること。
４　第10の１による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること

別添様式第６－１号（第９の４関係）

事業実施状況報告（モデル的取組等の立上げ）

１　事業実施主体名

２　取組状況（実績）

サービス実施主体名	推進事業の取組状況	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
		事業実施前年度（〇年度）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施状況報告年度（〇年度）の達成率（%）	拡大量（目標年実績値－事業完了前年度実績値）

（注）報告内容の根拠資料も添付すること。

３　成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等についても記入すること）

４　課題や改善すべき事項等

別添様式第６－２号（第９の４関係）

成果報告（モデル的取組等の立上げ）

１　事業実施主体名

２　取組状況（実績）

サービス実施主体名	推進事業の取組状況	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
		事業実施前年度（〇年度）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施状況報告年度（〇年度）の達成率（％）	拡大量（目標年実績値－事業完了前年度実績値）

（注）事業実施主体から提出された資料を添付すること。

３　自己評価

別記様式第７号（第９の４関係）

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

事業実施主体名
所在地
氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
モデル的取組等の立上げにおける都道府県実施状況報告について

都道府県評価報告書について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月 15 日付け６農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）別記２－４第９の４の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）　別添様式第７号を添付すること。

別添様式第７号（第９の４関係）

都道府県事業実施状況報告（モデル的取組等の立上げ）

実施状況（実績）

サービス実施主体名	推進事業の取組状況	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					備考
		事業実施前年度（〇年度）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施状況報告年度（〇年度）の達成率（%）	

（注）事業実施主体から提出された資料を添付すること。

（注）備考には、事業実施主体から報告された、成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等）、課題や改善すべき事項等、必要な事項を記載すること

別記様式第８（第９の４関係）

番　　号
年　月　日

農産局長　殿

事業実施主体名
所在地
氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
モデル的取組等の立上げにおける都道府県評価報告書について

都道府県評価報告書について、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月 15 日付け６農産第 3572 号農林水産省農産局長通知）別記２－４第９の４の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）　別添様式第８号を添付すること。

別添様式第８号（第９の４関係）

都道府県評価報告（モデル的取組等の立上げ）

都道府県名：

１　取組状況の推移

サービス実施主体名	推進事業の取組状況	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）						自己評価	備考
		事業実施前年度（〇年度）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施状況報告年度（〇年度）の達成率（%）	拡大量（目標年実績値－事業完了前年度実績		

（注）事業実施主体から提出された資料を添付すること。

別記様式第９号（第 10 の１関係）

番　　号
年　月　日

農産局長　殿
（間接補助事業の場合は、都道府県知事）殿

（代表者）事業実施主体名
所在地
氏名

（共同申請者）事業実施主体名
所在地
氏名

改善計画（モデル的取組等の立上げ）

当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

（例）※
１　事業の導入及び取組の経過

２　当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題

３　事業の実績及び改善計画
（改善計画は１か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

４　改善方策
（事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。）

５　改善計画を実施するための推進体制

※報告内容は、別に定める成果目標等に応じて変更するものとする。

別記３－１　農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策

第１　総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策（以下別記３－１において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

（１）農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

（２）農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第３　事業内容等

１　目的

農業者の高齢化・現象が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、サービス事業体の新規事業立上げ当初のビジネス確立に向けた取組を支援することを目的とする。

２　事業構成

本事業における事業メニューは次のとおりとし、事業内容、補助率及び国庫補助金額の上限額は、別表２に掲げるとおりとする。

（１）広域型サービス支援タイプ

（２）地域型サービス支援タイプ

第４　事業実施主体等

本事業における事業実施主体はサービス事業体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

（２）事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。

（３）法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

（４）法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

（５）法人等の役員等が暴力団員でないこと。
（６）継続的なサービス事業の実施が見込まれること。

第５　補助対象経費等
１　補助対象経費
交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表３に掲げるとおりとし、交付対象基準は以下のとおりとする。
（１）サービス事業のニーズ調査に要する経費
（２）サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費
（３）サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費
（４）その他サービス事業の育成・普及に資する取組に要する経費
２　補助対象外経費
次に掲げる経費は補助対象としない。
（１）国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
（２）特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費
（３）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
（４）汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
（５）本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費
３　推進事務費
交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる推進事務費の範囲は、別表３に掲げるとおりとし、都道府県知事が必要とする経費に限る。

第６　採択基準
１　広域型サービス支援タイプ
（１）選定審査方法
事業実施主体の選定に当たって、地方農政局長等が応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点及び評価し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。
（２）採択方法
ア　応募者から提出された事業実施計画の採点は、広域型サービス支援タイプにあっては別表４に示す審査基準に基づき行うものとする。
イ　応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表５に定めるサービスの類型及び作業の種類等による区分（以下「区分」という。）ごとに行い、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同一の点数を獲得した事業実施計画が複数ある

場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

ウ　農産局長は、イの規定による審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査点数の加算は行わないものとする。

（３）審査結果の通知等

ア　農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、申請を受けた地方農政局長等に対し通知するものとする。

イ　地方農政局長等は、アの通知を受けた場合には、本事業メニューの応募者に対して審査結果を通知するものとする。

２　地域型サービス支援タイプ

（１）事業実施主体の選定に当たって、応募者から事業実施計画の提出を受けた都道府県知事が、当該事業計画を別表６に示す審査基準に基づき審査・採点し、その結果を取りまとめの上、地方農政局長等に提出するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）の規定により提出を受けた場合には、交付等要綱及びこの要領に照らし適当であることを確認の上、農産局長に提出するものとする。

（３）都道府県知事及び地方農政局長等は、審査に必要な場合、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。

（４）農産局長は、（２）により提出があった場合には、区分ごとに採点結果を確認し、点数付けによる合計点数が高い順に区分ごとに採択順位をつけ、採択順位が高い順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同一の点数を獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

（５）農産局長は、（４）の規定による審査結果について、審査終了後、申請を受けた地方農政局長等に対し通知するものとする。

（６）地方農政局長等は、（５）の規定により通知があった場合には、都道府県知事に対し採択の結果を通知するものとする。

第７　成果目標及び目標年度

１　成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

２　目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第８　事業実施手続等

１　広域型サービス支援タイプ

（１）交付申請書及び事業実施計画書の作成等

ア　事業実施主体は、交付等要綱第８に定める交付申請書及び様式第１－１号により作成した事業実施計画書に、必要事項を記入した様式第１－２号及び様式第１－３号を添付の上、様式第３－１号を添えて地方農政局長等へ提出するものとする。なお、様式第１－２号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックすること。

イ　地方農政局長等は、アにより提出された交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱、この要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

ウ　事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業計画書等を提出するものとする。

なお、事業計画書等の提出を受けた地方農政局長等は、確認を行うに当たり、必要に応じ、関係地方農政局長等に対し、事業計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

（２）事業の交付決定等

地方農政局長等は、（１）の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表２に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続きは（１）に準じるものとする。

（３）事業の着手

ア　事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を地方農政局長等に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

イ　アのただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、様式第３－２号により交付決定前着手届を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

（４）目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

ア　事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の７月末までに、様式第４－１号により事業実施状況報告書を作成し、様式第５号と併せて地方農政局長等に

提出するものとする。

イ　地方農政局長等は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

ウ　地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

（５）目標年度の事業実施状況の報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の７月末までに、様式第４－１号により事業実施状況報告書を作成し、様式第５号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。なお、目標年度における事業実施状況報告書には様式第４－２号に定めるアンケート又は任意の様式のアンケートを用いて行った利用者におけるサービス導入効果の分析結果を添付すること。

２　地域型サービス支援タイプ

（１）事業実施計画書の作成

ア　事業実施主体は、交付等要綱別記様式第１号に準じて都道府県知事が別に定める交付申請書及び様式第２－１号により作成した事業実施計画に、必要事項を記入した様式第２－２号、様式第２－３号及び関係書類を添付の上、第６の２の（１）において当該事業実施計画の審査・採点を行う都道府県知事に提出するものとする。なお、様式第２－２号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックすること。また、都道府県知事が市町村長と協議し必要と認める場合には、市町村長を経由して交付等を実施できるものとする。

イ　都道府県知事は、アにより提出された交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱及びこの要領に照らして適正であることについて審査を行い、適切と認めた場合は、交付等要綱第８に規定に基づく交付申請書、様式第６－１号により作成した都道府県事業実施計画及び様式第６－２号により作成した都道府県推進事務費内訳表を地方農政局長等に提出するものとする。

ウ　事業実施主体は「サービス実施主体の所在地」と「サービスを提供する主たる都道府県」が異なる場合は、原則として、「サービスを提供する主たる都道府県」を管轄する都道府県知事に事業計画書等を提出するものとする。

なお、事業計画書等の提出を受けた都道府県知事は、確認を行うに当たり、必要に応じて、関係都道府県知事に対して事業計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

（２）事業の交付決定等

地方農政局長等は、（１）の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表２に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続きは（１）に準じるものとする。

（３）事業の着手

事業実施主体及び都道府県知事は原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、様式第３－２号に準じて都道府県知事が別に定める交付決定前着手届を都道府県知事に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。なお、都道府県知事が交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第３－２号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

（４）目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

ア　事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の６月末までに、様式第４－１号に準じて都道府県知事が別に定める事業実施状況報告書を作成し、様式第５号と併せて都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。点検結果について、アの期限とする年度の７月末日までに様式第７号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ　都道府県知事及び地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

（５）目標年度の事業実施状況の報告

ア　事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の６月末までに、様式第４－１号に準じて都道府県知事が別に定める事業実施状況報告書を作成し、様式第５号と併せて都道府県知事に提出するものとする。なお、目標年度における事業実施状況報告書には様式第４－２号に定めるアン

ケート又は任意の様式のアンケートを用いて行った、利用者におけるサービス導入効果の分析結果を添付すること。

イ　都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、点検結果について、アの期限とする年度の７月末日までに様式第７号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第９　評価等

評価等は次により行うものとする。

１　事業成果の評価及び改善措置の指導等

（１）地方農政局長等が事業実施主体又は都道府県知事から第８の規定による目標年度の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を農産局長に報告するものとする。

（２）農産局長は、（１）の規定により受けた報告を取りまとめ、農産局長が設置する評価委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）の規定により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、地方農政局長等は、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し直接又は都道府県知事等を通じ、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第８号による改善計画を様式第５号と併せて報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第 14 の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

２　報告又は指導

地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 10　その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別表１（第２関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表２（第３関係）

事業メニュー	事業内容	補助率
農業支援サービス事業育成対策	１　広域型サービス支援タイプ 　原則、複数の都道府県にわたりサービス事業を提供するサービス事業体（北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、原則、北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業体）がサービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組を支援するものとする。 ・サービス事業のニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・その他サービスの育成・普及に資する取組に要する経費	定額 （１事業実施主体当たり1,500万円を上限とする。）
	２　地域型サービス支援タイプ （１）おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体（北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供するサービス事業体）がサービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大に必要な以下の取組を支援するものとする。 ・サービス事業のニーズ調査に要する経費 ・サービス事業の実施に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集等に要する経費 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成に要する経費 ・その他サービスの育成・普及に資する取組に要する経費	定額 （１事業実施主体当たり1,500万円を上限とする。）
	（２）都道府県が（１）の事業実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討等を行うのに要する経費である推進事務費を支援するものとする。	定額 （管轄する都道府県の事業実施主体が申請する国庫補助金の合計額の 10%以内とする。）

別表３（第５関係）

費目	細目	内　容	注意点
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	・事業を実施するために直接必要な会議・商談会・イベント等の開催や実証・テストマーケティング等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等・施設、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	情報発信費	・事業を実施するために直接必要なポスター・チラシ等の作成・配布等に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要なデータや図書、参考文献の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・本事業を実施するために直接必要な試作品の製造や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・有償で販売するもの及び認知度向上等を目的として相当数を無償で配布するものは含まない。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	研修受講費	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料

			等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		・事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の２第１項第１号及び第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な	

		会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付す ること。
謝金	委員等謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・推進事務費においては、活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・推進事務費においては、都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50％未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経

			費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械の導入に係る経費（サーバ導入費を含む。）。ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上（税別）の調査備品及び機械については、見積書（原則３社以上（該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。））、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

（注１）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注２）上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

1　事業実施に直接関連のない経費

2　事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

3　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

4　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

5　傷害保険等任意保険の加入に要する経費

6　補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費

7　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

8　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

別表４（第６関係）

令和６年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち広域型サービス支援
タイプ　審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 審査項目１又は３のいずれかにおいて審査委員の過半から０点の採点を受けた場合
- 審査の合計点数が 13 点に審査委員数を掛けた数以下の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
１　事業の実現可能性	・事業計画に記載の取組について、実現可能性はどの程度か。 ・事業としての発展がどの程度期待できるか。 ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制は整っているか。	実現可能性 ある…20 点 おおむねある…10 点 ない…０点
２―１　農業現場への貢献度（審査項目２－２に該当しない場合）	・サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	（１）サービス提供面積の拡大量に係る目標（審査項目２－２に該当しない場合） 700ha 以上…10 点 500ha 以上…７点 300ha 以上…５点 100ha 以上…３点 100ha 未満…０点
２―２　農業現場への貢献度（施設園芸を対象とする場合）		（２）サービス提供面積の拡大量に係る目標（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 20ha 以上…10 点 10ha 以上…７点 5ha 以上…５点 1ha 以上…３点 1ha 未満…０点

3　取組内容・技術等の新規性	・これまで農業現場で見られなかった新規性のある取組内容か。 ・これまでになかったビジネスモデルであるか。 ・その他、何らかの新規性があるか。	新規性 ある…５点 概ねある…３点 ない…０点
4　その他（行政との整合性等）	・事業実施主体が採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※）	該当があれば 10 点
	・本事業の申請に係るサービス事業が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合。	認定があれば５点
	・本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合。	認定があれば５点
	・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合。	認定があれば５点
	・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。	該当があれば５点
	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。	該当があれば 15 点

※事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

別表５（第６関係）

サービスの類型及び作業の種類等による区分

・サービスの類型及び作業の種類等による区分は以下のとおりとする。
・事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。

サービスの類型	作業の種類等による区分
専門作業受注型	①耕起・播種作業の代行
	②施肥・防除作業の代行
	③収穫作業の代行
	④畜産作業の代行
	⑤その他作業の代行
機械設備供給型	⑥大型機械（トラクター、コンバイン、田植機）を含んだ供給
	⑦大型機械（トラクター、コンバイン、田植機）以外のみ供給
人材供給型	⑧自社で農業分野の作業を行える人材を育成し派遣
	⑨⑧以外
データ分析型	⑩データ分析サービスを実施

別表６（第６関係）

令和６年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち地域型サービス支援
タイプ　審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 番号の欄の１又は３の項目で０点の評価を受けた場合
- 審査の合計点数が 13 点以下の場合

番号	審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1	事業の実現可能性	・事業計画に記載の取組について、サービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断。	実現可能性 ある：10 点～ない：０点
2	農業現場への貢献度	・サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか、成果目標から判断。	（２－１）サービス提供面積の拡大量に係る目標（（２－２）に該当しない場合） 200ha 以上…10 点 150ha 以上…９点 100ha 以上…８点 90ha 以上…７点 70ha 以上…６点 50ha 以上…５点 40ha 以上…４点 30ha 以上…３点 20ha 以上…２点 10ha 以上…１点 10ha 未満…０点 （２－２）サービス提供面積の拡大量に係る目標（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 10ha 以上…10 点 ９ha 以上…９点 ８ha 以上…８点 ７ha 以上…７点 ６ha 以上…６点 ５ha 以上…５点 ４ha 以上…４点

			３ha 以上…３点 ２ha 以上…２点 １ha 以上…１点 １ha 未満…０点
3	取組内容・技術等の新規性	・事業計画に記載の取組について、これまで農業現場で見られなかった新規性のある取組内容か、これまでになかったビジネスモデルであるか、その他何らかの新規性があるかを踏まえ、新規性について総合的に判断。	新規性 ある…５点 おおむねある…３点 ない…０点
4	その他（行政との整合性等）	・事業実施主体が採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※）	該当があれば 10 点
5		・事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合。	認定があれば５点
6		・本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合。	認定があれば５点
7		・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合。	認定があれば５点
8		・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。	該当があれば５点
9		・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 ・ただし、中山間地域とは「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。	該当があれば 15 点

※事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

様式第１－１号（第8関係）

事業実施計画書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち広域型サービス支援タイプ）

1. 申請者					
・申請先					
・氏名又は名称					
・代表者（法人・団体の場合）					
・住所又は主たる事務所					
・法人番号					
2. 担当者					
・所属・役職					
・担当者氏名					
・連絡先（電話番号）					
・連絡先（メールアドレス）					
3. 取組内容					
サービスの類型					
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択					
実施要領別記３－１の別表５に定める作業の種類等による区分			※サービス事業の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。		
実施要領別記３－１の別表４に定める加算ポイント「２　農業現場への貢献度」の（２－２）「サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	－	・施設園芸と施設園芸以外のサービス提供先の割合及び、該当する事業者名等を併せて記入すること。			
サービス事業の内容	提供している又は提供予定のサービス事業の内容を記載。				
サービス事業のセールスポイント	提供するサービスを利用するメリットや期待されること　等を記載。				
取組・技術の新規性	これまでの農業現場にはなかった技術の活用やサービスモデル等の導入について記載。				
利用者の現状	サービスを利用する者（顧客）の属性や抱えている課題、サービスを活用することで見込まれる効果を記載（個人が特定されない範囲で記載）。				
サービス事業の展開戦略	現状のサービス展開規模及び今後の利用拡大に向けて実施していく取組を記載。 成果目標の達成根拠も併せて記載。				
サービス提供先の都道府県名（注1）		サービスを提供する都道府県数→		北海道の総合振興局・振興局（注2）→	

（注1）本事業でサービスを提供する都道府県を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
（注2）北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を2つ以上記載すること。

4. 事業実施内容	
事業の目的・内容	下記の「経費区分」に記載した各経費において実施する取組の目的・内容を記載。
事業の実施体制	
経費の配分	

区分	費目細目	国庫補助金（円）	自己負担（円）	消費税区分	備考
ニーズ調査	○○費				
機械レンタル・改修、データ収集等	○○費				
専門人材の育成	○○費				
その他サービス事業の育成・普及対策	○○費				
合計		0	0		

注1：事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に該当部分の経費、委託先（委託先が未定の場合はその選定方法）と委託する事業の内容が分かるように記載し、委託契約書（案）を添付すること。
注2：「費目細目」の欄には、実施要領別記3－1の別表3に掲げる費目細目を記載すること。
注3：備考欄には、積算根拠等（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載すること。
注4：人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賃金等については、その単価の設定根拠が分かる資料を添付すること。
注5：記載内容を別葉とすることも可能とする。
注6：適宜、行を追加して記入すること。
注7：「消費税区分」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

事業完了予定年月日	

5. その他（行政との整合性等、あれば記載）

実施要領別記3－1別表4に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の変革を行う取組	－	事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合にその旨を記載。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	－	・農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	－	・本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載。

④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	－	・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載。
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	－	・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。
⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	－	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※HP（https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html）掲載の「農業地域類型一覧表（令和5年3月2日改定）」の第一分類で 「中間農業地域」＝3、「山間農業地域」＝4と区分されている地域を確認すること。

6. 年度別の取組計画(年度別に実施する取組を簡潔に記載)

1年目	
2年目	
3年目	
その他留意事項	

7. 成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（〇年度）（※1）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
成果目標（ha）の拡大量（目標年度値－現状値）	0				

（参考）以下の（1）、（2）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（〇年度）（※1）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標年度の計画値の根拠（※2）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

・（※1）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・（※2）の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

8. 申請書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を添付すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

01. コンソーシアム等の規約等、02. 実施体制のわかる資料及び実施体制図（必須）、03. 財務資料（必須）、04. 事業実施計画書（必須）、05. 経費使用に関する参考資料（必須）、06. 委託契約書、07. 根拠データ（必須）、08. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（必須）、09. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、10. サービスの提供地域がわかる資料（地図等）（必須）、11. 申請書類チェックシート（必須）、12. その他参考資料

書類名	URLの記入欄

様式第１－２号（第８関係）

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－１の第８に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□ 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第１－3号（第８関係）

申請書類チェックシート
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち広域型サービス支援タイプ）

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区分		申請書類及び添付書類等	注意点	チェック欄
実施体制		01. コンソーシアム等の規約等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの	□
	◎	02. 実施体制のわかる資料及び実施体制図	実施体制のわかる資料例：定款、組織のHP	□
	◎	03. 財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの	□
事業計画	◎	04. 事業実施計画書	eMAFFにて申請する場合は、それをもって事業実施計画書の提出に替えることができるものとする。	□
	◎	05. 経費使用に関する参考資料	経費のうち謝金、賃金等の支払いを予定している場合は、謝金、賃金等の単価の設定根拠が確認できる資料	□
		06. 委託契約書	事業の一部を委託する場合は、契約書（案）を添付すること。	□
	◎	07. 根拠データ	事業実施計画に記載している数値（現況及び目標年の面積、経営体数及びサービスの売上等）の根拠が確認できるもの	□
	◎	08. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	□
		09. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	実施要領別記3－1の別表4の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること。（審査項目4に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する　等）	□
	◎	10. サービスの提供地域がわかる資料（地図等）	経費のうち謝金、賃金等の支払いを予定している場合は、謝金、賃金等の単価の設定根拠が確認できる資料	□
共通	◎	11. 申請書類チェックシート	本チェックシート	□
		12. その他参考資料	事業計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	□

注１）◎印の付いた資料については原則必須の資料となります。
注２）申請内容等の確認のため、必要に応じて、農産局長、地方農政局長等から追加の資料を求める場合があります。

様式第２－１号（第8関係）

事業実施計画書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち地域型サービス支援タイプ）

1. 申請者	
・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
2. 担当者	
・所属・役職	
・担当者氏名	
・連絡先（電話番号）	
・連絡先（メールアドレス）	
3. 取組内容	
サービスの類型	
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択	
実施要領別記3－1の別表5に定める作業の種類等による区分	※サービス事業の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。
実施要領別記3－1の別表6に定める加算ポイント「2　農業現場への貢献度」の（2－2）「サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	－ ・施設園芸と施設園芸以外のサービス提供先の割合及び、該当する事業者名等を併せて記入すること。
サービス事業の内容	提供している又は提供予定のサービス事業の内容を記載。
サービス事業のセールスポイント	提供するサービスを利用するメリットや期待されること　等を記載。
取組・技術の新規性	これまでの農業現場にはなかった技術の活用やサービスモデル等の導入について記載。
利用者の現状	サービスを利用する者（顧客）の属性や抱えている課題、サービスを活用することで見込まれる効果を記載（個人が特定されない範囲で記載）。
サービス事業の展開戦略	現状のサービス展開規模及び今後の利用拡大に向けて実施していく取組を記載。 成果目標の達成根拠も併せて記載。

（注）サービス事業の内容には、「サービスの詳細」「サービスを提供する都道府県」を記載すること。併せてサービスの提供範囲がわかる資料（地図等）を提出すること。

4. 事業実施内容	
事業の目的・内容	下記の「経費区分」に記載した各経費において実施する取組の目的・内容を記載。
事業の実施体制	

経費の配分					
区分	費目細目	国庫補助金（円）	自己負担（円）	消費税区分	備考
ニーズ調査	○○費				
機械レンタル・改修、データ収集等	○○費				
専門人材の育成	○○費				
その他サービス事業の育成・普及対策	○○費				
合計		0	0		

注1：事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に該当部分の経費、委託先（委託先が未定の場合はその選定方法）と委託する事業の内容が分かるように記載し、委託契約書（案）を添付すること。
注2：「費目細目」の欄には、実施要領別記3－1の別表3に掲げる費目細目を記載すること。
注3：備考欄には、積算根拠等（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載すること。
注4：人件費、給与、報酬、職員手当等、費用弁償、謝金及び賃金等については、その単価の設定根拠が分かる資料を添付すること。
注5：記載内容を別葉とすることも可能とする。
注6：適宜、行を追加して記入すること。
注7：「消費税区分」の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

事業完了予定年月日	

5. その他（行政との整合性等、あれば記載）

実施要領別記3－1別表6に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の変革を行う取組	－	事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合にその旨を記載。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	－	・農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	－	・本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	－	・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載。
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	－	・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。

⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	－	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※HP（https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html）掲載の「農業地域類型一覧表（令和5年3月2日改定）」の第一分類で 「中間農業地域」＝3、「山間農業地域」＝4と区分されている地域を確認すること。

6. 年度別の取組計画(年度別に実施する取組を簡潔に記載)

1年目	
2年目	
3年目	
その他留意事項	

7. 成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（〇年度）（※1）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
成果目標（ha）の拡大量（目標年度値－現状値）	0				

（参考）以下の（1）、（2）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（〇年度）（※1）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標年度の計画値の根拠（※2）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

・（※1）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・（※2）の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

8. 申請書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を添付すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

01. コンソーシアム等の規約等、02. 実施体制のわかる資料及び実施体制図、03. 財務資料、04. 事業実施計画書、05. 経費使用に関する参考資料、06. 委託契約書、07. 根拠データ、08. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、09. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、10. サービスの提供地域がわかる資料（地図等）、11. 申請書類チェックシート、12. その他参考資料

書類名	URLの記入欄

様式第２－２号（第８関係）

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－１の第８に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□ 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第２－3号（第８関係）

申請書類チェックシート
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち地域型サービス支援タイプ）

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区分		申請書類及び添付書類等	注意点	チェック欄
実施体制		01. コンソーシアム等の規約等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの	□
	◎	02. 実施体制のわかる資料及び実施体制図	実施体制のわかる資料例：定款、組織のHP	□
	◎	03. 財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの	□
事業計画	◎	04. 事業実施計画書	eMAFFにて申請する場合は、それをもって事業実施計画書の提出に替えることができるものとする	□
	◎	05. 経費使用に関する参考資料	経費のうち謝金、賃金等の支払いを予定している場合は、謝金、賃金等の単価の設定根拠が確認できる資料	□
		06. 委託契約書	事業の一部を委託する場合は、契約書（案）を添付すること	□
	◎	07. 根拠データ	事業実施計画に記載している数値（現況及び目標年の面積、経営体数及びサービスの売上等）の根拠が確認できるもの	□
	◎	08. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	□
		09. 審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	実施要領別記3－1の別表6の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること。（審査項目4に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する　等）	□
	◎	10. サービスの提供地域がわかる資料（地図等）	経費のうち謝金、賃金等の支払いを予定している場合は、謝金、賃金等の単価の設定根拠が確認できる資料	□
共通	◎	11. 申請書類チェックシート	本チェックシート	□
		12. その他参考資料	事業計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること	□

注１）◎印の付いた資料については原則提出の必要があります。
注２）申請内容等の確認のため、必要に応じて、農産局長、地方農政局長等、都道府県知事から追加の資料を求める場合があります。

様式第３－１号（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策の事業実施計画の申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－１の第８の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注）関係書類として、様式第１－１号から様式第１－３号までを添付すること。

様式第３－２号（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策の交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－１の第８の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

様式第４－１号（第９関係）

事業実施状況報告書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち〇〇型（※１）サービス支援タイプ）

提出先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　事業実施主体名

２　成果目標の達成状況

事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）	事業実施前年度（〇年度）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施状況報告年度（〇年度）の達成率（%）
成果目標に係る年度ごとの目標値					
成果目標に係る年度ごとの実績値					

拡大量（目標年度実績値－事業完了前年度実績値）（ha）	

３　成果目標を達成するに当たって実施した取組内容

４　添付資料

・「２　成果目標の達成状況」に記入した成果目標達成状況の値に関する根拠資料を添付すること。
・目標年度の事業実施状況報告については、様式第４－２号に定めるアンケート又は任意の様式のアンケート用いて行った、利用者におけるサービス導入効果の分析結果を添付すること。

５　事業の進捗状況及び成果目標の達成状況に対する評価

注　（※１）には該当する事業メニュー（広域型又は地域型）を記入すること。

様式第４－２号

アンケート調査報告様式
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策）

事業実施主体名

事業実施年度

令和〇年度

調査実施年度

令和〇年〇月

提供サービス内容

※提供サービスの標準プランの内容及び価格に加えて、追加オプションの内容等も併せて記載すること

サービス利用効果総評

※集計したアンケート調査を踏まえて、サービスを利用することで得られた効果などを記載すること

【留意事項】

① 本紙は、目標年度における事業実施状況報告書に添付いただく書類です。（実施要領別記３－１第８関係）

② ２、３枚目はサービス利用者向けアンケート調査のひな形となっております。事業実施主体の提供するサービス内容に合わせた項目を変更・追加や、WEB の活用、任意様式によるアンケート調査で代替することも可能です。ただし、サービス利用者の経営改善効果、省力化等の効果が把握できるような調査項目の設計をしていただくようお願いします。

③ 問２の年度については、調査実施年度が現在値となるように更新して使用ください。
例：2024 年 5 月に実施する場合、１．2024 年度（現在）

農業支援サービスに関するアンケート調査

■問１．以下のうち、あなたが営農を行ううえで利用しているサービスに○を付けてください。

※複数選択可。

１．耕耘、代かきの作業代行
２．定植（田植等）、播種の作業代行
３．除草・畦畔の管理の作業代行
４．農薬散布・施肥（ドローン）の作業代行
５．農薬散布・施肥（ドローン以外）の作業代行
６．収穫の作業代行
７．農業機械のシェアリング・レンタル（ドローン等）
８．営農支援（アプリ含む）
９．生育診断（アプリ含む）・営農コンサル
１０．　その他のサービス（具体的に：　　）

■問２．上記の農業支援サービスを利用していた年すべてに○をご記入下さい。

また、右側にサービスを利用し始めたきっかけ一つに○ご記入ください。

※問１で複数選択している場合は、最も利用実績の多いサービスについて回答ください

１．2023 年（現在）	４．2020 年	１．ホームページ	４．知人からの紹介
２．2022 年	５．2019 年	２．公告	５．普及指導員や JA からの紹介
３．2021 年	６．2018 年以前	３．口コミ	６．その他（　　）

■問３．上記の農業支援サービスの利用前後で、以下の項目に変化はありましたか？

該当するものにそれぞれ１つ○をご記入ください。分かる場合は、右側に利用前後の値も記入下さい。

↓必ず○を記入　　↓分かれば記入

		2 割以上増えた	1 割～2 割増えた	5%～1 割増えた	ほぼ変化なし（5%未満）	5%～1 割減った	1 割～2 割減った	2 割以上減った	利用前	利用後
売上		1	2	3	4	5	6	7	円	円
経営面積		1	2	3	4	5	6	7	アール	アール
単収		1	2	3	4	5	6	7	（単位も記入）	（単位も記入）
農産物の単価		1	2	3	4	5	6	7	（単位も記入）	（単位も記入）
経営費	生産資材費（機械）	1	2	3	4	5	6	7	円	円
	生産資材費（農薬・肥料）	1	2	3	4	5	6	7	円	円
	人件費	1	2	3	4	5	6	7	円/年	円/年

裏面に続きます⇒

年間作業時間（経営全体での労働時間）	ほ場における作業	1	2	3	4	5	6	7	時間	時間
	経営・労務管理	1	2	3	4	5	6	7	時間	時間
	その他変化した時間（　　）	1	2	3	4	5	6	7	時間	時間

■問４．農業支援サービスを使用することで、新たに必要となった機械・設備や、不要となった機械・設備はありますか？　１・２・３を選んだ場合は、右側に具体名を記入ください。

１．新たに必要となった機械・設備がある ２．不要となった機械・設備がある ３．両方ある ４．変わらない	**新たに必要となった設備・機械の種類**（例：パソコン・タブレット）	
	不要となった設備・機械の種類・性能（例：トラクター100 馬力）	

■問５．年間の農業支援サービスの利用料を教えてください。

円／年

■問６．農業支援サービスの利用前後で、以下のような効果はありましたか？当てはまるものすべてに○をご記入下さい。　※サービスを使うことで間接的に生まれた変化も含めてお答えください。

１．経営の不安が減った／気持ちが楽になった	４．農業生産の技術や知識・ノウハウが向上した
２．販路を拡大することができた	５．農業経営の管理や労務管理がしやすくなった
３．経営を維持・拡大することができた （サービスがなければ規模縮小・離農していた）	６．その他 （具体的に：　　）

■問７．サービスを利用する上で困ったこととして当てはまるものすべてに○をご記入下さい。

１．サービス利用料が高い	４．生育診断や経営分析の効果を実感できなかった
２．求めるサービスを提供する事業者がいない （具体的に：　　）	５．収量や品質が上がらなかった（下がった）
	６．営農のボトルネック解消につながらなかった
３．利用したいときに利用できない	７．その他（具体的に：　　）

■ご協力ありがとうございました。さいごに、営農に関する以下の情報についてお答えください。

最も主要な生産品目	１．水稲・陸稲（飼料用米含む） ２．大麦・小麦・雑穀類 ３．いも類・豆類 ４．工芸農作物（さとうきび・なたね・茶・てんさい等） ５．野菜 ６．果樹 ７．花き・花木 ８．畜産・その他		
具体的な生産物名（主要なもの一つ）		総耕地面積	アール
最も主要な栽培方法	１．露地　２．施設	うち農業支援サービスの利用面積	アール
農地が所在する市町村	都道府県		市区町村
法人・個人経営の別	１．法人　２．個人	専業・兼業の別	１．専業　２．兼業
あなたの年齢	歳		

様式第５号（第８、第９関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿※1
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策の事業実施状況報告書（○○年度）の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－１の第８の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　※１について、地域型サービス支援タイプの場合は必要に応じて申請先の都道府県知事名を記入すること。
２　関係書類として、様式第４－１号の事業実施状況報告書を添付すること。
３　実施要領別記３－１の第９による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること。

様式第６－１号（第８関係）

都道府県事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち地域型サービス支援タイプ）

都道府県名：

１　事業計画

事業の目的・内容	
事業完了予定日	

２　農業支援サービス事業育成対策申請者内訳

番号	事業実施主体名	実施要領別記３－１の別表５に定める作業の種類等による区分	ポイント										事業完了予定日	総事業費（円、税込）	負担区分		
			１　事業計画に記載の取組について、サービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断	２　サービス提供面積の拡大量に係る目標	３　事業計画に記載の取組について、これまで農業現場で見られなかった新規性のある取組内容か、これまでになかったビジネスモデルであるか、その他何らかの新規性があるかを踏まえ、新規性について総合的に判断	４　本事業の事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合	５　事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合	６　本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	７　サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合	８　サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	９　サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合	合　計				国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）
													事業費の合計				

（注）育成対策事業実施主体から提出された様式及び添付資料を添付すること。

様式第６－２号（第８関係）

都道府県推進事務費内訳表
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち地域型サービス支援タイプ）

都道府県名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　概要

推進事務費の額（円）	
国庫補助金の合計額（円）	
推進事務費申請額（円）	

（注）推進事務費申請額は、国庫補助金の合計額の10%を超えないこと。

２　推進事務費の内訳表

費目	細目	金額（円）	内　　容	内　　訳
推進事務費の合計				

（注２）「費目」及び「細目」欄には、実施要領別記３－１別表３に掲げる費目及び細目を記載すること。

様式第７号（第８関係）

都道府県事業実施状況報告書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち地域型サービス支援タイプ）

提出先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　都道府県名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　成果目標達成状況（実績値）

事業実施主体名	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
	事業実施前年度（〇年度）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施状況報告年度（〇年度）の達成率（%）	拡大量（目標年実績値－事業完了前年度実績値）

（注）事業実施主体から提出された様式及び資料を添付すること。

様式第8号（第9関係）

〇〇年〇月〇日

改善計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうち農業支援サービス事業育成対策のうち〇〇型（※1）サービス支援タイプ）

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
改善計画	
・取組の経過	
・成果目標未達成の原因及び原因解決のための課題	
・改善方策	
・改善方策を推進するための体制	
・その他特記事項	

（※1）には該当する事業メニュー（広域型又は地域型）を記入すること。
(※2)本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。

別記３－２　農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援

第１　総則

交付等要綱に定める農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援（以下別記３－２において「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第２　定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

（１）農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいう。

（２）農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）

別表１のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいう。

第３　事業内容等

１　目的

農業者の高齢化等による離農が急速に進行する中、国内の生産水準を維持していくためには、スマート農業技術の活用等により農業現場における生産性向上を支援するサービス事業を利用できる環境を早急に整備することが必要である。このため、サービス事業体の新規参入及び他産地へ展開する場合のサービス提供に必要なスマート農業機械等の導入等を支援する。

２　事業構成

本事業における事業メニューは次のとおりとし、事業内容、補助率及び国庫補助金額の上下限額は、別表２に掲げるとおりとする。

（１）広域型サービス支援タイプ

（２）地域型サービス支援タイプ

第４　事業実施主体等

本事業における事業実施主体はサービス事業体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

（２）事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかな対応をとることが可能な者であること。

（３）法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

（４）法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報

告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

（５）法人等の役員等が暴力団員でないこと。

（６）継続的なサービス事業の実施が見込まれること。

第５　補助対象経費等

１　補助対象経費

交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる事業費の範囲は、別表３に掲げるとおりとする。ただし、スマート農業機械等を導入し、及びリース導入する場合にあっての交付対象基準は以下のとおりとする。

（１）共通

ア　事業実施主体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。

イ　本体価格が 50 万円以上（税別）であること。

ウ　新品であること。ただし、地方農政局長等又は都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ　事業実施主体はスマート農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則３者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

オ　交付の対象となるスマート農業機械等は動産総合保険等の保険（盗難補償、天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。

カ　本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ　本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

※　API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※　なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。

ク　スマート農業機械等の導入又はリース導入を行った場合は、交付等要綱第26に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等又は都道府県知事に対して提出するものとする。地方農政局長等又は都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中のスマート農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

（２）スマート農業機械等を導入する場合

スマート農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

（３）スマート農業機械等をリース導入する場合

ア　申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、事業実施主体が選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

イ　スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

ウ　リース料補助額については、次の算式によるものとする。

「リース料補助額」＝
「リース物件購入価格（税抜き）」×補助率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料補助額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×補助率（１／２以内）

「リース料補助額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）×補助率（１／２以内）

エ　スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う地方農政局長等又は都道府県知事は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査において

は、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。

2　補助対象外経費

次に掲げる経費は補助対象としない。

（1）国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

（2）特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費

（3）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（4）汎用性の高いものの導入（例：フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

（5）本事業終了後に毎年度必要となる資材の購入に係る経費

3　推進事務費

交付等要綱別表２に掲げる経費のうち補助対象となる推進事務費の範囲は、別表３に掲げるとおりとし、都道府県知事が必要とする経費に限る。

第６　採択基準

1　広域型サービス支援タイプ

（1）選定審査方法

事業実施主体の選定に当たって、地方農政局長等が応募者から提出された事業実施計画等を審査・採点及び評価し、農産局長が設置する外部有識者等で構成される審査・評価委員会に諮るものとする。

（2）採択方法

ア　応募者から提出された事業実施計画の採点は、広域型サービス支援タイプにあっては別表４に示す審査基準に基づき行うものとする。

イ　応募者から提出された事業実施計画の採点は、別表５に定めるサービスの類型及び作業の種類等による区分（以下「区分」という。）ごとに行い、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に採択するものとする。採択の方法について、予算の範囲内で全区分一律の最低採択順位を定め、区分ごとに最低採択順位まで採択する。なお、同一の点数を獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

ウ　農産局長は、前号の規定に基づく審査・評価委員会において指摘等があった場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。なお、この場合にあっても、審査点数の加算は行わないものとする。

（3）審査結果の通知等

ア　農産局長は、審査・評価委員会による審査結果について、審査終了後、申請を受けた地方農政局長等に対し通知するものとする。

イ　地方農政局長等は、アの通知を受けた場合には、本事業メニューの応募者に対して審査結果を通知するものとする。

2　地域型サービス支援タイプ

（1）事業実施主体の選定に当たっては、応募者から事業実施計画の提出を受けた都道府県知事が、当該事業計画を別表６に示す審査基準に基づき審査・採点し、その結果を取りまとめの上、地方農政局長等に提出するものとする。

（2）地方農政局長等は、（1）の規定による提出を受けた場合には、交付等要綱及びこの要領に照らし適当であることを確認の上、農産局長に提出するものとする。

（3）都道府県知事及び地方農政局長等は、審査に必要な場合、応募者に指示し、指摘等を反映した提出書類を提出させることができるものとする。

（4）農産局長は、（2）の規定により提出があった場合には、区分ごとに採点結果を確認し、点数付けによる合計点数が高い順に採択順位をつけ、採択順位が高い順に採択するものとする。採択の方法について、予算の範囲内で全区分一律の最低採択順位を定め、区分ごとに最低採択順位まで採択する。なお、同一の点数を獲得した事業実施計画が複数ある場合には、国庫補助金額の少ないものから優先的に採択するものとする。

（5）農産局長は、（4）の規定による審査結果について、審査終了後、申請を受けた地方農政局長等に対し通知するものとする。

（6）地方農政局長等は、（5）の規定により通知があった場合には、都道府県知事に対し採択の結果を通知するものとする。

第７　成果目標及び目標年度

1　成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標とする。

2　目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第８　事業実施手続等

1　広域型サービス支援タイプ

（1）交付申請書及び事業実施計画書の作成等

ア　事業実施主体は、交付等要綱第８に定める交付申請書及び様式第９－１号により作成した事業実施計画書に、必要事項を記入した様式第９－２号から様式第９－５号まで及び関係書類を添付し、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第 17 号を併せ、様式第 11－１号を添えて地方農政局長等へ提出するものとする。なお、様式第９－４号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックすること。

イ　地方農政局長等は、アにより提出された交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱、この要領及び別に定める公募要領に照らして内容が適正であるか確認を行うものとする。

ウ　事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業計画書等を提出するものとする。

なお、事業計画書等の提出を受けた地方農政局長等は、確認を行うに当たり、必要に応じて関係地方農政局長等に対し、事業計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

（２）事業の交付決定等

地方農政局長等は、（１）の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表２に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続きは（１）に準じるものとする。

（３）事業の着手

ア　事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業に着手するものとする。

ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業実施計画を地方農政局長等に提出し、事業の内容が明確となっており、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

イ　アのただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、様式第 11－２号により交付決定前着手届を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

（４）目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

ア　事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の７月末までに、様式第 12 号により事業実施状況報告書を作成し、様式第 13 号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

イ　地方農政局長等は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

ウ　地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要

に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

（５）目標年度の事業実施状況の報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の７月末までに、様式第 12 号により事業実施状況報告書を作成し、様式第 13 号と併せて地方農政局長等に提出するものとする。なお、目標年度における事業実施状況報告書には、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。

２　地域型サービス支援タイプ

（１）事業実施計画書の作成

ア　事業実施主体は、交付等要綱別記様式第１号に準じて都道府県知事が別に定める交付申請書及び様式第 10－１号により作成した事業実施計画を、必要事項を記入した様式第 10－２号から様式第 10－５号までを添付し、農業機械専用運搬車を導入する場合にあっては様式第 17 号を併せ、第６の２の（１）の規定において当該事業実施計画の審査・採点を行う都道府県知事に提出するものとする。なお、様式第 10－４号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックすること。また、都道府県知事が市町村長と協議し必要と認める場合には、市町村長を経由して交付等を実施できるものとする。

イ　都道府県知事は、アにより提出された交付申請書及び事業実施計画について、交付等要綱及びこの要領に照らして適正であることについて審査を行い、適切と認めた場合は、交付等要綱第８に規定に基づく交付申請書、様式第 14－１号により作成した都道府県事業実施計画及び様式第 14－2 号により作成した都道府県推進事務費内訳表を地方農政局長等に提出するものとする。

ウ　事業実施主体は「サービス実施主体の所在地」と「サービスを提供する都道府県」が異なる場合は、原則として、「サービスを提供する都道府県」を管轄する都道府県知事に事業計画書等を提出するものとする。

なお、事業計画書等の提出を受けた都道府県知事は、確認を行うに当たり、あらかじめ関係都道府県知事に対し、事業計画書等の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

（２）事業の交付決定等

地方農政局長等は、（１）の規定により提出を受けた交付申請書及び事業実施計画が適正であると判断する場合には、交付決定を行うものとする。

なお、交付決定後に事業実施計画の変更を行う場合、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更及び交付等要綱別表２に定める重要な変更にあっては、交付等要綱第 14 の規定に基づく変更等承認申請書の提出及びその承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続きは（１）に準じる

ものとする。

（３）事業の着手

事業実施主体及び都道府県知事は原則として、交付決定後に事業を着手するものとする。ただし、事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合にあって、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、様式第 11－２号に準じて都道府県知事が別に定める交付決定前着手届を都道府県知事に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。なお、都道府県知事が交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第 11－２号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

（４）目標年度の前年度までの事業実施状況の報告

ア　事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の６月末までに、様式第 12 号に準じて都道府県知事が別に定める事業実施状況報告書を作成し、様式第 13 号と併せて都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。点検結果について、アの期限とする年度の７月末日までに様式第 15 号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

ウ　都道府県知事及び地方農政局長等は事業実施主体に対し、ア及びイに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

（５）目標年度の事業実施状況の報告

ア　事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、目標年度の翌年度の６月末までに、様式第 12 号に準じて都道府県知事が別に定める事業実施状況報告書を作成し、様式第 13 号と併せて都道府県知事に提出するものとする。なお、目標年度における事業実施状況報告書には、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アによる報告を受けた場合には、その内容について点検し、点検結果について、アの期限とする年度の７月末日までに様式第 15 号により都道府県事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

第９　評価等

評価等は次により行うものとする。

１　事業成果の評価及び改善措置の指導等

（１）地方農政局長等が事業実施主体又は都道府県知事からから第８の規定による目標年度の事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業の成果の評価を行い、その評価所見を農産局長に報告するものとする。

（２）農産局長は、（１）の規定により受けた報告を取りまとめ、農産局長が設置する評価委員会に評価所見を諮り、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）の規定により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。なお、地方農政局長等は、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し直接又は都道府県知事を通じ、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、様式第 16 号による改善計画を様式第 13 号と併せて報告させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、妥当と判断される場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、成果目標の変更手続は、交付等要綱第 14 の規定による計画変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

２　報告又は指導

地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 10　その他

事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとする。

別表１（第２関係）

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表２（第３関係）

事業メニュー	事業内容	補助率
スマート農業機械等導入支援	１　広域型サービス支援タイプ （１）原則、複数の都道府県にわたるサービス事業を提供するサービス事業体（北海道内で取り組む場合にあっては、北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供するサービス事業体）がサービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援するものとする。	1/2 以内 （１事業実施主体当たり 5,000 万円を上限、原則 500 万円を下限とする。）
	２　地域型サービス支援タイプ （１）おおむね、各都道府県域内でサービス事業を提供する事業者（北海道内で取り組むサービス事業体にあっては、おおむね北海道内の総合振興局・振興局域でサービスを提供する事業者）がサービスの提供に必要となるスマート農業機械等の導入を支援するものとする。	1/2 以内 （１事業実施主体当たりの上限額は 1,500 万円とする。ただし、スマート農業機械※を導入する場合は 3,000 万円とする。）
	（２）都道府県が（１）の事業実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督、調査検討等を行うのに要する経費である推進事務費を支援するものとする。	定額 （管轄する都道府県の事業実施主体が申請する国庫補助金の合計額の 10％以内とする。）

※本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械とする。

①　農業機械に組み込まれて活用されるものであること。

②　情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。

③　農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

別表３（第５関係）

費目	細目	対象となる事業の種類及びメニュー	内　容	注意点
事業費	会場借料	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な会議・商談会・イベント等の開催やテストマーケティング等を行う場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本等に係る経費	
	消耗品費	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
給与		スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の２第１項第２号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための	

		援タイプ	旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言等を行う外部専門家への謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	スマート農業機械等導入支援 ２　地域型サービス支援タイプ	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	
機械費		スマート農業機械等導入支援 １　広域型サービス支援タイプ ２　地域型サービス支援タイプ	・サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費 ・サービス事業を実施するために直接必要な農業機械専用運搬車の導入又はリース導入に係る経費	・本要領別記３－２第５に掲げるとおり。 ・農業機械専用運搬車の導入又はリース導入は、本事業で実施するサービス事業に必要なものであって、本事業で導入するスマート農業機械等と一体的に導入する場合に限る。なお、農業機械専用運搬車とは、セーフティロ

				ーダー、ユニック等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。

（注１）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

（注２）上記の経費であっても以下の経費にあっては認めないものとする。

1　事業実施に直接関連のない経費

2　事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

3　事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

4　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※

（※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

5　傷害保険等任意保険の加入に要する経費

6　補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費

7　他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費

8　その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

（注３）補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

1　適正な管理のため車体に本補助金の名称（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」）を明示すること

2　運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること

3　保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること

4　当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別表４（第６関係）

令和６年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 審査項目１において審査委員の過半から０点の採点を受けた場合
- 審査の合計点数が 10 点に審査委員数を掛けた数以下の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
１　事業の実現可能性	・事業計画に記載の取組について、実現可能性の点から妥当かどうか。 ・事業としての発展がどの程度期待できるか。 ・構成組織・人員等の面で実現できるような体制は整っているか。	実現可能性 ある…20 点 おおむねある…10 点 ない…０点
２－１　農業現場への貢献度（審査項目２－２に該当しない場合）	・サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できる成果目標を立てているか。	（１）サービス提供面積の拡大量に係る目標（審査項目２－２に該当しない場合） 700ha 以上…10 点 500ha 以上…７点 300ha 以上…５点 100ha 以上…３点 100ha 未満…０点
２－２　農業現場への貢献度（施設園芸を対象とする場合）		（２）サービス提供面積の拡大量に係る目標（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 20ha 以上…10 点 10ha 以上…７点 ５ha 以上…５点 １ha 以上…３点 １ha 未満…０点
３　新規事業への展開に係	・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の	該当する場合、５点

るポイント	種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たにサービスを提供する取組（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。	
4　その他（行政との整合性等）	・サービス事業の高度化に資する取組か。	事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合、15 点 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン
		・事業実施主体が採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合（※）、10 点
		事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合、５点
		事業実施主体が導入するスマート農業機械等が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合、５点

		本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合、５点
		サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合、５点
		サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合、５点
		サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合、15 点 ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。

※事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

別表５（第６関係）

サービスの類型及び作業の種類等による区分

・サービスの類型及び作業の種類等による区分は以下のとおりとする。
・事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。

サービスの類型	作業の種類等による区分
専門作業受注型	①耕起・播種作業の代行
	②施肥・防除作業の代行
	③収穫作業の代行
	④畜産作業の代行
	⑤その他作業の代行
機械設備供給型	⑥大型機械（トラクター、コンバイン、田植機）を含んだ供給
	⑦大型機械（トラクター、コンバイン、田植機）以外のみ供給
人材供給型	⑧自社で農業分野の作業を行える人材を育成し派遣
	⑨⑧以外
データ分析型	⑩データ分析サービスを実施

別表６（第６関係）

令和６年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち
農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ　審査基準

審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 過去３か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第１項又は第２項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 番号の欄の１の項目で実現可能性がないとの評価を受けた場合
- 審査の合計点数が 10 点以下の場合

番号	審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1	事業の実現可能性	・事業実施主体が導入する機械の能力とサービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断。	実現可能性 ある：10 点～ない：０点
2	農業現場への貢献度	・サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか、成果目標から判断。	（２－１）サービス提供面積の拡大量に係る目標（（２－２）に該当しない場合） 200ha 以上…10 点 150ha 以上…９点 100ha 以上…８点 90ha 以上…７点 70ha 以上…６点 50ha 以上…５点 40ha 以上…４点 30ha 以上…３点 20ha 以上…２点 10ha 以上…１点 10ha 未満…０点 （２－２）サービス提供面積の拡大量に係る目標（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 10ha 以上…10 点 ９ha 以上…９点 ８ha 以上…８点 ７ha 以上…７点 ６ha 以上…６点 ５ha 以上…５点 ４ha 以上…４点

			３ha 以上…３点 ２ha 以上…２点 １ha 以上…１点 １ha 未満…０点
3	新規事業への展開に係るポイント	事業実施主体が以下に該当する場合。 ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たにサービスを提供する取組（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。	該当があれば５点
4	その他（行政との整合性等）	事業実施主体が導入する農業機械等が以下のスマート農業機械に当てはまる場合。 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン	該当があれば 15 点
5		・事業実施主体が採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合。（※）	該当があれば 10 点
6		・事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合。	認定があれば５点
7		・事業実施主体が導入する農業機械等が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合。	該当があれば５点
8		・本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合。	認定があれば５点
9		・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合。	認定があれば５点
10		・サービス提供地域において策定された地域	該当があれば５点

		計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合。	
11		・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。	該当があれば 15 点

※事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に計画認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

様式第９－１号（第８関係）

事業実施計画書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ）

１　事業実施主体名

２　事業実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
事業実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

３　取組内容

サービスの類型					
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択					
実施要領別記３－２別表５に定める作業の種類等による区分		※サービス事業の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。			
サービス事業の内容					
実施要領別記３－２別表４に定める加算ポイント「３　新規事業への展開に係るポイント」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	－	以下に該当する場合は該当している旨がわかるように記入。 ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たにサービスを提供する取組（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。			
実施要領別記３－２別表４に定める加算ポイント「２　農業現場への貢献度」の（２－２）「サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	－	・施設園芸と施設園芸以外のサービス提供先の割合及び、該当する事業者名等を併せて記入すること。			
事業完了予定日					

導入する農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

サービスを提供する都道府県数	0
北海道の総合振興局・振興局	

・導入する農業機械等を**直接用いて**サービスを提供する都道府県に〇を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料（地図等）を添付すること。
・北海道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者はサービスを提供する主な総合振興局・振興局を２つ以上記載すること。

４　成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※２）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）（※３）					
成果目標（ha）の拡大量（目標年度値－現状値）					

（参考）以下の（１）、（２）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標年度の計画値の根拠（※２）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

・（※１）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・（※２）の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。
・（※３）原則、成果目標の現状欄は【様式第９－２号】利用者一覧の項目４の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は【様式第９－２号】利用者一覧の項目５の数値と合わせること。

５　総括表

取組の種類	総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
スマート農業機械等導入の取組	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合　計					

取組の種類	総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金（円）	補助率	自己資金（共同申請者に支払うリース費用総額等）（円、税込）	
スマート農業機械等リース導入の取組	18,000,000	7,000,000	1/2	11,000,000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円
合　計					

・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
・リース導入の場合は別添１の機械リース計画書を添付すること。

６　導入・リース導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	１台当たり導入価格（円、税抜）	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費（円）	15点加算の農業機械に該当	みどり投資促進税制の対象機械に該当
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

・見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
・「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記３－２別表４に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に〇を記載すること。
・適宜、行を追加して記載すること。

７　その他（行政との整合性等）

実施要領別記３－２別表４に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の変革を行う取組	－	事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合にその旨を記載。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	－	農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	－	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	－	サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載。
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	－	・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。
⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	－	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※HP（https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html）掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で　「中間農業地域」＝3、「山間農業地域」＝4と区分されている地域を確認すること。

８　申請書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を提出すること。ただし、申請書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

01.コンソーシアム等の規約等、02.事業実施体制の分かる資料(必須)、03.財務資料(必須)、04.事業実施計画書(必須)、05.見積書(必須)、06.機械の性能がわかる資料(必須)、07.機械リース計画書、08.根拠データ(必須)、09.環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(必須)、10.審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、11.サービスの提供地域がわかる資料（地図等）(必須)、12.申請書類チェックシート(必須)、13. 農業機械専用運搬車導入理由書、14.その他参考資料

書類名	URLの記入欄

様式第９－２号（第８関係）

サービス事業利用者一覧
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ）

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
　なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これから口コミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1　事業実施主体名

2　サービス利用者一覧（提供を予定している全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス（必ず記載すること）						見込み
		内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	（A）サービスを提供している現状値面積（ha）（注5）	（B）サービスを提供する面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）	
1						0		－
2						0		－
3						0		－
4						0		－
5						0		－
6						0		－
7						0		－
8						0		－
9						0		－
10						0		－
11						0		－
12						0		－
13						0		－
14						0		－
15						0		－
16						0		－
17						0		－
18						0		－
19						0		－
20						0		－

	（A）合計面積（ha）	（B）合計面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）

（注1）本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「（A）サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3　農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	（F）サービスを提供している現状値面積（ha）	（G）サービスを提供する面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－

	（F）合計面積（ha）	（G）合計面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）

（注1）本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で〇を選択すること。
（注5）「（F）サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4　サービスを提供している現状値面積合計（A＋F）　計 0 ha

5　サービスを提供する面積合計（B＋G）　計 0 ha

6　サービス利用増加面積合計（C＋H）、平均（（C+H）/（E+J））　計 0 ha　平均 #DIV/0! ha

7　サービス利用時間合計（D＋I）、平均（（D+I）/（E+J））　計 0 （h）　平均 #DIV/0! （h）

8　サービス利用者合計（E＋J）　計 0 者

様式第９－３号（第８関係）

事業実施体制に関する書類
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ）

〇年〇月〇日時点

１．事業実施主体の概要（※）		
	名称	
	所在地	
	代表者	
	副代表者、役員等	
	事業年度	
	従業員数	
	事業内容	
２．サービスの概要（※）		
	サービス分類	
	サービス内容	
	サービス対象品目	
	サービス対象地域	
	サービス提供期間	
	サービスの最低利用期間	
３．料金・オプション（※）		
	基本料金単価	
	追加料金要件	
	その他サービス利用者が負担する主な料金	
	解約・違約費用等	
４．サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）		
５．サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項		
６．責任範囲・保証内容		
７.保有資格等		
８．問合せ先（※）		
	電話番号	
	受付時間	
	担当部署	
	メール、問合せフォーム等	

（注）　※を付したものは必須事項です。

様式第９－4号（第８関係）

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－２の第８に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□ 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第９－５号（第８関係）

申請書類チェックシート
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ）

事業実施主体名

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区分		申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄
実施体制		01.コンソーシアム等の規約等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの。	□
	◎	02.事業実施体制の分かる資料	様式第9－3号について、サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を添付すること。	□
	◎	03.財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの（原則として過去3か年分の財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関（またはそれに準じる組織）の証明があることが望ましい。）。	□
事業計画	◎	04.事業実施計画書	eMAFFにて申請する場合は、それをもって事業実施計画書の提出に替えることができるものとする。	□
	◎	05.見積書	経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り（導入台数分・原則3者以上）を添付すること。	□
	◎	06.機械の性能がわかる資料	導入機械の性能がわかるパンフレット等の資料を添付すること。	□
		07.機械リース計画書	農業機械等をリース導入する場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。	□
	◎	08.根拠データ	・事業実施計画書に記載している数値（現況及び目標年の面積又、経営体数及びサービスの売上等）の根拠が確認できるものを添付すること。 ・様式9－2号　農業支援サービス事業利用者一覧記載の利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。	□
	◎	09.環境負荷低減のクロスコンプライアンス　チェックシート	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	□
		10.審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	実施要領別記3－2別表4の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること（審査項目4に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する　等）。	□
	◎	11.サービスの提供地域がわかる資料（地図等）	サービスの提供地域がわかるように、サービスの提供範囲を囲うなどした都道府県地図を添付すること。	□
共通	◎	12.申請書類チェックシート	本チェックシートのこと。	□
		13.農業機械専用運搬車導入理由書	農業機械専用運搬車を導入する場合は様式第17号を添付すること。	□
		14.その他参考資料	事業実施計画書等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	□

注１）◎印の付いた資料については必ず提出して下さい。

注２）申請内容等の確認のため、必要に応じて、農林水産省から追加の資料を求める場合があります。

別添１－１（様式第９関係）　　（共同申請者記載）
（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

機械リース計画書

（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ）

年　月　日

地方農政局長等　殿

【事業実施主体名】

フリガナ　　フリガナ
氏名　　代表者氏名

〒　　－
住所
電話番号

【リース事業者名】

※導入する機械によってリース事業者が異なる場合はリース業者毎に作成してください。

フリガナ
事業者名
代表者名

〒　　－
住所
電話番号

機械リース計画書を作成したので提出します。

1　リース計画に基づいて、次の取組を行います。

2　リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、リース事業者が地方農政局長等に補助金を返納します。

3　本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。

4　リース料補助申請額　　円

5　取組の内容
別添個票のとおり。

別添１－２（様式第９関係）　　（共同申請者記載）
個票（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

機械リース計画書　（№○）

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

<table>
<tr><td rowspan="3">対象機械</td><td>機種名</td><td></td><td>数量</td><td>台</td></tr>
<tr><td>型式名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">現有機の有無
(有の場合：能力・取
得年月・台数など)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">リース期間</td><td>開始日～終了日（※１）</td><td colspan="3">～　　（年）</td></tr>
<tr><td>リース借受日から○年間（※２）</td><td colspan="3">（年間）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">リース物件購入価格（税抜き）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td>うちオプション分（税抜き）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">残存価格（リース期間終了後の残価設定）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">リース料補助申請額</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">リース諸費用（金利・保険料・消費税）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td>うち税相当分</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">機械利用者負担リース料（税込み）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">リース物件保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">リース事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。
注２：リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。
　　A:[リース物件購入価格（税抜き）]×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内
　　B:（[リース物件購入価格（税抜き）]－[残存価格]）×１／２以内
注３：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。
注４： 添付書類は、以下のとおり。
　　① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
　　② その他地方農政局長等が必要と認める資料

様式第10－１号（第８関係）

事業実施計画書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

１　事業実施主体名

２　事業実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
事業実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

３　取組内容

サービスの類型					
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択					
実施要領別記３－２別表５に定める 作業の種類等による区分			※サービス事業の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。 また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。		
サービス事業の内容					
実施要領別記３－２別表６に定める加算ポイント「３　新規事業への展開に係るポイント」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	－	以下に該当する場合は該当している旨がわかるように記入。 ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たにサービスを提供する取組（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。			
実施要領別記３－２別表６に定める加算ポイント「２　農業現場への貢献度」の（２－２）「サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合」に該当する場合は右にチェックを入れ、詳細を記入	－	・施設園芸と施設園芸以外のサービス提供先の割合及び、該当する事業者名等を併せて記入すること。			
事業完了予定日					

・サービス事業の内容には、「サービスの詳細」「サービスを提供する都道府県」を記載すること。併せてサービスの提供範囲がわかる資料（地図等）を提出すること。

４　成果目標及びそれに付随する計画

以下に成果目標を記入すること。

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※２）
(1)事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）（※３）					
成果目標（ha）の拡大量（目標年度値－現状値）					

（参考）以下の（１）、（２）に、上記成果目標に付随する計画を記入すること。

	現状（〇年度）（※１）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	目標年度の計画値の根拠（※２）
(2)事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る計画					
(3)事業実施主体の提供するサービスの売上げに係る計画（万円）					

・（※１）の欄には、事業実施前年度の実績について記入すること。
・記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
・（※２）の欄は目標値又は計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。
・（※３）原則、成果目標の現状欄は【様式第10－２号】利用者一覧の項目４の数値と合わせ、成果目標の目標年度欄は【様式第10－２号】利用者一覧の項目５の数値と合わせること。

５　総括表

取組の種類	総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）	
スマート農業機械等導入の取組	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	除税額30,000,000円 うち国費15,000,000円
合　計					

取組の種類	総事業費（円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金（円）	補助率	自己資金（共同申請者に支払うリース費用総額等）（円、税込）	
スマート農業機械等リース導入の取組	18,000,000	7,000,000	1/2	11,000,000	除税額14,000,000円 うち国費7,000,000円
合　計					

・備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
・リース導入の場合は別添２の機械リース計画書を添付すること。

６　導入・リース導入するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	１台当たり導入価格（円、税抜）	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費（円）	15点加算の農業機械に該当	みどり投資促進税制の対象機械に該当
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

・見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
・「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記３－２別表６に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に〇を記載すること。
・適宜、行を追加して記載すること。

７　その他（行政との整合性等）

実施要領別記３－２別表６に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術の導入に対応するための生産方式の変革を行う取組	－	事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合にその旨を記載。
②農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	－	農業競争力強化支援法第21条に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
③みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	－	本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載。
④環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	－	サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載。
⑤サービス提供地域において策定された地域計画に位置付けられている又は協議の場に参加している	－	・サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合その旨を記載。
⑥サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	－	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載。 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標（※）において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※HP（https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html）掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で　「中間農業地域」＝3、「山間農業地域」＝4と区分されている地域を確認すること。

８　申請書類

申請書類チェックシートに記載のある、以下の書類を提出すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、以下に当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。複数ある場合は適宜行を追加して記入すること。

01.コンソーシアム等の規約等、02.事業実施体制の分かる資料、03.財務資料、04.事業実施計画書、05.見積書、06.機械の性能がわかる資料、07.機械リース計画書、08.根拠データ、09.環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、10.審査基準の加算ポイントに係る証拠書類、11.サービスの提供地域がわかる資料（地図等）、12.申請書類チェックシート、13. 農業機械専用運搬車導入理由書、14.その他参考資料

書類名	URLの記入欄

様式第10－２号（第８関係）

サービス事業利用者一覧
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

2 サービス利用者一覧（提供を予定している全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス（必ず記載すること）						見込み
		内容（防除、施肥、収穫等）	対象作物	（A）サービスを提供している現状値面積（ha）（注5）	（B）サービスを提供する面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）	
1						0		－
2						0		－
3						0		－
4						0		－
5						0		－
6						0		－
7						0		－
8						0		－
9						0		－
10						0		－
11						0		－
12						0		－
13						0		－
14						0		－
15						0		－
16						0		－
17						0		－
18						0		－
19						0		－
20						0		－

	（A）合計面積（ha）	（B）合計面積（ha）	（B）－（A）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）

（注1）本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
（注5）「（A）サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	（F）サービスを提供している現状値面積（ha）	（G）サービスを提供する面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－

	（F）合計面積（ha）	（G）合計面積（ha）	（G）－（F）面積（ha）	時間（h）	サービス利用者数
計	0	0	0	0	0
	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）

（注1）本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
（注2）提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
（注3）記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
（注4）見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
（注5）「（F）サービスを提供している現状値面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状値面積合計（A＋F）　計 0 ha

5 サービスを提供する面積合計（B＋G）　計 0 ha

6 サービス利用増加面積合計（C＋H）、平均（（C+H）／（E+J））　計 0 ha　平均 #DIV/0! ha

7 サービス利用時間合計（D＋I）、平均（（D+I）／（E+J））　計 0 （h）　平均 #DIV/0! （h）

8 サービス利用者合計（E＋J）　計 0 者

様式第10－３号（第８関係）

事業実施体制に関する書類
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

〇年〇月〇日時点

１．事業実施主体の概要（※）		
	名称	
	所在地	
	代表者	
	副代表者、役員等	
	事業年度	
	従業員数	
	事業内容	
２．サービスの概要（※）		
	サービス分類	
	サービス内容	
	サービス対象品目	
	サービス対象地域	
	サービス提供期間	
	サービスの最低利用期間	
３．料金・オプション（※）		
	基本料金単価	
	追加料金要件	
	その他サービス利用者が負担する主な料金	
	解約・違約費用等	
４．サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）		
５．サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項		
６．責任範囲・保証内容		
７．保有資格等		
８．問合せ先（※）		
	電話番号	
	受付時間	
	担当部署	
	メール、問合せフォーム等	

（注）　※を付したものは必須事項です。

様式第10－４号（第８関係）

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－２の第８に基づき以下のとおり、チェックシートの取組を実施します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
（※）に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（１）適正な施肥

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

（２）適正な防除

※農産物等の調達を行う場合
□ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

（３）エネルギーの節減

□ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

□ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

□ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

（４）悪臭及び害虫の発生防止

※肥料・飼料等の製造を行う場合
□ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

□ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

□ 資源の再利用を検討

（６）生物多様性への悪影響の防止

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
□ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※特定事業場である場合
□ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

（７）環境関係法令の遵守等

□ みどりの食料システム戦略の理解

□ 関係法令の遵守

□ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

※機械等を扱う事業者である場合
□ 機械等の適切な整備と管理に努める

□ 正しい知識に基づく作業安全に努める

様式第10－５号（第８関係）

申請書類チェックシート
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

事業実施主体名

※申請書類を送付する際に、このチェックリストで書類のチェックを行い、申請書類と併せて提出してください。

区分		申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄
実施体制		01.コンソーシアム等の規約等	コンソーシアム等を構成する場合、構成員、代表者、意思決定方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理方法、内部監査、事務手続に係る不正を防止する仕組み等が記載されているもの。	□
	◎	02.事業実施体制の分かる資料	様式第10－３号について、サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を添付すること。	□
	◎	03.財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの（原則として過去3か年分の財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関（またはそれに準じる組織）の証明があることが望ましい。）。	□
事業計画	◎	04.事業実施計画書	eMAFFにて申請する場合は、それをもって事業実施計画書の提出に替えることができるものとする。	□
	◎	05.見積書	経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り（導入台数分・原則3者以上）を添付すること。	□
	◎	06.機械の性能がわかる資料	導入機械の性能がわかるパンフレット等の資料を添付すること。	□
		07.機械リース計画書	農業機械等をリース導入する場合は別添2の機械リース計画書を添付すること。	□
	◎	08.根拠データ	・事業実施計画書に記載している数値（現況及び目標年の面積又、経営体数及びサービスの売上等）の根拠が確認できるものを添付すること。 ・様式10－２号　農業支援サービス事業利用者一覧記載の利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。	□
	◎	09.環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付すること。	□
		10.審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	実施要領別記3－2別表6の審査基準の加算ポイントに係る取組を行う場合はその証拠書類を添付すること（番号4以降に係る取組を行う場合は計画の認定がわかる書類を添付する　等）。	□
	◎	11.サービスの提供地域がわかる資料（地図等）	サービスの提供地域がわかるように、サービスの提供範囲を囲うなどした都道府県地図を添付すること。	□
共通	◎	12.申請書類チェックシート	本チェックシートのこと。	□
		13.農業機械専用運搬車導入理由書	農業機械専用運搬車を導入する場合は様式第17号を添付すること。	□
		14.その他参考資料	事業実施計画書等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	□

注１）◎印の付いた資料については原則提出の必要があります。
注２）申請内容等の確認のため、必要に応じて、農産局長、地方農政局長等、都道府県知事から追加の資料を求める場合があります。

別添２－１（様式第10関係）　　（共同申請者記載）
（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

機械リース計画書

（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

年　月　日

都道府県知事　殿

【事業実施主体名】

フリガナ　　フリガナ
氏名　　代表者氏名

〒　　－
住所
電話番号

【リース事業者名】

※導入する機械によってリース事業者が異なる場合はリース業者毎に作成してください。

フリガナ
事業者名
代表者名

〒　　－
住所
電話番号

機械リース計画書を作成したので提出します。

1　リース計画に基づいて、次の取組を行います。

2　リース事業者がリース計画に違反した場合（リース事業者の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、リース事業者が都道府県知事に補助金を返納します。

3　本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。

4　リース料補助申請額　　円

5　取組の内容
別添個票のとおり。

別添２－２（様式第10関係）　　（共同申請者記載）
個票（リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用）

機械リース計画書 （№○）

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

<table>
<tr><td rowspan="3">対象機械</td><td>機種名</td><td></td><td>数量</td><td>台</td></tr>
<tr><td>型式名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">現有機の有無
(有の場合：能力・取
得年月・台数など)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">リース期間</td><td>開始日～終了日（※１）</td><td colspan="3">～　　（年）</td></tr>
<tr><td>リース借受日から○年間（※２）</td><td colspan="3">（年間）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">リース物件購入価格（税抜き）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td>うちオプション分（税抜き）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">残存価格（リース期間終了後の残価設定）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">リース料補助申請額</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">リース諸費用（金利・保険料・消費税）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td>うち税相当分</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">機械利用者負担リース料（税込み）</td><td colspan="3">（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">リース物件保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">リース事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。
注２：リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。
A:[リース物件購入価格（税抜き）]×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内
B:（[リース物件購入価格（税抜き）]－[残存価格]）×１／２以内
注３：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。
注４： 添付書類は、以下のとおり。
① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
② その他都道府県知事及び地方農政局長等が必要と認める資料

様式第11－１号（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の事業実施計画の申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－２の第８の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注）関係書類として、様式第９－１号から様式第９－５号までを添付すること。

様式第11－２号（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の交付決定前着手届について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－２の第８の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

様式第12号（第９関係）

事業実施状況報告書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち〇〇型（※１）サービス支援タイプ）

提出先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　事業実施主体名

２　成果目標の達成状況

事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）	事業実施前年度（〇年度）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施状況報告年度（〇年度）の達成率（%）
成果目標に係る年度ごとの目標値					
成果目標に係る年度ごとの実績値					

拡大量（目標年度実績値－事業完了前年度実績値）（ha）	

３　成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業の工夫等についても記入すること）

４　添付資料

・「２　成果目標の達成状況」に記入した成果目標達成状況の値に関する根拠資料を添付すること。
・目標年度における事業実施状況報告書には、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを添付すること。

５　事業の進捗状況及び成果目標の達成状況に対する評価

注　（※１）には該当する事業メニュー（広域型又は地域型）を記入すること。

様式第13号（第８、第９関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿※1
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　　在　　地
氏　　名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援の事業実施状況報告書（○○年度）の提出について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－２の第８の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）１　※１について、地域型サービス支援タイプの場合は必要に応じて申請先の都道府県知事名を記入すること。
２　関係書類として、様式第12号の事業実施状況報告書を添付すること。
３　実施要領別記３－２の第９による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること。

様式第14－１号（第９関係）

都道府県事業実施計画
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

都道府県名：

１　事業計画

事業の目的・内容	
事業完了予定日	

２　地域型サービス支援タイプ申請者内訳

番号	事業実施主体名	実施要領別記３－２別表５に定める作業の種類等による区分	ポイント													事業完了予定日	総事業費（円、税込）	負担区分		
			１　事業実施主体が導入する機械の能力とサービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断	２　サービス提供面積の拡大量に係る目標	３　事業実施主体が以下に該当する場合 ・既に何らかのサービス事業を行っている者のうち、これまでサービスに用いていた農業機械に加え、新たに別の種類の農業機械を用いて新規事業（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に取り組む場合。 ・これまでサービス事業を行っていない者のうち、新たにサービスを提供する取組（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）を実施する場合。	４　事業実施主体が導入する農業機械等が以下のものに当てはまる場合 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（圃場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャスタや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン	５　事業実施主体が採択決定通知日まで、もしくは事業実施年度中にスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致している場合にその旨を記載。	６　事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合	７　事業実施主体が導入する農業機械等が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	８　本事業の申請に係るサービス事業がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	９　サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第19条第１項及び２項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合	10　サービス提供地域において策定された地域計画に事業実施主体であるサービス事業体が位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	11　サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合	合　計			国庫補助金（円）	補助率	自己資金（円）（リース導入の場合：共同申請者に支払うリース賃用総額等）
																事業費の合計				

（注）地域型サービス実施主体から提出された様式及び添付資料を添付すること。

様式第14－２号（第９関係）

都道府県推進事務費内訳表
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

都道府県名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　概要

推進事務費の額（円）	
国庫補助金の合計額（円）	
推進事務費申請額（円）	

（注）推進事務費申請額は、国庫補助金の合計額の10%を超えないこと。

２　推進事務費の内訳表

費目	細目	金額（円）	内　　容	内　　訳
推進事務費の合計				

（注２）「費目」及び「細目」欄には、実施要領別記３－２別表３に掲げる費目及び細目を記載すること。

様式第15号（第９関係）

都道府県事業実施状況報告書
（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

提出先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　都道府県名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　成果目標達成状況（実績値）

事業実施主体名	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）					
	事業実施前年度（〇年度）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	事業実施状況報告年度（〇年度）の達成率（%）	拡大量（目標年度実績値－事業完了前年度実績値）

（注）事業実施主体から提出された様式及び資料を添付すること。

様式第 16 号（第９関係）

番　　号
年　月　日

○○地方農政局長　殿※1
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
代表者氏名

改善計画（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち○○型※2サービス支援タイプ）

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援のうち○○型※2サービス支援タイプにおいて、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、下記の改善計画を実施しますので、報告します。

記

１　事業の導入及び取組の経過

２　当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題

３　事業の実績及び改善計画
（改善計画は１か年の計画とし、本事業の事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

区分		指標	事業実施後の状況							改善計画	
			目標値（　年）	事業実施前年度（　年）	事業実施年度（　年）	１年後（　年）	２年後 目標年度（　年）		達成率	○年目（　年）	達成率
成果目標	事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る成果目標（ha）	農地面積（ha）									

注）改善計画に２年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

４　改善方策
（事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。）

５　改善計画を実施するための推進体制

注　（※１）について、地域型サービス支援タイプの場合は必要に応じて申請先の都道府県知事名を記入すること。
（※２）には該当する事業メニュー（広域型又は地域型）を記入すること。

様式第17号（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

○○地方農政局長　殿
（北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）
（間接補助事業の場合は、都道府県知事）殿

事業実施主体名
所在地
氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和７年１月15日付け６農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記３－２の第８の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

１．サービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

２．補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

３．導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別（残存年数※）

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

（注）１　当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること（採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合）は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。
２　事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。